

平成20年 2 月宮崎県定例県議会（当初）

## 総務政策常任委員会会議録

平成20年 3 月11日～14日

場 所 第2委員会室

平成20年 3月11日（火曜日）

午前10時6分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成20年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第19号 宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 宮崎県公益認定等審議会条例
- 議案第28号 宮崎県条例の形式の左横書きの実施に関する条例
- 議案第33号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 包括外部監査契約の締結について
- 請願第4号 高鍋土木事務所存続に関する請願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・「不適正な事務処理」の再発防止に向けた取組について
  - ・指定管理者制度の第二期指定について
  - ・平成20年7月1日付けの市町村への権限移譲について
  - ・物品の購入に係る一般競争入札（条件付）の導入について
  - ・「宮崎県市町村消防広域化推進計画」策定について
  - ・不適正な事務処理に対する監査の対応

出席委員（9人）

委員長	中野 廣 明
副委員長	松村 悟 郎
委員	中村 幸 一
委員	星原 透
委員	黒木 覚 市
委員	外山 衛
委員	鳥飼 謙 二
委員	河野 哲 也
委員	川添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	渡辺 義 人
総務部次長 （総務・職員担当）	吉瀬 和 明
総務部次長 （財務担当）	宮田 廣 志
危機管理局長	佐藤 勝 士
部参事兼総務課長	米 良 剛
部参事兼人事課長	岡村 巖
部参事兼行政経営課長	米原 隆 夫
財政課長	和田 雅 晴
税務課長	後藤 文 雄
総務事務センター課長	柄本 寛
危機管理室長	日高 昭 二
消防保安室長	押川 利 孝

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田 涉
議事課主任主事	今村 左千夫

○中野委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の日程でありますけれども、お手元に配付しております日程案を一部変更いたしました。総務課、人事課、行政経営課、財政課、総務事務センターということでやっていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 なお、当初予算関係の審査方法についてであります。お手元に配付しております資料「委員会審査の進め方（案）」をごらんください。今説明した案で細分化いたします。

今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、当初予算全体の説明を聞くために、総務部の審査を先に行うこととし、その後、総合政策本部及び各種委員会の審査を行いたいと思っております。また、総務部の審査につきましては、長時間に及ぶことが想定されますので、説明・質疑を行い、最後に総括質疑を行うことと考えております。審査の進め方については以上でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 では、そのように決定いたします。

また、執行部職員の不在についてであります。総務部の行政経営課の米原部参事兼課長が、病気のため、欠席する旨の不在届が提出されております。課長にかわり、井手課長補佐が説明及び答弁を行いますので、御了承ください。

暫時休憩します。

午前10時7分休憩

---

午前10時9分再開

○中野委員長 再開いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時9分休憩

---

午前10時10分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺総務部長 おはようございます。それでは、今回御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付しております資料、「平成20年度当初予算案の概要について」、「総務政策常任委員会資料」などに基きまして御説明させていただきます。

まず、平成20年度当初予算案について御説明いたします。お手元の「平成20年度当初予算案の概要について」をお願いいたします。

1 ページをお開きください。今回の予算編成の基本的な考え方があります。平成20年度当初予算は、昨年10月に決定いたしました予算編成方針に基づき、1つ目として、財政改革の着実な実行、2つ目として、新みやざき創造戦略に基づく重点施策の推進、3つ目として、県民目線による見直し・県民総力戦による実行を基本方針とし、検討してまいりました。平成19年度予算は、骨格予算、肉付け予算と分かれておりましたので、20年度当初予算が、知事にとりまして初の通年予算となるわけですが、財政改革を推進しながら存在感のある自治体となることを目指しまして、優先度が高く特色ある施策には積極的に取り組む「オンリーワンの宮崎を目指して～宮崎再生推進予算」として編成したところであります。

2 ページをごらんください。一般会計当初予算案の規模は5,590億8,600万円、前年度と比較して1.0%の減となります。なお、前年度との比較は、19年度6月補正後予算、いわゆる肉付け後予算との比較であります。下のほうにグラフ

がございますが、見ていただきますと、予算の規模は、平成14年度から7年連続のマイナスとなりましたが、平成20年度は、公債費、社会保障費といった義務的経費の増などによりまして、その下の表にありますとおり、減少幅は縮小しているところであります。

右の3ページをごらんください。歳入予算の特徴であります。まず、自主財源比率は38.6%と、前年度に比べ0.1ポイントふえましたが、これは収支不足の拡大により繰入金が増加したことが影響しておりまして、県税のシェアは逆に0.5ポイント減となっている状況であります。一方、依存財源は、県債のシェアが地方交付税の代替財源である臨時財政対策債が増加したことにより、0.5ポイントふえましたが、国庫支出金のシェアは1.0ポイント減となっております。以下、特徴的な事項につきまして、自主財源、依存財源ごとに御説明いたします。

めくっていただきまして4ページをごらんください。初めに、自主財源の状況であります。まず1番目の県税は、企業収益や消費の減少等により、法人関係二税や地方消費税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税等が減少し、962億円で、前年度に比べ40億円余の大幅減であります。また、地方消費税清算金も205億8,000万円で、約9億円の減となっております。一番下の表に県税伸び率の推移をあらわしておりますが、県税は平成17年度以降増加をし、特に昨年度は税源移譲等の影響で大幅な伸びとなっておりますが、全国的に大都市圏以外は税が伸び悩んでおり、本県では4%減という厳しい状況となっております。

上に戻っていただきまして、上の箱書きの中の2つ目の財産収入は、財産売り払い収入の減等により11億6,800万円と、約3億円の減となっ

ております。

一方、3つ目の繰入金は、財源調整のための基金繰入金が前年度より約30億円ふえたことなどにより、360億200万円と大幅に増加しております。この結果、右の5ページの一番上の表の形であらわしておりますが、基金残高の推移にありますように、財源調整のための基金残高は、20年度末で213億円程度と大きく減少する見込みであります。

次に、6ページをごらんください。依存財源の状況であります。まず、1番上の地方交付税ですが、1,859億4,300万円で、前年度をやや下回っておりますが、交付税の代替財源であります臨時財政対策債との合計では、地方税の偏在是正に伴う地方交付税の特別枠、いわゆる地方再生対策費であります。これが臨時財政対策債で措置されたため、2,094億1,600万円と前年度に比べ約40億円の増となっております。今申し上げましたことは、右の7ページの上の表にまとめておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それから、6ページの上から3つ目ですが、地方特例交付金であります。これにつきましては、減収補てん特例交付金の創設等により11億8,100万円と、3億円余りの増となっております。この減収補てん特例交付金は、税源移譲に伴いまして所得税から控除し切れない住宅ローン減税額を個人住民税から控除することになり、それに伴う県税の減収分を補てんするものであります。

その次の国庫支出金であります。補助公共事業の減等により839億5,400万円で、61億円余の減となっております。

次の県債は、先ほど御説明を申し上げました臨時財政対策債が特別枠の措置等でふえたこと

により685億6,800万円と、19億円余の増となっておりますが、臨時財政対策債を除いた通常分は、公共事業の減等により22億円余の減となっております。なお、県債残高につきましては、平成18年度をピークに減少に転じまして、平成20年度末の県債残高は9,070億円程度で、平成19年度末の9,104億円に比べ、34億円減となる見込みであります。これにつきましても、右の7ページに表として取りまとめておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

次に、8ページをごらんください。歳出予算の特徴であります。まず、性質別の状況を記載しておりますが、内容につきましては9ページをごらんいただきたいと思ひます。

①の義務的経費についてであります。公債費が増加をいたしますが、人件費の減により2,628億8,300万円で、前年度に比べ6億円余の減となっております。2つ目の義務的経費の内訳の一つであります人件費であります。職員数の減等による職員給料の減や退職手当の減などによりまして、前年度に比べ18億円余の減となっております。1つ飛びまして公債費であります。平成17年度以降減少しておりましたが、増加に転じ、882億6,400万円で、前年度より9億円余の増となっております。

次に、②の投資的経費であります。第2期財政改革推進計画に基づく公共事業費の減や災害復旧費の減によりまして、前年度と比べ56億円余、率にして4.4%減となっております。このうち普通建設事業費は、高速自動車国道等の直轄事業負担金が増加をしますが、補助公共事業及び単独公共事業の減により、3.3%減とほぼ財政改革推進計画どおりの減少率となっております。

③の一般行政経費であります。貸付金の増等により1,721億400万円で、前年度より6億円

余の増となっております。このうち、貸付金は合併関係市町村の高金利地方債の繰り上げ償還を支援する貸付制度の創設により、20億円余の増となっております。また、3つ目の補助費等は、後期高齢者医療制度の創設等により社会保障関係費が増加をしますが、一方で、選挙関係費の減や事務事業の見直し等により、トータルとしては12億円余の減となっております。この社会保障関係費の増の例を一番下に記載しておりますが、後期高齢者医療費関係で117億円と、19年度の老人保健医療対策費に比べ、25億円増と大幅な負担増となっており、今後もこうした社会保障関係費の増が県財政を圧迫する大きな要因となるものと見込んでおります。

次の10ページから12ページにかけましては、款別の歳出予算の状況を記載しておりますが、後ほどお目通しをいただきたいと思ひます。

また、13ページには、特別会計、公営企業会計について記載しておりますが、こちらにつきましても後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

14ページをお開きください。新たな財政改革の着実な取り組みについてであります。平成20年度予算編成におきましても、第2期財政改革推進計画に基づき、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直し等をさらに推進したところであります。2つ目の四角にありますとおり、地域財政見通しでは、平成20年度の収支不足見込額は264億円であります。県税を初めとする歳入の減や、見込みを上回る歳出の増などにより、収支不足は386億円程度まで拡大をいたしました。これに対し、さらなる事務事業の見直し等により、最終的な収支不足額を286億円程度まで圧縮したところであります。また、財政の健全化に向け、県債残高の縮

減に努めているところであり、先ほども申し上げましたが、4つ目の四角にありますとおり、20年度末残高は、19年度末残高よりさらに34億円減少する見込みであります。

さらに、事業仕分け委員会の提言を初め、県民の方々からのさまざまな意見等をもとに、徹底した事務事業の見直しを行いまして、捻出した財源の一部を県政の重要施策に充当し、新規事業として120件、改善事業として82件を盛り込んだところであります。

一方、一番下の四角にありますとおり、平成20年度末の基金残高につきましては、収支不足の拡大により取り崩し額が増加したことにより、先ほども申し上げましたが、213億円程度と厳しい状況になっております。

右の15ページから16ページには、具体的な取り組みを記載しておりますが、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

次に、17ページをごらんください。その他特記事項を記載しております。まず、①のゼロ予算施策の推進であります。制度の改善や窓口サービスの充実、県有施設の有効活用・開放など、新たな予算を伴わずに県民サービスの向上に資する施策を、引き続き積極的に推進することにいたしております。

次に、②の「提案・かえるのたまご」の事業化であります。職員から県政の課題に対応する政策提案等募集した「提案・かえるのたまご」の提案内容の中から、平成20年度に実施可能なものを事業化したところであります。

最後に、③の不適正な事務処理に関する再発防止策の着実な実施についてであります。二度と不適正な事務処理が起きることのないよう、再発防止策に基づき、予算執行システムや物品調達システム面での対策等を推進することとい

たしております。具体的には、予算の流用をするいとまがなく緊急に備品の購入が必要となった場合に、迅速に対応できるように、一番上にありますように、各部連絡調整課に調整事務費として合計600万円を措置いたしましたほか、流用手続の簡略化も行う予定であります。また、一番下のところにありますように、出先機関への物品管理事務に関する指導や、本庁における物品の納品検査の強化を行うために、指導専門員及び検査専門員を配置することとしたところであります。

平成20年度当初予算案の概要につきましては、ただいま申し上げたとおりであります。

次に、資料が変わりまして、総務政策常任委員会資料のほうをお願いいたします。委員会資料の4ページをお願いいたします。総務部の各課別集計表であります。表の一番下の総務部計のところではありますが、平成20年度の当初予算額は1,279億3,151万円で、前年度当初予算と比べて9億567万9,000円の増となっております。

次に、予算議案以外の議案について御説明申し上げます。委員会資料の表紙の裏に目次が掲げてございますので、目次をごらんいただきたいと思っております。こちらの2の特別議案関係であります。議案第19号「宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例」及び議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、厳しい財政状況の中で本庁、出先機関にわたる再編を行い、スリムで効率的な組織体制の構築を図るため、関係条例の改正をお願いするものであります。

なお、関連資料として組織改正案の全体を示します「平成20年度組織改正案」を別途お手元にお配りしております。これは後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

その他、この両議案のほかに2つの特別議案がございますが、私の説明は省略させていただきます。

次に、目次の3番目、その他報告であります。本日御報告いたしますのは、まず、1番目にあります不適正な事務処理の再発防止に向けた取り組みについて、ほか4件であります。それぞれ詳細につきましては担当課長、室長から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

なお、行政経営課長の代理といたしまして課長補佐の井手が出席をいたしております。行政経営課に係るものにつきましては、課長補佐のほうから御説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

**○後藤税務課長** それでは、常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。県税収入及び地方消費税清算金の当初予算につきまして御説明申し上げます。1ページの表の県税の次の地方消費税清算金であります。消費税の申告につきましては、事業者が本店等の所在地に支店等の分も含めて一括申告することになっております。したがって、その申告は地方よりも大都市に集中しておりますので、各都道府県の消費にあわせてその地方消費税を配分する必要があります。このため、各都道府県間で清算することになります。予算額は205億7,978万7,000円を計上いたしております。前年度に比べまして8億9,792万1,000円、4.2%の減となっておりますが、これは全国の地方消費税総額が減少するものと見込まれるからであります。

続きまして、3ページをお願いいたします。県税の収入予算につきまして御説明申し上げます。県内の経済動向や主要企業の業績見通し、19

年度の税収実績、地方財政計画等を総合的に検討して見込んだものでございます。当初予算は①の県税計の欄であります。962億円を計上したところであります。これは前年度当初比、①－②の欄であります。40億4,000万円の減、96.0%となっております。

税目別の内訳ではありますが、増減幅の大きな税目につきまして御説明申し上げます。増減額①－②の欄をごらんいただきたいと思っております。個人県民税でございますが、税源移譲の平年化等によりまして7億2,300万円余の増収であります。次の法人県民税と、中2つ飛びまして法人事業税でございますが、企業収益の減少が見込まれることによりまして、法人県民税が5億4,700万円余、法人事業税が10億9,200万円余の減収、次の譲渡割地方消費税が、消費の減少によりまして10億4,000万円余の減収、中4つ飛ばしまして5つ目の自動車税であります。課税台数の減少によりまして6億5,300万円余の減収、1つ飛びまして自動車取得税が、新規登録台数の減少によりまして5億6,100万円余の減収、その下の軽油引取税が、販売数量の減少によりまして6億9,000万円余の減収と見込んでいるところであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

**○中野委員長** 以上、議案の概要説明及び歳出予算等の説明が終わりました。これまでのところで質疑はありませんか。

**○鳥飼委員** これまでのということですから、当初予算案の概要について、部長から説明をいただいた分ですけれども、5ページ、基金残高が19年度で497億円あるようになっております。先ほど説明をいただいたところで、収支改善の見込みで、財政課のときに出てくるのかもしれませんが、15ページに、20年度における収支

不足額、収支改善の取り組みということで、結果的に386億が収支不足になったということになりました。中期財政見通しの収支不足額の264億円から120億程度増額したということです。そこでお尋ねをいたしますけれども、先ほどの5ページに戻りまして、497億が最終の残高見込みになったんですけど、当初は今の386億に該当する数字というのは幾らだったのか。財政課のときにやったほうがいいかもしれませんけれども、極端に歳入とといいますか、基金が減額されるわけですね。これでいいますと、20年度末では280億程度取り崩すようなことになると思うんですけど、19年度当初では残高見込みはいかほどであったのか。

**○和田財政課長** 19年度当初予算、肉付けの予算を編成するときに、256億円の基金を取り崩しまして、結果的にその時点で今年度の2月補正後の見込みとして見込んでおりましたのが、たしか412億円程度だったと記憶しております。ただ、これが多いのは、今年度の場合、6月補正の時点で組んでおりますので、今回と違しまして、専決処分等で基金が戻っている分も含んだ状態で6月の場合はなっていますので、そういった時点の違いはございますけれども、6月の肉付けのときに予算編成した時点では、19年の2月補正後の残高としては412億円程度見込んだというふうに記憶しております。

**○鳥飼委員** そうしますと、85億程度圧縮を図ったという理解でよろしいんですか。

**○和田財政課長** その412億円の後に、決算の剰余金でありますとか、ことしの2月補正での基金の積み戻し、そういったことによりまして基金を一定程度確保したと、そういう状況になっているということでございます。

**○鳥飼委員** 乱暴な意見になりますけど、同様

の努力をしていくとすれば、20年度末には約300億円程度を見込んでもよろしいということでしょうか。

**○和田財政課長** 財政改革推進計画におきましては、毎年年度途中で85億円程度は基金が戻るだろうという見込みをしておりますので、現時点でお示ししております基金の残高は213億円ですけれども、これにプラス85億円は財政改革推進計画では少なくとも戻るだろうという見込みはいたしております。ただ、仮に85億円戻りましても、資料の14ページをお開きいただきたいと思うんですけども、資料の14ページの下に表で、第2期財政改革推進計画における見直し目標額を入れておりますが、その表の平成20年度のところの一番下の欄ですけれども、財源調整のための基金残高ということで、平成20年度の2月補正後の残高の見込みとしては、一応389億円を見込んでおりますので、これとのギャップでいきますと、今213億円ですので、170億円以上ギャップがあると。仮に85億円戻ったとしても、それでもやはり389億円には遠く及ばないということで、非常に厳しい状況かなというふうに認識をしているところであります。

**○中野委員長** ほかにございませんか。よろしいですね。

それでは、引き続き、各課・室長に説明をお願いするわけでありますが、審査に時間を要するため、数課ごとに説明と質疑を行い、それが一通り終了した後に総括質疑の時間を設けたいと思いますので、御協力をお願いいたします。なお、歳出予算の説明につきましては、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭をお願いいたします。

まず、総務課、人事課、行政経営課、財政課、総務事務センターの審査を行いますので、関係



の方だけお残りいただき、その他の方は別室で待機をお願いいたします。

それでは、準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

---

午前10時40分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、総務課長、人事課長に説明をお願いいたします。

○米良総務課長 総務課の平成20年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料をごらんいただきたいと思います。歳出予算説明資料の29ページでございます。総務課の平成20年度当初予算額は19億7,506万7,000円でございます。平成19年度の当初予算に比べ、4億926万2,000円、率にして26.1%の増となっております。

31ページをお開きください。上から2段目の(款)総務費18億8,236万7,000円でございます。その主なものについて御説明をいたします。

まず、下から2段目、(事項)文書管理費でございます。これは文書の收受発送及び文書の管理保存に要する経費でございます。予算額8,611万6,000円をお願いしております。このうち説明欄の3でございますが、総合文書管理システム運営管理事業6,971万9,000円でございます。この事業は、文書の起案・決裁・保存などを電子的に処理し、文書管理事務の適正化、効率化などを図る総合文書管理システムの機器の借上げとその運用管理を行うものでございます。

次に、32ページをお開きください。下のほうの(事項)庁舎公舎等管理費でございます。これは庁舎等の維持管理に要する経費でございます。庁舎等の光熱水費や保守管理のための各

種業務委託費、及び職員宿舍建設に要した費用を地方職員共済組合へ償還するための経費でございます。予算額11億7,987万6,000円をお願いしております。なお、説明欄の3でございますが、職員共済住宅借家料6億5,905万6,000円ありますが、これは地方職員共済組合の資金を使って建設した職員宿舍についての償還金であります。通常ベースですと、18棟に係る2億9,118万7,000円となりますが、このうち金利が6%と高い6棟について、21年度から23年度までの元金支払い分3億6,786万9,000円を20年度に繰り上げて償還するため、この額となっております。このことによりまして、21年度から23年度の金利4,288万9,000円が負担減となります。

次に、33ページをごらんください。上から1段目の(事項)公有財産管理費でございます。これは公有財産の管理・運用などの事務を円滑に遂行するための経費でございます。災害共済の保険料や公共下水道受益者負担金、及び県有資産所在市町村交付金などがございます。予算額2億7,737万7,000円をお願いしております。

次に、(款)災害復旧費でございます。一番下の(事項)県有施設災害復旧費でございます。34ページにかけて記載しておりますが、これは台風等により被災した県有施設の災害復旧に要する経費でございます。予算額9,270万円をお願いしております。

総務課は以上でございます。

○岡村人事課長 それでは、人事課分につきまして御説明させていただきます。

同じく、20年度歳出予算説明資料でございますが、35ページをお開きください。人事課の20年度当初予算額は66億7,913万1,000円でございます。前年度当初に比べて3億1,763万3,000円、率にしまして4.5%の減少となっております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。めくっていただきまして37ページをごらんください。中ほどの（事項）人事調整費6億8,558万2,000円でございます。これは非常勤職員の雇用、赴任旅費、産休・休職者等の代替臨時職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費でございます。

次に、（事項）人事給与費55億9,743万5,000円でございます。めくっていただきまして38ページをごらんください。説明欄の2にありますように、退職手当54億191万4,000円が主なもので、前年度当初に比べて3億3,952万8,000円、率にして5.9%の減となっております。これは定年退職者等が前年度当初に比べて減少しまして、前年度229人全体で見えておりましたものが209人ということで、20人減少する見込みなどによるものでございます。

次に、説明欄3と4の人事給与システム再構築事業でございます。職員の人事管理や給与の計算などを行う人事給与システムについては、大型汎用機にかわる新たなシステムを現在再構築しているところであり、平成20年度に要する経費につきましては、運用経費と開発経費に分けて計上させていただいております。まず、3の運用経費につきましては、人事給与システムのうち、先行して稼働しておりますオンラインシステムの保守管理や、ハードウェアのリース料などとして5,577万6,000円を計上しております。また、4の開発経費につきましては、18年度から開発に着手しておりますシステムの本体部分の詳細設計やプログラム開発等に要する経費として1億3,125万円を計上しております。

次に、（事項）県職員研修費3,915万3,000円でございますが、これは自治学院において行う県職員の研修に要する経費でございます。今後と

も、自治学院での研修を初め、職場研修の実施など、研修内容の充実を図っていくこととしております。

次に、（事項）職員派遣研修費1,762万9,000円でございます。これは自治大学校への派遣研修及び上海外国語学校への語学研修生派遣や、職員の自主企画による短期海外研修などに要する経費でございます。

当初予算については以上でございます。

次に、その他の報告事項につきまして御説明させていただきます。資料がかわりまして委員会資料をごらんください。18ページをお開きいただきたいと思っております。不適正な事務処理の再発防止に向けた取り組みについてでございます。昨年12月の決算特別委員会分科会におきまして、再発防止に向けた取り組みの概要について御報告させていただきましたが、本日は、その後の取り組み状況につきまして報告させていただきます。

1の方針にありますとおり、研修など実施可能なものについては19年度中に既に着手しておりまして、組織やシステムの見直し等伴うものについても、平成20年度からの実施に向けて準備を整えているところでございます。

2の主な再発防止策の内容については、平成19年度の実績と20年度の計画を19～20ページに挙げておりますが、主なものを申し上げますと、まず、1の職員の意識改革でございます。管理職を含めた職員一人一人の意識改革が最も重要な課題と考えております。まず、管理職員の意識改革として、1月18日には、すべての所属長約200人を集めまして、コンプライアンス研修を実施いたしました。コンプライアンスの専門家の講話等により、管理職への意識づけができたのではないかと考えております。また職員に対

しては、各所属でさまざまな機会をとらえてコンプライアンス意識の啓発に努めておりますが、各所属でのコンプライアンス研修を支援するため、自治学院から講師等を派遣する制度を新たに設け、既に14回、所属にいたしますと81所属について実施いたしました。20年度は、自治学院での課長、課長補佐、リーダー等の階層別研修にコンプライアンスや財務会計等のメニューを充実強化するなど、職員の意識改革にさらに取り組みたいと考えております。

次に、物品調達システムの見直しについてですが、組織改正でお示ししているとおり、出先機関における物品調達等一元化するため、県内7地区に総務事務センターを設置することとしております。

20ページをお開きください。次に、予算執行システムの見直しですが、緊急に備品の購入が必要となった場合に対応できるよう、各部連絡調整課に調整事務費を措置するものであります。また、柔軟な対応ができるよう、予算流用手続を4月から簡素化することとしており、財務規則の改正等必要な手続を進めているところであります。

なお、表にはございませんが、経費節約を奨励するシステムについては、20年度にシステムの詳細な検討を行い、21年度当初予算から導入することで準備を進めております。

次に、指導検査体制の充実・強化についてですが、再発防止のためには、会計事務及び物品管理事務についての各所属への指導検査の充実強化が大変重要でありますので、4月から新たに、会計課に特別審査指導担当、総務事務センターに物品管理に関する指導専門員を設置し、出先機関に対する会計事務や物品管理の指導の徹底に当たることといたします。

その他の対策といたしましては、職員を対象とした内部通報制度の充実や、物品取り扱い業者を対象とした外部通報制度の導入を4月から実施いたします。

今後、不適正な問題が発生しないためには、まずは職員のコンプライアンス意識を高めまして、組織としての自浄能力を発揮するということが基本でございますけれども、それらを補完する制度としてこれらの制度も重要であり、利用しやすい制度を整備していきたいと考えております。

以上が再発防止策のこれまでの取り組みと20年度の計画の概要でございます。申しわけございませんが、18ページにお戻りいただけませんか。3についてですが、これらの再発防止策を着実に推進するとともに、最も重要であります職員の意識改革、コンプライアンス意識の徹底を図っていくために、全庁的な推進体制を整備することとしております。

まず、コンプライアンス推進委員会の設置についてであります。副知事を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置いたします。委員は、総務部長及び各部局の総括次長といたします。また、事務局は、不適正な事務処理問題の内部調査委員会のメンバーでもあります人事課以下5課で構成いたします。委員会の所掌事務は、まず、職員のコンプライアンス意識の徹底に係る全庁的な取り組み方針の作成及びその推進、2といたしまして、各部局でそれぞれ実施するコンプライアンスの取り組み状況についての検証、最後に3といたしまして、不適正な事務処理問題に係る再発防止策の進捗状況の管理でございます。

設置時期につきましては、今年度中に設置することといたしております。

次に、各所属におけるコンプライアンスの取り組みを着実に実施するため設置するコンプライアンスリーダーについてであります。このコンプライアンスリーダーには、本庁においては課長補佐、出先機関においては次長等がつくことといたしております。コンプライアンスリーダーは推進体制のかなめでございます、所属にコンプライアンスに係る問題がないかということ等を常に把握し、リスク管理を行うとともに、職員に対する継続的な研修や相談を通しまして、コンプライアンス意識の啓発・徹底を図るのが役割でございます。具体的には、そこに書いてございますとおり、まず、それぞれの所属内におけるコンプライアンスに係る注意事項の洗い出しを行う。次に、それを踏まえた所属内のコンプライアンスのチェックシートを作成するとともに、そのシートを活用して定期的に職場内の点検を行う。さらに、所属内における継続的なコンプライアンス研修を実施することとする。そして、コンプライアンスに係る職員からの日常的な相談に対応する、などでございます。

設置時期については、来年度4月1日の設置を予定しております。

以下、コンプライアンス推進体制全体のイメージ図を下に掲載しております。このような体制のもと、職員のコンプライアンス意識の徹底について継続的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、不適正な事務処理の再発防止に向けた取り組みについて御説明させていただきました。今後とも、これらの取り組みを一つ一つ確実に実施していくことによりまして、県民の皆様の県政への信頼を回復できるよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じますので、県議会

におかれましても、御指導をよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○中野委員長 以上、総務課長、人事課長の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○鳥飼委員 今いろいろ御説明をいただいたんですけれども、歳出予算説明資料では、平成20年度の予算と、比較として19年度の当初が記載をしてありまして、現計予算の11月が記載をしてあります。私どもが見る場合に、時系列といえますか、本年度の当初と新年度の当初予算の比較で見るとは、約1,000億6月で補正をされていると。非常に見にくいとか不親切なんですね。総務部からいただいた歳出予算説明資料では、今年度当初と前年度当初ということで、総計でいくと927億円なんですね。これは余りに不親切ではないかと。税務課長から御説明いただいた際には、ほぼ変わらないということで、県税収入については当初からの確な見積もりがしてあると。確かに、知事がかわられて、通年予算を組まれるというのは初めてだったかもしれません。それはそれでやむを得ないと思うんですけど、なぜこんなにも私たちにとって見にくい資料ができていいのか、そこ辺をお尋ねしたいと思います。

○和田財政課長 お配りしている議案の資料の関係につきましては、御指摘のとおり、これまでどおり、従前と同じように、当初予算ベースでの比較という形でそれぞれ資料については作成をいたしているところでありますけれども、非常にわかりにくいという御指摘が確かにございます。白パンフのこちらのほうにつきましては、基本的には6月の肉付け補正後との比較のデータをできるだけ載せるようにしているという形で、そのあたりを何とかフォローしている

つもりではございますので、一応御理解いただければというふうに考えております。

**○鳥飼委員** きょういただいた総務政策常任委員会資料、これは6月補正と比較してある。ただし、県税分については当初で比較してあるんですね。これはほとんど変わりがないから。1ページの分については、19年6月補正後の額で比較してあるんですね。県税については4月も6月も変わりはない。額もこのままなんです。だから、何か工夫をしていただかないという気がします。こういうことは減多にないと思うんですけども、お願いだけしておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それで、先ほど総務部長からありました調整事務費は、各部連絡調整課に600万ということでありますが、総務部の連絡調整課というのは総務課になるんですよね。総務課の政策調整研究費300万というのかどうかかわらないんですけども、ちょっと御説明いただけますか。

**○米良総務課長** 歳出予算説明資料の31ページになりますけれども、中ほどに連絡調整費というのがございます。備品購入にかかわる調整事務費で計上しているのは、連絡調整費の3番、調整事務費50万が備品購入に備えるものでございます。その上の2番の政策調整研究費というのは、政策課題とか新たな政策を検討するための調査研究費ということで、これは平成16年度から各部の連絡調整課が組んでいるようでございますけれども、そういうものでございます。

**○鳥飼委員** 先ほど総務部長から説明のあった「平成20年度当初予算案の概要について」というところでは、予算の流用をする暇がなく緊急にという場合に600万というのは、全体で600万ということですか。

**○和田財政課長** 全体で600万でございまして、

説明しますと、福祉保健部と農政水産部の2部につきましては、それぞれ100万円、それ以外の8部、知事部局のほか、県警本部、教育委員会を含めた8部につきましては50万円、トータルで600万円ということでございます。

**○鳥飼委員** 了解しました。それと人事課にお尋ねをいたします。委員会資料の18ページで、不適正な事務処理の再発防止に向けた取り組みということで御説明をいただいたんですが、コンプライアンス推進委員会、この横文字ですね、私が気に入らんとっても、それは関係ないよということなんでしょうけれども。法令遵守ということで、法令遵守というほうが望ましいのかなと思いつつながら、それはそれで私の感じですから、どうでもいいことですけども。ただ、わかりやすいようにしていただきたいというのが1つと、もう一つは、不適正な事務処理について、私の意見をこれまでも何回も申し上げていますので、繰り返しませんけれども、職員の意欲をどうやって引き出していくのかという取り組みが、この中に出てきてもいいのではないかなという気もするわけです。

と申しますのは、去年の6月議会からいろいろずっと申し上げてまいりましたけれども、定数の削減なり、いろんな不祥事もございましたし、さらに長年の予算のシステムですね、国を通じての予算システムの結果として起きてきた不適正な事務処理の問題もございました。ですから、なお一層、職員の意欲をどうやって引き出していくのかということを考えるべきだというふうに思っているんです。本会議でも去年の6月に申し上げましたように、辞令がああいう給与明細みたいなのでいいですかとか、30年、20年勤めた場合に、民間ではそれなりのけじめをつけるということもやってきていると。そうい

うことを考えると、不適正な事務処理に、確かに御苦労いただいて大変だったと思うんです。いろんな処理をするにしても、国との関係も含めて。そのことについてやはりこの際、触れておいていただきたかったなという思いがあるんですけれども、人事課長の考えをお尋ねします。

**○岡村人事課長** 職員のやる気をとということで非常にありがたいお話をいただきます。1つは、以前の委員会で御指摘いただいた職員表彰でございまして、職員表彰は今取りやめておるわけですが、これにつきましては、20年度につきましては、大きな式典という形では無理だと思いますけれども、表彰については行うということで復活させていただきたいということで、一部予算は盛り込ませていただいております。全体で80万程度ですが、そういうことで、御指摘のとおり、職員の意識についても非常に重要なことだと思っております、このようなものに限らず、どのようなやり方があるのかというのを、実は今、人事課としても一生懸命内部で検討しているところでございます。

あと、やる気を引き出すシステムとしては、今後の詳細な検討になりますけれども、経費を節約した場合のメリットシステムとか、そういうものはやる気を引き出す一つのものとして機能していくんじゃないかなと考えているところでございます。

**○鳥飼委員** 私も反省をしているんですけど、いろんな本を読むんですね、予算書を読んだり、アメリカの問題を読んだり、地財計画を見たり、飛び飛び読むものですから、頭にちゃんと入らないというものがあるんですけど、県職員の場合も、先ほど申し上げたように、リフレッシュをしてもらって、そして、また頑張ろうという

気になってもらうというのが非常に大事だと思っているんです。本会議でも凶師議員が話しておられましたけれども、いろいろな病気なりでダウンをするという人もふえてきています。それは県庁職員じゃなくて、警察官とか、学校の先生とか、銀行マンとか、日銀の人だってそうなんです。そういうところの人でもそうなんですよ。銀行員なのに銀行強盗をする人がおったり、そんな時代になってきているからこそ、なお一層大事だというふうに思うんです。年休取得状況もそんなに芳しいものではありませんし、時間外も、大きな声では言えませんが、ちゃんと書いているのかなというふうなことも思ったりするものですから、例えば1週間休ませるとか、そんなことをシステム化していくということが大事ではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○岡村人事課長** 今、人員も絞り込んでいるものですから、確かに職員に非常に厳しい状況はございます。ただ、私どもとしては、頑張っていないといけないというのが大前提だと思っておりますけれども、そのあたりの、職員が、働くときは働くけれども、リフレッシュするときはリフレッシュするというメリハリができるように、時間外におきましても、ノー残業デーの徹底というあたりは一生懸命やっております。ただ、やはりその前提として、職務の内容の見直しをしてなるべく短時間で職務ができるように、その辺を含めて全体的に検討しながら、やる気が出るような環境づくりというものについては、特にこれは管理者が考えていけないと思いますので、今回のコンプライアンス推進委員会等の中でも、あわせてそのようなものについてもお願いをしていきたいと思っております。

○黒木委員 総務課長、33ページの公有財産、市町村の交付金、これは市町村が県有地を管理しているということですか。

○米良総務課長 33ページの公有財産管理費の3番、県有資産所在市町村交付金でございますね。県の建物・土地は固定資産税をかけないということになっておるんですが、例えば県営住宅とか、県有地を貸し付けるとか、そういう民間と同じような貸し付けをするものについては、固定資産税相当額をその物件の所在市町村に交付するという法律がございまして、その金額がこれでございます。

○黒木委員 今、行政経営課長が病気のためということで何回か議会に出てきていないんですが、我々は全く内容はわかりませんが、委員長にどこかで報告されているのかもしれませんが、何回も休めば、ぜひ委員長ぐらいには報告はしておくほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。これは答弁要りません。

職員研修ですね、海外研修は議会も予算をいただいておりますけれども、19年度は自粛という形で取りやめました。しかし、議員も若い人ほどぜひ行かせてあげたい。私は何回か行かせていただいたけれども、やはり行くことは非常に勉強になるんですよ。いろいろ批判もありますけれども、それなりに反映もしてくれる。職員もそういう面で遠慮なしに海外に行って、若い職員を、中堅職員でしょうけれども、海外に行かせて勉強させるということは大事ですが、どこあたりに国際交流で海外研修派遣をやっているのか、ちょっと教えてください。

○岡村人事課長 19年度に一時休止していたのを復活させていただいたんですけれども、自分ですべて計画をして段取りをして行くという自主企画分だけですが、19年度6名行きました。20

年度についても同じ6名で予算化させていただいております。19年度の実績を申し上げますと、1人はオーストラリア、ここについては、オーストラリアの市場化テストが進んでいるというようなことで、そのようなものをテーマに行っております。あと、環境をテーマにドイツ、フランスに行っております。あと、都市政策をテーマにアメリカに行っております。あとは、イタリア、中華人民共和国、オーストリアというようなことで、ヨーロッパとアメリカとオーストラリアと中国ということで、かなり分かれております。以上でございます。

○黒木委員 国内の研修の分もちょっと教えてください。

○岡村人事課長 国内の研修の場合は、本省に派遣したり、民間企業、例えばソニーとか高島屋とかそういうような研修になります。民間を言いますと、これは従来からやっていますけど、高島屋に1年間派遣しております。あと、三菱総研、シンクタンクですけど、そこに1年派遣しております。これは毎年です。ソニーにも派遣しております。あとは本省に派遣しております。

○黒木委員 民間に出すということは私どもも大賛成ですが、県の職員の中に1人、大阪のお笑い劇場の吉本出身がいらっしゃって、非常に人気があっていいということを受けているんですよ。私は学校の職員のほうがいいかもしれないと思うんですよ、逆に言って、子供たちとの触れ合いがそういうふうにできる。私も前に一般質問をしたこともあるんですが、学校の生徒たちから笑いが消えている。生徒たちをそういうふうに持ち込める、まあ、職員の中でも結構なんですよけれども、そういうところにもしやれるものなら、ひとつ考えてほしいなというふう

に、民間としてですよ、そういうところにも一つはやってみる方法もいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

**○岡村人事課長** 今は行っていませんが、これまで、例えば東京海上とかそういうところにも行った実績はあるんですけども、やはり、行ってどういうことを研修するのかというのをきっちりと踏まえた上で派遣ということになりますので、今、先生御指摘のようなエンターテナーといいますか、エンターテインメントを研修するというような位置づけがもし可能であれば、検討はできないことはないと思いますけれども、また十分研究したいと思います。

**○黒木委員** 異業種でありますけれども、今、県の職員で人気のある職員がいらっしゃるようですが、県民受けといいますか、そういうものがいいんじゃないかなという気がしますので、そこもひとつ考えていただきたいと思います。

それから、不適正な事務処理について、皆さん方が管理職含めて大変努力をして予定よりも2,000万円以上多く集まったということで、その中で、OBもでしょうけれども、現在の職員で協力しなかった人が何人かいるというふうに聞くんですが、予定しておった人で協力していないというのはどのくらい人数がおるんですか。

**○岡村人事課長** 現役職員の対象者、課長補佐以上ですけども、教育委員会とか含んで全体で1,048名おりました。そのうち、今時点での未納が11名。99%は協力いただいているんですけども。

**○黒木委員** その人は、11名、わずかですけども、皆さんが大変協力をしているんですけども、11名の方が協力をしないというのは、私は関係していなかったとか、何か理由があるんですか。

聞いていますか。

**○岡村人事課長** それぞれ詳細な理由まで把握しておりませんが、やはり今回の問題に絡んで、関与したのかしないのか含めて、それぞれで考えがあって協力いただいているかどうかと考えると考えております。

**○黒木委員** 11名の方にも今後協力は求めていくんですか、ほっとくんですか。

**○岡村人事課長** 12月21日に県に入金したとき、発表させていただきましたが、あの時点では35人いたんですけど、それが今、24人の方は入れてもらって11名ということで、そういう意味では、やはり我々としても現役職員には思いを共有してもらいたいというのがありますので、働きかけ等は行いましたけれども、最終的に11人が残っているということだと思っております。

**○黒木委員** わずか11名になりましたけれども、本人たちも何か理由はあるかもしれませんが、わずか11名だけが残ったというとなんかつらい感じもしますよね、本人たちが。そこ辺はもう一度声をかけていただきたいと思います。以上です。

**○河野委員** 知事部局におけるということで限定すると、20年度、職員減というのはどういうふうになっているのか、もしあれば。

**○井手行政経営課長補佐** 平成19年4月1日付の知事部局等の職員数が4,097名でございまして……、18年度の差ということでよろしいですか。

**○河野委員** 20年度どこまで減らすかという計画がありますよね。20年度の見通しというんでしょうか。

**○井手行政経営課長補佐** 20年4月1日の見通しでございまして。〔「はい」と呼ぶ者あり〕それにつきましては、最終的に20年4月1日採用



人数が決まりましたということになりますけれども、今の見込みでありますと、80名程度減になるのではないかというふうに見込んでおります。

○河野委員 19年の1月と20年の1月となるとどうなんですか。

○和田財政課長 予算で見込んでいるベースで申しますと、知事部局、教育委員会等全部合わせまして193人減ということで予算上は見込んでおります。これはあくまで見込みですので、実際4月1日何人になるかは変わってくると思いますけれども、予算の積算上は193人減員ということで見込んでおまして、知事部局だけに限定いたしますと、81人減ということで一応予算はつくっております。ただ、これはあくまでも予算編成時の見込みですので、実際4月1日には変わってくるものというふうに理解しております。

○河野委員 額にすると幾ら減ということで予算を……。

○和田財政課長 金額ベースを申しますと、先ほどの白冊子の9ページに書いておりますけれども、人件費につきましては、退職手当と職員給料合わせて18億4,500万円の減と。うち、退職手当が4億円程度ありますので、職員数の減と給与水準等の見直しによる職員給料等の減としては、14億円程度になるのかなというふうに考えております。

○中野委員長 ほかに。

○中村委員 先ほど説明はなかったんですが、この東京ビルというのは市ヶ谷のことを言っているんですよね。この前、出張した折に、市ヶ谷のビルを見てみようと思って寄ってみたんですが、ちょうど中身のいろんな工事があったいて、前の宿泊施設の分を区切っているいろんなもの

に使うようにしていました。あそこを見て思ったんですけれども、あれは建ててからもう40年ぐらいになるんですかね。

○米良総務課長 竣工が昭和47年でございます。

○中村委員 47年ということは30何年か。鉄筋コンクリートでしょうから、50年ぐらいを見込んでおると思うんです。ああいう交通の便のいいところですが、大分古くなってきたのも事実ですね。この前、案内してもらってずっと見たんだけど、30年たっておるとするならばあと20年ぐらいはもつわけだから、その間に建てかえにやいかんだろうと思う。相当な金がかかると思うんですね。行って見て、中身を見てみて、今から東京ビルを建てるときの資金をつくっておかないと、急々にはできないなと思ったんですけど、そういう長期的な計画はお考えになってますか。

○米良総務課長 東京ビルにつきましては30数年たっておりますけれども、耐震補強工事とか必要な工事は今まで随時やってきて現在に至っております。現在使用しておりますのが、100名収容の学生寮、それから、東京事務所の職員、本省とか民間に行っている研修生の宿舎、それから、フロンティアオフィスといいまして、一部分を宮崎県内の中小企業が東京での販路拡大とかそういうことをやるために貸しております。しばらくはこのまま使いたいと思っておりますけれども、将来的には、民間の資金を活用した建てかえとかそういうものをやっけていかないといかんというふうに考えておりますが、ただ、建ぺい率とかそういう基準がございまして、建て直したときに今の建物よりも800平米ぐらいしかふえないんです。将来の建てかえに当たっては、学生寮をどうするのかとか、職員寮をどうするのかとか、そこら辺のことも考慮しながら

検討していかなければいけないと思っています。

○中村委員 30数年であれば、時期が来ればということになるでしょうから、長期的な見通しの中でどうするかを考えておく必要があるなと思ってつくづくあのビルを見たんでしたけれども、今からでもそういうことを頭に置いておく必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

それから、32ページの庁舎管理費、11億7,987万6,000円、内訳が庁舎と書いてありますが、もうちょっと詳しくこの1、2、3を説明していただませんか。どういうものに使っているのか。

○米良総務課長 32ページの下のほうの庁舎公舎等管理費でございます。説明欄の1でございますが、庁舎公舎等維持管理費4億9,600万円余でございますが、これは県庁の本庁舎、総合庁舎、合同庁舎まで含めました光熱水費、庁舎を維持するための清掃・警備、それから法的に委託をせんといかんところがございまして、そういうものがございます。それから、延岡・高鍋総合庁舎が駐車場借り上げをしております。そういう経費が入って4億9,600万円余となっております。

それから、2番目の職員宿舎等維持管理費でございますが、これは職員宿舎の修繕とか貯水槽の点検、これは宮崎市内の職員宿舎でございますが、そういうものを民間に委託しております。その経費でございます。

それから、3番は、先ほど説明をいたしました、地方職員共済組合の資金を借りて建設した職員宿舎、普通15年で償還しますと県の所有に返ってくるんですが、その償還金が6億5,900万。ことしの場合是一部金利の高いものを繰り上げ償還しますので、従来よりも3億6,000万ほ

ど高くなっております。以上です。

○中村委員 この4億9,661万5,000円の中で清掃業務というのは幾らぐらいかかっているんですか。この中の清掃とかやっていますね。

○米良総務課長 清掃業務は、出先の総合庁舎、合同庁舎含めまして、予算的には1億100万円余でございます。

○中村委員 総務部長が入られたころは何年ぐらいですか。今から37年ぐらい前ですか。そのころというのは、こういう部屋とか執務室とか、みんな自分たちで掃除しよったよな。そのころ掃除会社というのはなかったじゃろ。

○渡辺総務部長 私が入庁して36年になりますけれども、当時もそうでありましたけれども、今も職員が退庁時あるいは出勤時に職場内の清掃は行っている。ただ、この清掃委託につきましては、廊下等の共用部分ですね、こういったものについて基本的には外部委託をして清掃しているということでございます。

○中村委員 これだけ財政状況が逼迫しているというのであれば、我々も議会棟の共用部分についてはやってもいいが、そのぐらいのことを率先してやらないといけないかなと。これだけ逼迫しているのに、1億100万ぐらいかかるのであれば、トイレを嫌がる人もおるかもしれんけれども、一部を除いて少しでも削減できるものにしていけばいいんじゃないかなとひよっと思ったものですから。原点に戻って、入庁されたころは一生懸命やっていたでしょうから、今贅沢になってみんな任せきりになったんだと思いますけど、そこ辺の意識を変えていかないと、こういう財政難の折には対処できないかなと、そういうような気がしたものですから。1億100万円というとかかなり大きいという気がしますね。できるものはやっていったほうがいいん

じゃないかと思えます。

それから、人事課長、私は特別委員長をさせていただきますまして、かなり厳しく不適正事務処理についてはやったところでしたけれども、これだけぴしゃっとコンプライアンスということを考えていただいておりますということを高く評価したいと思えます。ぜひこれは進めていっていただけて再発がないようにしていただくとありがたい。先ほど鳥飼委員がおっしゃったように、ある部分では伸び伸びとしたところがないという部分もありますので、その辺の兼ね合いを図っていただきたいと思います。コンプライアンスリーダーも務めて非常に御努力されていることを高く評価したいと思います。以上です。

**○星原委員** 今、中村委員からも出た庁舎公舎等管理費の中身は聞かせていただいたんですが、その中で、3番の職員共済住宅借家料、18棟中6棟が高い金利の部分があったので、今回3億何千万やってすると、来年以降4,200万という感じだったと思うんですが、それぐらい減額になっていくみたいな話だったんですが、今回だけそういうふうな形で、これまでそういうところあたりは、考えというか、書きかえをすればそれだけ数字が大きいなと思ったものですから、そういうことは出なかったものですか、どうなんですか。

**○米良総務課長** 12棟のうちの6棟が繰り上げということでございまして、残り6棟は1.6%から3.9%。繰り上げするのが6%で非常に高い金利ということでございます。繰り上げ償還につきましては、県の財政状況と、金利の負担が減るという、財政課との協議の中で決まるものだろうと思っておりますけれども、今まで検討した経緯があるのかどうか、私、ちょっと存じておりません。

**○星原委員** 今、財政が厳しい中でいろんな見直しをされていきますね。さっき説明を聞いておって、書きかえるので4,000万からの数字が出てくるということがあれば、確かに財政状況は厳しいかもしれんけれども、この前、補正を聞いたりすると、いろいろ出てくるわけですね。だから、数字的なもので、金利の部分だけでもそんなに違ってくるのであれば、いろんなところにそういうのが出てくるんじゃないかなという感じがしたものですから、逆に言えば、そういうことを細かく検討していく形が今後より必要じゃないかなというふうに思ったものですから。今まで検討されたかどうかじゃなくて、今回そういうことでされてそういうことだということであるそうですから、今後、ほかの分野でも金利の云々というのがあれば、その辺の調整というか、見直しというか、そういったものはやるべきじゃないかなというふうに思いますので、お願いをいたしたいと思えます。

それと、37ページの人事調整費というのがありますが、非常勤職員とか、あるいは赴任旅費とか、それぞれ書いてあるんですが、その中の産休及び休業者等の代替臨時職員、これと非常勤職員とはもちろん違うわけですが、産休とか休職者というのは、20年度これぐらい予算を組んでいるということは、どれぐらいの産休で休まれる方、あるいは休職者を予定されているんですか。

**○岡村人事課長** 産休とか休職の方の臨時職員ということですね。予算上は月数でやっていますけれども、410月を見ております。臨時職員については最長8カ月までということですが、3カ月の方もいれば5カ月の方もいたりということですから、月数で見まして410月、仮に1人最高の8月ずつということであれば50人というこ

とになると思います。それよりもまだ大きい人数になると思います。

○星原委員 違うんですよ、それは臨時の人の云々を計算したほうですね。私が言うのは、今、子育て支援とかいろんなことで産前産後を休んだり、あるいは男性の職員でも同じように休めるという話が出ているわけです。そういうことで産休をとられる職員の人たちがどれぐらいいらっしゃるかで多分この予算を組んでいると思うんです。その辺は把握されて予算計上されているんですか。その人数です。産休をとる人数。それと休職者、毎年どれぐらいの方がいるのでこういうことで予算を組んでいるんだと。それは月数やいろいろ違うんでしょうけど、その目安をどれぐらいにされているのかということです。

○岡村人事課長 休職者については19年度でいますと40名ございます。あと、育児休業をとっておる者は、これは18年度実績ですけれども、45人おります。

○星原委員 その中で、奥さんが子供を産まるとか産まれた後のということで男性もとってもいいようになっていますね。男性でとった人はいるものですか。産前産後の。

○岡村人事課長 18年度実績でいますと、知事部局ですけれども、男性が1名ございます。それ以外に、今推進しておりますのは、育児参加休暇を男性がとりなさいということをおっしゃって、職員の配偶者が出産する産前産後8週間のうちに、小学生の子供とかいる場合に、そのお世話をするために5日以内有給で休めるという制度が育児参加休暇でございますが、これについては、18年度でも対象者の20%はとっている状況でございます。

○星原委員 それと、6番に職員手当の調整経

費ということで、残業なのか何なのかわかりませんが、4億6,000万円余組んでありますね。これの中身を教えていただけませんか。

○岡村人事課長 職員手当の調整経費ですけれども、このほとんどは一般職員の時間外手当でございます。あと、200万程度ですけれども、管理職が休日に出た場合に、6時間以上出ますと手当が出るというのがありますが、それが一部ございますけれども、ほとんどは時間外です。

○星原委員 話を聞いていると、どうだか中身はわからんですが、時間外も、ある程度の一定の域を超えたら見てももらえないとかいろんな話も聞くんですが、月なら月に何時間ぐらいまで、それ以上やっても出ていないものなんですか、どうなんですか。

○岡村人事課長 時間外の縮減というのは、大きな課題として取り組んでいるわけですが、今のやり方としては、年間を通じてまず計画を立てて、今までの実績を見てわかりますので、どれぐらいやると。それに基づいて計画的にやっていくのが原則で、ただ、実際それよりもふえたり減ったりしますので、その時点でちゃんと事前に上司の決裁を受けながらやっていくということです。ですから、いわば最低限の時間外をしていこうということでの取り組みをしております。

○星原委員 今、月に幾らぐらいの、年間という形の話も出ましたが、給料の中でいくと、月の中でどれぐらいまで、何十時間以上しても予算的に出せないんだということなのかどうか、その辺はどうなんですか。

○岡村人事課長 通常の業務の場合は、通常の業務をしていて特に時間外がふえていくというのは、本人の仕事の仕方がという面もあります。ただ、鳥インフルエンザのときとか、災害のと

きとか、そういうときは当然大きな時間外になりますので、それはその時点で……。実は、ここに挙げております人事課の時間外というのは、基本的には各所属で時間外は一定額を組んでおります。ただし、災害とか鳥インフルエンザの問題とかいろいろありますので、その不足額を調整するという意味で、人事課で一定額を予算措置しているという仕組みになっております。もちろん予算の限界はありますけれども、通常を超えた分については新たに配分をして対応していくということはやっております。

○星原委員　そういう場合に、毎年同じぐらいの予算が組まれているのかなと。19年度が7億ぐらいですから、今度が6,000……、全体ですけど、人事調整費の中で。ということは毎年数字的には同じぐらい組まれているということで、鳥インフルエンザとか特別なときはまたそれぞれある。その辺は毎年同じぐらいの数字を調整費として組んでいるものなんですか。

○岡村人事課長　調整費として組んでいる額としては、時間外手当の対象となるものの給与総額の3%を目安に人事課では組んでおります。

○川添委員　先ほどの人件費削減、全体的なことで恐縮ですけど、もう一回詳しく教えていただきたいんですが、平成20年度の人員削減の人数というのが、全体で約190人、知事部局で80人余ということですね。平成19年度は18年度の比較で何人ぐらい減っているかわかりますか。

○和田財政課長　今、手元に資料がございませんので、確認の上、お答えしたいと思います。

○川添委員　それは後ほど教えていただくとして、平成20年度については先ほどの人数が減りますと。人件費の金額としては約14億円の削減ということですね。行革大綱で20年度の人件費の削減計画は幾らぐらいになっているでしょう

か。

○和田財政課長　財政改革推進計画におきましては、人件費の削減といたしまして、18年度が比較の年になるんですけれども、18年度と比べて19年度が26億円の削減、20年度は50億円ですので、その差になりますと、24億円が財政改革推進計画で見込んだときの人件費の削減ということになります。ただ、これはあくまでも最終的な決算ベースの話です。昨年1月1日時点での見込みで予算を組んでいますので、実際決算を打った段階でどうなるかを見ないと数字的なことは言えないのかなというふうに考えています。

○川添委員　これは単年度で19年度が26億、20年度が50億ということですか。

○和田財政課長　比較のベースになりますのは平成18年度でありますので、18年度に比べて19年度は26億円、18年度に比べて20年度は50億円という形になりますので、19と20の比較でいくとその差の24億という形になるというふうに考えております。

○川添委員　18年度の比較として、今度の予算の14億円削減というのと計画の50億円削減、決算ベースで変わってくるんでしょうけど、この差額は、計画を達成していないという見方でいいんでしょうか。

○和田財政課長　一般的に申し上げますと、人件費はある程度かために見ています。実際決算を打ちますと大体落ちますので、現時点では達成していなくても、恐らく決算を打つ時点では達成しているんじゃないかなというふうに我々としては考えているところであります。

それから、先ほどお尋ねのありました平成18と19の差でありますけれども、18から19につきましては、職員の増減としては、知事部局、教

育委員会等合わせまして39名の減ということになっております。

○川添委員 わかりました。それと退職手当ですが、平成19年、それから平成20年度の退職者と退職手当の推移ですけれども。

○岡村人事課長 退職手当につきましては、19年度に比べて約3億3,900万ほど減っております。退職手当については定年退職はほぼわかります。ただ、希望退職については基本的に過去3年等の数字を見ながら上げます。それで見たときに、定年退職が20年度は147で19年度に比べて7名減っております。希望退職が19年度61名に対して20年度48名ということで13名減っております。全体で20名見込みとしては減ることになっております。

○川添委員 わかりました。次に、県の職員宿舍の今の利用状況ですけれども、例えば宮崎市内の県職員宿舍の戸数と、その中で今何戸空きがあるのか。

○米良総務課長 今の時点でデータをとっておりません。例年年度が始まって5月1日現在でとったデータがございますが、そのデータで申し上げますと、宮崎市内で340戸ございます。入居が249戸、73.2%が入居しているということでございます。

○川添委員 今後、組織の見直し、人員の削減に伴って、今7割の利用率が、状況によっては6割とか、職員の数が少なくなってくれば利用率も少なくなってくると思うんですが、職員宿舍の統廃合とかは検討していらっしゃるのでしょうか。

○米良総務課長 入居が今後減るかもしれないということがございますけれども、新しく職員宿舍をつくることはしばらくないだろうと思っています。職員宿舍の中には40年代の中ごろに

つくったものがございますし、そういうものにつきましては老朽化しているものですから、かなり入居率が低くなっております。そういうものについては、入居が少なくなれば宿舍としての供用をやめるということになると思います。新しく建てることはございませんので、できるだけ保全工事を早目早目にやっていって、そのときの需要に対応できるような形で検討していきたいと考えております。

○川添委員 次に、総務課の総合文書管理システム運営管理事業の通年の事業規模といたしますか、投資額と、何年から何年まで行われる事業なのか、それと維持管理費用を教えてくださいませんか。

○米良総務課長 31ページの文書管理費の中の総合文書管理システム運営管理事業でございますが、これは平成14年から17年にかけてシステムを開発しました。平成18年の4月から本稼働しておりますが、内容につきましては、どういう文書を受理したのか、どういう文書をつくったのか、どういう処理をしたのか、どこに保存しているのか、そういうものを電子に登録するということでございます。それによって適正な公文書の管理ができるということで導入したシステムでございますが、ことしの1月末現在で35万件ほどの文書の登録がなっております。金額の内訳は、6,900万円でございますが、うち4,100万円が機器のリース料でございます。それから、ソフトウェアの保守管理が1,900万、残り800万足らずですが、使っているうちにいろいろシステムの改修が必要になってまいりますので、改修費として800万ほど用意させていただいております。

○川添委員 トータルの金額としては幾らぐらいですか。

○米良総務課長 平成14年からシステム開発に当たっていきまして、開発に6,900万円余かかっています。18年度が7,400万円余、19年度が6,800万円余、20年度6,900万円余お願いをしております。合計しますと19年度までで2億3,600万円余、そういう数字になっております。

○川添委員 これは要するに決裁システムのIT化というか、電子化ということですね。書類のペーパーレス化も入っていると思うんですけども、実際に現在大分運用されていると思うんですが、効率化的な視点から、その運用状況というか、どんなふうに見ていらっしゃるでしょうか。

○米良総務課長 このシステムの一番の目標は、公文書を適正に管理するというごさいます。電子による応答、例えば国とか市町村とか、ますます今後ふえてくると思いますので、そういうものに対応するということと、ペーパーレス、紙を使わないということでの経費の節減、あるいは紙に書いて持ち回って決裁を受けるという時間的なものを少なくするとか、そういうものを目指しておりますが、具体的にどれぐらいの効果があるかというのは、始まって来年度で3年目になりますけれども、今後検証していきながらやっていかないといけないというふうにごさいます。

○黒木委員 人事課長、先ほどの不適正な事務処理の金額、前回の12月議会で皆さんが発表された金額と、35から11名、24名また納められているわけですね、金額の差をちょっと。前の金額と今回の金額を教えてください。

○岡村部人事課長 職員等の返還金の合計でよろしいでしょうか。

○黒木委員 はい。

○岡村人事課長 前回は8,423万2,779円でごさ

います。現時点では8,701万7,569円でごさいます。

○鳥飼委員 職員数について質問がいろいろ出たんですが、また後で部設置条例とか機構改革で出ますけれども、予算の表示を変えなくちゃいけないと思うんです。毎年1月1日で計算をしているということですから、予算化を。そうしますと、ここに挙がっているのは、20年1月1日の人員で新年度の人件費を算定しているということですが、来年の1月1日ということになると非常に私たちはわかりにくいんですね。6月1日というのが実数になるわけですけども、それをやるということはかなり困難なんでしょうか。それをお尋ねしたいんです。

○和田財政課長 今御指摘がありましたとおり、1月1日の時点の見込みで予算を計上しているんですけども、やはり予算編成のスケジュールの関係上、とり得る限りの最新の情報として1月1日が、恐らく予算編成のスケジュールのリミットの感じからすると、その時点がまさに最新の数字なので、現在それで一応予算としては組ませていただいているので、それをさらにとするのは難しいのかなというふうにごさいます。

○鳥飼委員 6月1日というのはかなり負担になるということであれば、余り言ってもいけなかなと思うんですけども、例えば総務課でしたら総務課の人員が27名、財政課何人というふうな分も配置をされているなど、あと職員録で何人配置をされているなど。主たる業務と従たる業務で名前が2つ挙がって兼務となっていて、前に兼務が来ている人が主で、後ろに兼務が来ている人が従でと、非常にわかりにくいんです。6月1日でこれを主たる任務のところでごさ計上していただければ、非常に分かりやすいと

いうふうに思うんですけど、かなりの負担になるということであれば、私どもは遠慮したいと思えますけれども、そこら辺をお尋ねしたんです。

○和田財政課長 予算については、人数のこともありますし、張りつけられる職員の方の職位によっても当然給料は変わってきますので、そういうことも含めて、6月1日に動かすことは物理的に可能かどうかというのは検討したいと思えますけれども、作業量的にはちょっと検討が要るのかなというふうに認識しているところであります。

○中村委員 冒頭に、部長でしたか、仕分け委員会があつて、民間の力を得て削減に努力があつたというような意味のことをだれかがおっしゃったと思うんですが、この前も言いましたが、この仕分け委員会なるものは、本来……。

○中野委員長 中村委員、仕分け委員会は次の財政課のときでいいですか。

○中村委員 財政課のときがいいですか。総務部長にちょっと聞きたいところがあるから。

○中野委員長 総務部長はまだおりますから。

○中村委員 じゃ、そのときにじっくりとお話しさせていただきます。

○中野委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、総務課、人事課を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時1分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

○井手行政経営課長補佐 行政経営課分について御説明をいたします。

まず予算事業でございますが、お手元の歳出予算説明資料、39ページをお願いいたします。行政経営課の20年度当初予算額は、1億4,896万6,000円でございます。前年度当初に比べ1,335万5,000円、率にして8.2%の減となっております。

それでは、主な事業について御説明いたします。めくっていただきまして41ページをごらんいただきたいと思えます。ページ中ほどにあります(事項)行政管理費、これは行政管理や行政改革の推進に要する経費でございますが、3,187万7,000円をお願いしております。説明欄の4の市町村権限移譲推進事業2,897万3,000円でございます。この事業は、「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」により、権限移譲に対応した財源措置として市町村へ交付する市町村権限移譲交付金の2,846万5,000円を含めた経費を計上しております。

続きまして、一番下の(事項)法制費でございますが、1,391万4,000円でございます。内容といたしましては、めくっていただいて42ページ、頭のほうに説明を4項目掲げております。まず、説明欄2のわかりやすい法令環境づくり推進事業772万5,000円でございます。この事業は、県民にわかりやすい法令の環境づくりを推進するため、現在、縦書きで書かれております県法規を横書き化する条例の制定を今議会に議案としてお願いをしております。この条例を施行いたしまして、既存の条例を一括横書きにするための経費を計上しております。

その下の3、新公益法人制度推進事業については、後ほど別途、常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

次に、その下にあります県公報発行費でございます。1,111万7,000円でございます。これは



条例、規則等県民の皆様には周知すべき事項を掲載してお知らせする県公報の発行に要する経費でございます。

先ほど飛ばしました新公益法人制度推進事業について、常任委員会資料で御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。公益法人制度改革につきましては、1月の閉会中の常任委員会において御説明差し上げたところでございますが、この事業は、1の目的にありますように、平成20年12月1日から施行される新公益法人制度の円滑な運用を図るための事業でありまして、知事が公益性の認定等を行う場合に諮問する民間有識者から成る合議制機関を設置し、2の事業概要等にございますように、ガイドライン等の策定及び現行公益法人への説明会の開催、また法施行後は、公益認定等の審議、認定された公益法人への指導監督などを行うものでございます。これらに必要な経費としまして事業費217万2,000円を計上しております。

予算につきましては以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明申し上げます。まず、平成20年4月1日付の組織改正をお願いしております。この関連の議案についてでございます。常任委員会資料の8ページをお願いいたします。議案第19号「宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回の改正は、改正理由のところに掲げてございますように、県民起点の政策立案や総合的な政策推進を図るとともに、県民協働を推進し、質の高い県民生活の実現を図るため、県民政策部を新設することといたしてありまして、これに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、2のとおりであり

まして、(1)で部等の変更と掲げておりますが、総合政策本部及び地域生活部を廃止し、県民政策部を新設いたします。これに伴い、(2)にありますように、分掌事務につきまして、廃止される総合政策本部の分掌事務3項目に地域生活部の県民生活、文化及び地域振興に関する事項を合わせた4項目を、県民政策部の分掌事務とするとともに、市町村課及び市町村合併支援室の総務部への移管に伴い、総務部の分掌事務に地域生活部の市町村その他公共団体の行政一般に関する事項を追加するものでございます。あわせて、その下、(3)にありますように、附属機関について定める8の条例につきまして、附属機関の庶務を所管する部の名称を附則により改正するものであります。

施行期日は、本年4月1日を予定しております。

続きまして、10ページ、議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」でございます。この条例につきましては、関連する常任委員会の分割付託となっておりますので、総務部に関係する改正部分についてのみ御説明をいたします。

今回の改正は、適正な事務執行の確保及び事務処理の効率化を図るため、「県税・総務事務所」を設置することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容のところに記しておりますが、県税事務所と商工労政事務所等の事務を集約し、7つの「県税・総務事務所」を設置するものでございます。県税事務及び商工労政事務に加えて、給与・旅費支給事務など、これにつきましては総合庁舎内を、また物品調達事務につきましては、所管区域内を一元的に所掌することとしております。

あわせて、(2)にございますように、宮崎県税条例及び宮崎県行政手続条例における県税事務所等の名称も附則により改正することとしております。

これも施行期日は、本年4月1日を予定しております。

残りの特別議案は2つございまして、13ページをお願いします。議案第21号「宮崎県公益認定等審議会条例」についてでございます。先ほど予算案の新公益法人制度推進事業のほうで御説明をいたしましたけれども、知事が公益性の認定を行う場合、民間有識者から成る合議制機関に諮問し、その意見を聞いて判断を行うということになっております。この合議制機関につきましては、13ページの下に米印で書いておりますが、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第50条第2項の規定によりまして、都道府県の条例で定めることとされております。したがって、今回、当該機関を公益認定等審議会として、組織及び運営に関し必要な事項を条例で定めることとしているところでございます。

条例の概要でございますが、2の概要のところ、まず、審議会は、委員3人以上5人以内で構成し、法律、会計または公益法人に係る活動に関しての有識者から委嘱をします。委員の任期は2年として、再任できること、また必要に応じて専門委員及び部会を置くことができることなどを定めております。

審議会の主な審議事項としましては、一般社団法人・一般財団法人、また現行公益法人の公益性の有無などについての審議を行うこととしております。

条例の施行期日は、平成20年4月1日としております。

続きまして、おめくりいただきまして14ページでございます。議案第28号「宮崎県条例の形式の左横書きの実施に関する条例」でございます。この条例は、これまで公文書としては例外的に縦書きで記してきた条例を、県民の皆様によりわかりやすいものとするため、一括して他の公文書と同じ左横書き形式に改正するものであります。先ほどの予算事業でお話しした議案でございます。

条例の概要でございますが、制定された条例につきましても、その内容とともに、縦書きという形式、また文章を何文字目から書き始めるかなど、文字の配列等につきましても拘束力があるとされておりますことから、今回、条例化しまして、横書きへの形式変更またその文字の配列等、既存条例と同様にすることなどを定めることとしております。

また、横書き化に応じて用字・用語の整理を行うこととしておりまして、例えば漢数字をアラビア数字に変更しますとか、文書上の位置や方向をあらわす「左」、「右」を、それぞれ「次」、「上記」に変更する、よう音等の変更、この辺のところを含めて改正をすることとしております。

なお、条例等の中で法令や命令の規定を引用している部分については、以上の改正ルールをそのまま適用すると、もとの条文との整合性がとれなくなることから、その部分については変更を行わないこととする等、細かなところを定めておるところでございます。

なお、条例の施行日ですけれども、変更に必要な期間を踏まえまして、平成20年11月1日を予定しております。

特別議案については以上でございます。

続きまして、報告事項2件でございます。委員

会資料の21ページをお願いいたします。指定管理者制度の第二期指定についてであります。

1の概要に記しておりますが、平成18年4月から指定管理者制度を導入している施設のうち、指定期間が満了する施設、及び今回提案されている議案第26号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」により、新たに指定管理者制度を導入する施設がありますので、平成20年度中に第二期指定に向けた事務手続を行うこととしております。

対象予定施設につきましては、2に掲げております。まず、1点目として、制度導入済みの62施設のうち、県立芸術劇場やえびの高原荘など指定期間5年の施設が5施設ありまして、これを除く57施設、それに先ほど申しましたように、今回改めて制度を導入することとしております宮崎県川南遊学の森と高岡土木事務所管内の県営住宅3団地の計4施設を合わせて、61施設を対象予定としております。個別の施設名につきましては裏面に一覧表をつけております。

21ページに戻りまして、今後のスケジュールでございます。3に書いておりますけれども、これらの指定管理者の募集・選定につきましては、施設所管部局によって進めることとなりますけれども、おおむね9月ぐらいまでには選定委員会の設置を行いまして、公募、そして候補者の選定を行うこととなります。その後、11月定例会に新しい指定管理者の指定に関する議案を提出させていただければと考えております。各施設の募集及び選定の状況など、今後、当委員会におきましても、随時御説明をさせていただく予定でございます。

最後に、23ページをお願いいたします。権限移譲に関してでございますが、議案第29号「事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条

例」に基づく権限移譲がございまして、その全体の概要について御説明を申し上げます。

市町村への権限移譲につきましては、県が示した対象事務の中から、移譲希望のあった市町村と合意ができたものについて行うこととしておりますが、今回の条例改正で、平成20年7月1日付で移譲を予定している事務がございまして、1に掲げておりますように、宮崎市に移譲するものであります。移譲事務数は14法令139事務となっております。このうち、20年7月に県から初めて移譲を行うもの、新規のものは9法令45事務でございます。これによりまして、参考のほうに棒グラフをつけておりますが、県から移譲される事務の総数は、平成20年7月時点で921事務となります。権限移譲推進方針を策定する前の17年4月と比較すると、525事務の増加となります。

具体的に移譲する事務及び事務数につきましては、裏面に一覧表を掲げております。また後ほどごらんいただきたいと思います。

今議会で当一部を改正する条例について議決をいただいた後、県といたしましては、20年7月までに、宮崎市への事務引き継ぎや関係職員に対する研修等実施するとともに、宮崎市とともに、広報誌やホームページを通じて窓口の変更等を県民にお知らせするなど、円滑な移譲に向けて努力をする予定でございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

**○和田財政課長** それでは、財政課所管の予算について御説明をさせていただきます。

資料につきましては、「平成20年度歳出予算説明資料」をお願いいたします。43ページをお開きください。財政課全体の予算額でありますけれども、905億3,988万8,000円でございます。

対前年度当初比1.8%の増となっております。

ページをおめくりいただきまして45ページを開きください。以下、財政課の主な事項について御説明をいたします。

まず初めに、上から8行目の(目)一般管理費の(事項)諸費でございますけれども、16億9,840万2,000円をお願いいたしております。内訳につきましては説明の欄に記載しておりますが、1つ目として、県税や税以外の収入につきまして還付が生じた場合の経費として15億8,300万円、2つ目として、各課ごとに執行額を見込むことが困難な経費など、いわゆる庁内一般の共通経費といたしまして1億1,540万2,000円でございます。

次に、下から2行目の(目)財政管理費の(事項)出資金でありますけれども、6,720万円をお願いいたしております。これは平成20年度に設立が予定されております地方公営企業等金融機構への出資金につきまして計上いたしております。

次に、ページをめくりまして46ページをお願いいたします。一番上の(目)財産管理費でございます。これは財政課において所管しております4つの基金に係る利子の積立金であります。

(事項)財政調整積立金で3,915万3,000円、(事項)県債管理基金積立金で8,959万5,000円、(事項)県有施設維持整備基金積立金で4,031万円、(事項)宮崎県21世紀づくり基金積立金で191万9,000円をそれぞれお願いいたしております。

次に、そのページの下から3行目の(款)公債費でございます。次のページにまたがりましてけれども、次のページの一番上の行をごらんください。(事項)起債元金償還金でございますけれども、これは起債のうちの元金の償還を行う経費でありまして、719億6,016万3,000円をお願

いいたしております。

次に、上から4行目の(事項)長期債等利子償還金は、起債等の利子の償還を行う経費でありまして、163億411万6,000円をお願いいたしております。

次に、上から10行目の(事項)起債事務費につきましても、県債の借り入れに伴う地方債の登録手数料等で2,179万9,000円をお願いいたしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○柄本総務事務センター課長** それでは、総務事務センターの平成20年度当初予算について御説明申し上げます。

同じく、歳出予算説明資料をお願いいたします。55ページをお願いいたします。総務事務センターの平成20年度当初予算額は8億4,084万5,000円であり、平成19年度当初予算に比べ8,360万円、率にして11%の増となっております。主な増額の要因としまして、人件費の増によるものでございます。

57ページを開きください。上から2段目、(款)総務費6億9,306万7,000円でございます。その主なものについて御説明いたします。

まず、一番下の(事項)健康管理費でございます。予算額は5,655万6,000円をお願いしております。そのうち、2は、全職員を対象とした1次・2次の定期健康診断、3は、放射線業務など特殊業務に従事する職員について健康診断を実施する経費でございます。

続けて58ページをお願いいたします。一番上の改善事業のところでございます。職員の心の健康づくり推進事業でございますが、その中で(3)のメンタルヘルス対策経費として計上しました407万円につきましては、メンタル関係の

職員研修や相談体制の強化、及び心の病による休職者等の円滑な職場復帰に向けた支援体制の整備を図るものであります。この事業による新たな取り組みとしまして、病休や休職中の療養相談を実施するとともに、復職の準備期の支援としまして、本人、所属長、精神科医等で構成する、仮称ですけれども、復職支援会議を設けて、試し出勤を適用するかどうかなどを検討したり、そのプログラムをつくるということをしていただいております。また、復職後におきましても、経過観察を行うことにしております。これらの各段階に応じたきめ細かな支援体制を整備することによりまして、心の病による休職者等の円滑な職場復帰と再発防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、上から2段目の（事項）職員厚生費でございますが、2の保健体育施設管理費は、健康プラザの建設費の共済組合への償還費（賃借料）や、4番目の職員互助会への育成費など、各種の福利厚生事業に要する経費でございます。予算額は1億4,147万9,000円をお願いしております。

次に、1つ下の（事項）物品管理及び調達事務費でございます。これは物品の適正な管理と効率的な活用を促進し、調達の適正化を図るための経費等でございます。なお、㊦と書いてあります3の物品管理システム指導強化事業につきましては、後ほど御説明させていただきます。予算額は1,362万6,000円をお願いしております。

次に、1つ下の（事項）車両管理費でございます。これは県有車両の適正な維持管理や効率的な運行の指導・助言、交通事故の防止などに対する経費でございます。予算額は908万7,000円をお願いしております。

その下の（事項）恩給及び退職年金費でござ

います。これにつきましては、元知事部局職員42名に係る恩給関係の経費でございます。予算額は4,363万7,000円でございます。

次に、59ページでございます。上から2段目の（款）警察費でございます。（事項）恩給及び退職年金費でございますが、同じ性質でございます。元警察職員153名に係る恩給関係の経費でございます。予算額は1億4,777万8,000円をお願いしております。

次に、新規事業について御説明いたします。説明のほうは「総務政策常任委員会資料」でお願いしたいと思います。15ページをお開きください。事業名は、物品管理システム指導強化事業でございます。この事業は、不適正な事務処理の再発防止策の一環として取り組むものでありまして、出先機関への物品管理事務の指導の強化、本庁における総務事務センターでの物品の検品・検査の一元化によりまして、物品管理事務の適正な運用を図ることを目的としております。

次に、2の事業概要等でございます。（1）の出先機関への指導強化としまして、総務事務センター内に物品管理事務の指導検査員を2名配置し、出先機関に対する物品事務指導検査の充実強化を図ること、及び幅広い職階・職種を対象とした物品管理事務の研修を実施することとしております。

次に、（2）の本庁における物品の納品検査の一元化としまして、本庁での発注物品の納品先を総務事務センターとして、センター内に物品の検査専門員を1名配置し、年間実績として約8,800件ほどございます物品検査を行うこととしております。

事業費は、3に書いてございますように、445万7,000円をお願いいたします。

先ほど指導検査員と申し上げたのは誤りでございまして、指導専門員でございます。申しわけございません。

最後に、報告事項について御説明申し上げます。同じく、委員会資料の25ページをお開きいただきたいと思います。物品の購入に係る一般競争入札（条件付）の導入についてでございます。

1の実施方針の中の枠で囲んでございますが、その中に、昨年6月に策定された新たな行財政改革大綱を抜粋しております。その文言としまして、改革プログラム（具体的な取り組み）による実施方針は、公共事業以外の入札契約制度の見直しを行うこととされまして、この方針に沿って、物品の購入において、平成20年度から段階的に条件付の一般競争入札を実施することとしたところでございます。

2の実施内容でございます。一般競争入札導入全体スケジュールを示しておりますが、印刷物を除く物品から順次実施していくこととしております。まず、ことしの4月から、1,000万円を超える物品の購入について導入して、20年度の下期、10月からは500万円を超えるもの、21年度からは160万円を超えるものについて実施していく予定としております。なお、印刷物につきましては、表にありますように、実施時期を1年ずらして実施していきたいと考えております。この印刷物の契約につきましては、物品の売買という従来の契約形態以外に、製造の請負という契約上両方の性質を持ち合わせているところから、今後、製造の請負というような契約形態の概念も含めたところで検討する必要があるということと、印刷物につきましてはいろいろな種目がございまして、カラーとか、フォーム印刷、活版印刷、それから、業種によりまして設備力

が異なりますので、これをどのように組み合わせたほうがいいのかということのいろいろ検討する課題もありますので、それを整理していくということで、その後に21年度から実施をしていきたいというふうに考えております。

スケジュール表の下に地域要件を掲げております。公平性、透明性、競争性を確保しつつ、調達物品の内容によりまして、県内企業等を優先するなどの対応を行ってまいりたいというふうに考えております。また、出先機関におきましても、数はさほどございませんけれども、本庁において実施する一般競争入札の効果とか問題点を検証した上で、導入を検討していきたいと考えております。この入札情報につきましては、県のホームページ等で公表していくこととしております。

説明は以上でございます。

**○中野委員長** 各課長の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑はありませんか…。では、報告事項についてはありませんか。

**○鳥飼委員** いろいろ説明をいただいたものですから、あっち飛びこっち飛びで、開くだけでも大分時間がかかりますが、まず、資料の15ページの物品管理システム強化事業というのがあります。今、柄本課長から説明をいただいたのですけれども、物品管理課があった時代には、本庁の物品の購入については物品管理課を経由して購入をするということでしたね。ということは、(2)で説明をいただいた、総務事務センター内に物品の検査専門員1名を配置し、年間8,800件の物品検査を実施ということが書いてあるんですけど、これは前から大体この程度だなということで把握をしておられたから、それなりの手順はわかっているというふうに理解していいんでしょうか。

○**柄本総務事務センター課長** 今回の新規事業によりまして、本庁において物品の納品検査の一元化を原則としてやることとなりますが、年間の約8,800件の物品検査といたしますのが、これが平成18年度の実績でございます。過去の数字から見ますと若干下がってきているという状況でございますので、平成20年度においてもこの程度もしくはこれ以下ぐらいになるのかなというふうに考えております。基本的には、物品を総務事務センターに業者さんのほうから持ってきていただきまして、発注内容と同規格のものが正確に納品されたかどうかを検査しまして、そこで検品を行って検査終了を行うというのを、今度の新しい検査専門員にお願いしたいというふうに考えております。

○**鳥飼委員** 今までは、物品の納入先の検査はどなたがしておられたんですか。

○**柄本総務事務センター課長** 基本的には要求課のほうでやっておりました。ただ、重要備品等につきましては、総務事務センターのほうでやっているということでございます。

○**鳥飼委員** そうしますと、もちろん要求している元課も、持ってきてもらったのを検査をやるのは当然で、それを事前に事務センターのほうでやっていくということになるのでしょうか。

○**柄本総務事務センター課長** 発注された物品につきまして最初に納品される部署がセンターになります。規則上、検査の実効性、または証拠書類等の形は、総務事務センターのほうで検査されたことが出納機関に回る書類になると思います。もちろん、その物品が最終的に要求課に行きますので、そこで今度は受理という作業になると思います。

○**鳥飼委員** 多くて、総務事務センターに置くところがないというような事態というのは起き

ないと思っていいのでしょうか。

○**柄本総務事務センター課長** 物の性質等にもよりますし、また、時期的に非常に集中する時期があるかもしれません。そのようなときにつきましては、うちのほうで預かりおく容量といいますか、キャパシティは限られておりますので、適宜要求課と連絡をとりながら、スムーズに物品が動くような形をとらせていただきたいというふうに考えております。

○**鳥飼委員** 今まで物品管理課という時代があって、それなりの経験を積んできたというものがありますから、移行も、こういうふうにやっていくというものもスムーズにある程度いけるのかなと思っているんですが、そこで、行政経営課の井手課長補佐のほうから説明がありました、組織改正に伴って出先機関の県税・総務事務所というのができます。資料でいけば10ページにあります。別冊の7ページにも出ておりますが、資料の11ページに県税・総務事務所の位置と名称が書いてあります。現行が下のやつで、上に行くということですから、県税事務所で行ろんな物品を検査・納入していくわけですが、その物品の件数については調査をされたことがあるのでしょうか。

○**柄本総務事務センター課長** 各所属ごとにつきまして、うちのほうでデータとしてとれるデータは、ことしの1月ごろおおむね何件という数字はとってございます。

○**鳥飼委員** そうしますと、例えば宮崎、日南とありますけど、それぞれ件数を教えていただけますか。

○**柄本総務事務センター課長** 私どもで調べた件数でございますが、宮崎地区としましては1万700件、南那珂地区が1,080件、北諸県地区が2,260件、西諸県地区が3,110件、児湯地区

が4,450件、日向地区が1,570件、延岡地区が2,320件、データ上、そういう数字をつかんでございます。

**○鳥飼委員** それで、宮崎でも1万700件、西諸が3,110件、児湯が4,450件、非常に高いんですが、非常に物品は多いんですね。その所属によって、脱脂綿があつたりというところもあるわけです。綿棒がある。物すごい量だと思うんです。それから試験場ですね、例えば高原の畜産試験場でもいろんな物品がたくさん出てくる。それから、農業大学校とか県立看護大学とか、学生の需要によって急ぎのものが出てくる可能性もあると。これは大丈夫かなというふうに思っているんですけども、何か声を聞いておられますか。

**○井手行政経営課長補佐** 行政経営課と総務事務センターのほうで、今回の組織改正に係る説明を、各出先機関の総務担当の次長さんであるとか、総務課長さんであるとか、お呼びしまして、説明会を一度開催しております。その中で、おっしゃるようないろいろな課題、非効率的な部分も含めて課題等も御意見をいただいたところでありまして、私ども行政経営課としても、単純に効率性だけではなかなかうまくいかないところもあるなど。ただ、不適正な事務処理に対する対策という部分、適正な事務処理を確保するという部分も含めて、その辺を総合的に判断せざるを得ない状況にあるのかなというふうに思っております。御理解いただくようにいろいろ御説明を差し上げるとともに、実態上の運用に関しまして知恵はないのかということで、扱う物品等の品目等についても研究を進めているところでございます。基本的な一般の物品に関しましては、多少非効率性を覚悟しても一元化集約をしていく方向では考えておりますが、

試験場等特殊な物品につきましては、それぞれの試験場において発注管理していく部分も残るのかなというふうに思っております。

**○鳥飼委員** 宮崎でいえば1万700件ですが、宮崎県税事務所に、どういうふうなことをされるかわかりませんが、そんなに発注をして、置けますか、管理ができますか、私は不可能なような感じがして。今、井手さんが言ったような要請も一つあるわけですが、部署によってはある程度の試行する期間を設けるとかやらないと、一斉に4月1日からということになっているようですが、各出先機関は悲鳴を上げていますよ。

**○柄本総務事務センター課長** 今回の出先の物品の管内一元化につきましては、いろいろ課題がございまして、今、委員がおっしゃったようなこと、例えば、本庁と異なりまして、出先機関の場合は試験研究機関が多いということと、学校関係が多いということになりますと、とりもなおさず物品の種類も多岐にわたったり、また取り扱いに注意を要したり、もしくは専門性を必要としたり、そのような物品がございまして。その件につきましては、我々も先週の金曜日、それからきのうにかけて、各試験研究機関、学校等の担当者、もしくは総務課長等にこちらのほうにおいでいただきまして、一緒に協議をして意見交換を行ったところでございます。したがって、その時点におきましても、問題点、どうしたらいいか、どうするのが効率的で、また、間違いのない物品調達とおくれない物品調達ができるのか、今、掘り起こしをして検討しているところでございます。

**○鳥飼委員** 1つ提案だけしておきたいと思いますが、確かに先ほど説明があつたコンプライアンス何とかですね、そういうものの経緯も一



つあるわけですが、部署によっては経過措置を設けるなりしていただいて、例えば施設とか大学とか研究機関とか、弾力的に対応されたほうが業務がストップをしないのではないかなというふうに思っておりますので、十分検討をお願いしたいというふうに思います。

○中野委員長 ちょっと関連で。例えば高岡の土木事務所、備品を買う場合、どういう手順になるわけですか。

○柄本総務事務センター課長 先ほど申しあげましたように、出先機関においてはいろんな形態がございます。したがって、パターンが2つか3つになろうかと思えます。1つは、備品でも、一般的にカタログとか市場に出回っていて、どこでも流通するような規格品番がある備品については、センターのほうで発注するという形をとるかと思えます。ただ、納品につきまして、据えつけを必要とするような備品、もしくは現場で調整をしなければならないような備品につきましては、納品は現場でやるという形も出てくるかと思えます。ただ、ボールペンとかいわば一般的な事務用品につきましては、地区センターでまとめるというのを原則としております。

○中野委員長 地区センターは、高岡土木事務所の場合、どこになるわけですか。

○柄本総務事務センター課長 今、予定をしているのは、総合庁舎内に構えるということで考えております。

○中野委員長 例えば鉛筆10本とか1,000円ぐらいの品を買うときも、国富の業者からとった場合、宮崎に検品に持って行って土木事務所に納めると、そういう手順になるわけですか。

○柄本総務事務センター課長 今のような事務用品につきましても、基本的な流れはそういうことになろうかと思えます。

○松村副委員長 本庁における検査専門員1名と指導専門員2名というのがありますね。これは事業費に関してはほとんどが人件費ということですか。

○柄本総務事務センター課長 今回445万7,000円をお願いしているところでございますが、445万7,000円のうち、検品の専門員、検査専門員といいますが、これにつきまして非常勤の方を今予定しております、その方の人件費と、それを補助する臨時職員、これもお願いをしているところでございます。そういうものを入れますと、約350万程度が人件費的な要素を占めるのかと。あとは指導旅費とか電話代とか、物品を置くカウンターの机を買うとか、そういうものをお願いをしているところでございます。

○松村副委員長 あわせて、出先機関の物品調達管内一元化の中では、調達する中に検査専門員等はいないんですね。件数からすると、本庁でも8,800件という件数を取り扱って、出先機関だと、宮崎管内で1万700件、児湯で4,400件という件数を取り扱うとするわけですから、それに見合う検査専門員がいるのか、入っているのかどうか。人員配置があるのかどうか。

○柄本総務事務センター課長 今のところ、これを専門にする非常勤的な職員という形では、全地区において対応するというところまでは考えておりません。したがって、県職員といえますか、総務事務センター内の職員の中で対応していくという形になろうかと思えます。

○中野委員長 例えば国富町に今、文房具屋さんが2軒やっと成り立っておる。本庄高校に納品するでも、5分のところが、わずか500円とか1,000円とかそういうやつまで一回宮崎に検品に行って、また16キロかけて36キロ、1,000円の品を持って行くとか、そういうことはどうなん

ですか。そういうシステムになるんですか。

**○柄本総務事務センター課長** 今度一元化することによりまして、管内を一元化しますと、どうしてもそのセンターから遠距離にある所属が出てまいります。それにつきましても、今、5キロ単位でどの所属がどこにあるかというのをカウントしておりまして、例えば、農業大学校であれば5キロから10キロの範囲内とか、林業技術センターでいえば25キロ離れているとか、そういう距離の区分によって、発注はセンターでも納品は現場に納品するという形をとっていかなければならないようなものも場合によっては出てくるかもしれません。

**○中野委員長** ちょっと部長に。私は、さっきからコンプライアンスの問題とかいろいろ聞いておって、全職員がコンプライアンスに関して研修していくとか、今度の問題というのはそんなに全職員が携わった話かなと思うんですよ。今のようなことをすれば、出先の管理職というのは、管理職手当を持っておって、何のための管理職かと。そこまで一々みんなせんとな今度の預けの問題が防げんかと、私は不思議でたまらんのだけど、そこ辺はどうですかね、部長。

**○渡辺総務部長** 今回、昨年取りまとめました不適正な事務処理に係る再発防止策については、私どもとしては、考えられ得る再発防止の対策を、意識改革の面とシステム改革の両面において、可能な限り盛り込みをしたと思っております。今、物品の納品検査等に関して幾つか質疑等もございましたけれども、長年にわたって預けとか書きかえという問題が悪しき慣習として県庁内に存在したということの反省に立てば、やはり当面はというか、基本的には二度とこういったことを起こしちゃならないわけですから、そのための意識面とシステム面の両方の改革と

いうのはきちんとやっていかなきゃいけないと思います。そういう中で、基本的には、まず所属長等がしっかり管理をしておればこういう問題は二度と起こらないと思いますけれども、ただ、問題がああいう形で起こりましたので、私どもとしては、とり得る限りの厳粛なというか、厳格な措置はとらざるを得ないということで、再発防止策の具体的な取り組みとして、先ほど御報告申し上げたような取り組みを今行っているところでありまして、今後もきちんと行っていきたいということで整理をさせていただいたところでございます。

**○中野委員長** ただ、所属長が今度の預けの問題、所属長——出先の長が知らなかったという話じゃないわけで、悪しき慣習としてそういうのが残っておったから、それをいろいろ回して使っておったと。今度の問題も、検品と納品書が間違っておったという話じゃないわけですね。要はその金の出どころに問題があるわけで、後で聞きたいと思うんですけど、今度のこの預け問題で対策費としてトータルどれぐらい予算がついておるか、後で出してもらいたいんですけど、もうちょっと私は現実に引き直して、問題点というのは、そんなに県庁一丸挙げてやるような話かなと思って不思議でたまらん。まして今のような事務の一元化、それは宮崎市ならいいですよ。うち辺の地域というのは、文房具店も唯一、役場、土木事務所、学校、そういうところで成り立っておるわけです。事務員1人か2人。夫婦でやっておればいい。それを宮崎まで1,000円か2,000円の品を持って行って、また16キロ離れてね。もうけなんかありませんよ、そんなことしておったら。私はそういう問題解決の話じゃないと思っている。次元がちょっと違うんじゃないかなと。ぜひそこは十分……。

○渡辺総務部長 先ほど来のお話については我々も研究してみたいと思いますが、基本的には、なぜ不適正な事務処理が起こったのかというところを押さえておく必要があると思います。これはそれぞれの所属が、みずから発注をしてみずから検査をして納品させておったと。ですから、要するにノーチェック状態、そういうことでああいうふうな大々的な形で起こったわけですから、まずは要求所属と発注所属を分離するというところで、出先全体にわたって総務事務センターというような形態で置きたいということを考えてわけです。

なぜそういったことになったかということ、本庁においては総務事務センターが存在をして、それぞれの各部局が要求側になるわけですが、物品の発注は総務事務センターが行うということで、前々から物品管理課の時代からそういうことをやってきたわけで、本庁においてはほとんどとっていいほど不適正な事務処理が起こっていないというのは、やはりこのシステムが有効に機能しているからだろうというふうに我々は考えたわけで、そのシステムを各出先全体にわたって導入するというのが、今回の総務事務センターの案でございます。そういうことから、いろんな課題はあると思いますが、まずはそういった形を始めて、実施をしていく中でいろいろと問題点等があれば、それを軌道修正していくことについてはやぶさかでないと思っていますので、いろんな御意見等も伺いながら、今後十分実りあるものにしていきたいというふうに考えております。

○星原委員 今、部長の話を聞いておって、そういう預けだったのかなと思うんですね。僕が認識しているのでは、預けというのは、国からのいろんな事業費を国に返さなくていい部分あ

たりで、事業畑あたりで余ったやつをどこか使うところはないかということで回していたという感じで受けとめているわけですよ。今の物の売りと買いの部分で、本庁ではそういうことはなかったというのはわかるんです。ただ、預けの金というのは、私の理解は、事業畑で余ったとか何とかいう金があって、本省のほうに返さない部分で出てきた金があるやつをどこかで使うという部分で、出先とかそういうところに回っていったというふうな感じで理解しておったんです。今、説明の中の、本課ではないから、出先やらそういうところであったから、要するに物の買い付けでそういうものが起きたふうな形の話で受けとめたんですが、そうじゃなくて、預けの金というのが、浮いた金があったのをそういうところに回されて、それをどこかに預けておって、買い取りをしていたふうに私は理解しておったんですが、違うんですね。

○渡辺総務部長 今、星原委員のほうからお話があった件については、やはり予算の使い切り主義というのが根底にあると思います。そういう中で、今御指摘のあった制度的なものも一概には否定できないと思います。ただ、予算の使い切り主義で仮にあったとしても、本来であれば、預けとか書きかえという手法ではなくて、極端に言えば、100万円金が残ったので、100万円を一括してきちんとした随意契約で何社か見積もりをとって、そこで最も安い業者のほうに発注をするとか、そういう正規の手続を経れば全然問題はないわけですが、それが結局特定の業者の方に預けという形で金を流してしまって、その中から必要なものを後日引き取りをしておったということでもありますので、私としては、正規な予算執行手続であれば、発注金額の妥当性の問題は当然残りますけれども、

そのところは、預けをもたらした背景等については、今、星原委員がおっしゃったようなことは間違いなくというか、一部にはあったのかなという気はいたします。

○中野委員長 ぜひこれは問題点をしっかり把握して、合理的に金のかからんように。そうじゃないと、管理職手当をもらっている所属長のおる意味がないと思う。ぜひしっかり検討してほしいと思います。

○鳥飼委員 今の件ですけど、確かに背景とかわかるんですけど、結果的に、例えばみやぎき学園で、入所中の子供たちが夏場作業をするジュースとして飲んでくださいよというのをやりくりをした。例えば高鍋の訓練校で、自動販売機のお金を流用して、生徒が掃除なり汗をかいた後に出していた。前も言いましたけど、療育センターあたりで、フィルム代は県から出してもらって、それを親が買って、その売った費用1,000円か2,000円で子供たちの誕生会に物を贈っていたということで、それなりの工夫はしているんですけど、結局それがなくなってしまうんですね。部長が言われるのもわかるんですけど、結果的にそれが担保されないといいですか、なくなれば潤いがなくなるというか、その所属の職員がいろいろやりくりをしながら子供たちの福祉の向上のためにと思っただけでやってきたことが、不適正な事務処理だというふうにして断罪をされた。じゃ、それを県としてそういう制度に乗せていくのかというとなっていないというのがあります。常にすべてが悪かったんだということに私はならないと思っているんですよ。それは大事にしてもらいたいなということを申し上げて、続けて質問に入りたいと思いますけど、いいでしょうか。

それでは、予算説明資料の41ページ、行政経

営課の行政管理費の3,100万の中に、市町村権限移譲推進事業というのがありますが、これをちょっと御説明をお願いいたします。

○井手行政経営課長補佐 市町村権限移譲推進事業についてでございます。常任委員会資料の23ページをごらんいただきたいと思います。事務処理の特例に関する条例ということで、県の権限と事務を市町村へ移譲するという取り組みをしております。平成20年4月現在で68法令876事務、この資料は7月に移譲するものまで含めて書いておりますので、20年7月で73法令921の事務を市町村に移譲しているところでございます。この事務処理にかかわる財源につきまして市町村のほうに交付をするという事業でございます。事務処理の中身によりましてそれぞれ基準単価を定めておりまして、高いものから安いものまで。例えば農地転用等の事務に関しましては、人件費もかかるということでかなり高目に設定してあります。窓口業務につきましては、安目というか、単純に受け付け等でございますれば、何百円単位のような単価もございまして、その単価に事務処理の件数を掛けたものを積算根拠として市町村に交付するということとなります。今年度の分につきましては、昨年度の実績等を想定しましてこの程度の予算を組んでいるところでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、例えば何かの事務を移譲しますね、医師の届けの事務も入っているようですが、それが500円だったとするとずっと500円毎年度上がっていくんでしょうか。

○井手行政経営課長補佐 説明が簡単過ぎまして申しわけございません。交付金の中身としましては、メニューが3つに分かれておりまして、1つ目は、今申し上げたように1つの事務基準単価、1件の事務処理に幾らという単価に年間

何件あったかという件数を掛ける。それを積算したもので交付をいたします。単純に申し上げれば、基準単価が1,000円の事務を10件やれば1万円の交付額、年間10件やれば1万円の交付額というような形になります。それに加えて、均等割交付金という形で、事務処理が発生するか否かを問わず、職員の研修費でありますとか、書籍の購入費、その事務そのものを勉強する経費ということで、1法令当たり高いもので2万円、安いものでは5,000円程度別途均等割で交付する積算をしております。

あと、特別に別途、準備交付金という形で、この資料で御説明してはいますが、新規に移譲する事務、全く今までやったことのない事務を移譲される場合は、それに伴うパンフレットの作成とか必要であろうということで、それについても別途、交付金を交付するというような積算をしております。

以上、3タイプを積み上げた形で年度ごとに市町村のほうに交付をするというようなシステムにしております。

**○鳥飼委員** そうしますと、例えば翌年に減少するという事ではない。単年度限りというのは、3番のパンフやらは単年度限りでしょうけど、1もしくは2についてはずっと継続をするということではないんですか。

**○井手行政経営課長補佐** 事務処理がある以上は交付がされると。あくまで件数掛ける単価ということになりますけれども、事務処理がある以上はずっと交付されるということになります。

**○鳥飼委員** これの財源は3,100万、全額一般財源ということですが、国の交付税措置なり歳入が確保されているのでしょうか。その辺のところを御説明いただきたい。

**○和田財政課長** 一般財源ですので、物によっ

ては交付税措置が積算されているものもあるかもしれませんが、基本的にはそういうものとは切り離れたものかなというふうに考えております。

**○鳥飼委員** 早く言えば、余り考えていないということですね。わかりました。

それと、財政課の分ですけど、45ページに諸費ということで16億9,800万円、前年度当初からすると5億3,000万の増ということですが、この税及び税外収入の還付、主なものだけでいいですけど、御説明をお願いします。

**○和田財政課長** 諸費につきましては大幅増で、増のほぼすべてが1番目の税及び税外収入の還付等に要する経費でして、これは具体的に何かと申しますと、税で申し上げますと、法人関係税は中間納付という制度がありますので、年度の中間の時点では業績がいいので税金を納めたものの、実際決算を打ってみると赤字になったので、税金を納め過ぎたと。そういった場合に翌年度に納めた税金を返さなきゃいけないと。そういったもので税の還付が生じる場合がございます。そういったものでありますとか、あるいは税外収入の還付、これは多くは補助金でありますけれども、国から来た補助金について一たん受け入れたけれども、精算してみたら実は余って返さなきゃいけないとか、あるいは事務手続でミスがあって実はもうちょっと少なかったと。そういったものについて、年度を越えて翌年度に返す場合については、調整できないので、財政課の諸費の中から返還をしているというものでございまして、今回の2月補正でも増額をしておりましたけれども、来年度そういったものがふえるということも見込んでございまして、前年に比べてふえているという状況になっております。

○鳥飼委員 19年度の当初が11億で、これは11月ですけれども、補正で増額になっているということは、景気が悪いなりそういうものを見込んであるということでしょうか。

○和田財政課長 今回2月補正のときにふやした要因としては、補助金関係で当初見込んでいたものよりも返還すべきものがふえたということで増額補正したというふうになっております。

○鳥飼委員 先ほど説明いただきましたその下の出資金ですね、地方公営企業等金融機構出資金というのがあって、これは改造ですけど、これは新規ではないんですよ、ちょっと説明をお願いします。

○和田財政課長 まず経緯を申し上げますと、国で特殊法人改革というのが行われまして、その一環で政府系の金融機関についても改革が行われています。特に、地方自治体との関連が深い地方公営企業金融公庫というのがございましたけれども、これにつきましても政府系金融機関の改革の一環で見直しの検討がなされまして、最終的な結論としては、全国の地方公共団体が共通して出資する新しい地方公営企業等金融機構を来年度つくるということになりまして、その出資金については全都道府県、全市町村から集めるということで、その出資金について、来年度限りの措置ですけれども、措置をしているという状況でございます。本県につきましては、トータルで7,700万円の出資を求められて、これは公営企業金融公庫から実際借りている額でありますとか、標準財政規模等ベースに全都道府県、市町村で案分して、本県の負担額ということで指示されましたのが7,700万円になっていまして、そのうち、一般会計から負担する分として6,720万円をここでお願いしているという状況でございます。それ以外の分につきましては、

病院局、企業局にそれぞれ一定割合をお願いしていきまして、県としてトータルとしては7,700万円を出資するという形になっております。

○鳥飼委員 そうしますと、今までは、金融公庫のときは、都道府県の出資といたしますか、負担はなかったのに、地方に金を出せということで決着をして機構をつくったということなんでしょうか。

○和田財政課長 新たに法人をつくることになりまして、その出資金という形で県に負担が求められたというのは事実でございます。ただ、特に問題になりましたのは、今、地方公営企業金融公庫が持っている含み益といたしますか、いろんな積立金があるんですけれども、それを国が召し上げるような話も一時はあったんですけれども、それについては基本的にこの新しい金融機構のほうに引き継いで、地方への貸し出し原資にしようということでありますので、確かに一定程度の出資は求められますけれども、おおむね現在の地方公営企業金融公庫の資産についてはこの機構に引き継がれますので、そういう点では改革の影響というのは少なかったのかなというふうに考えております。

○中村委員 さっきの仕分け委員会の件ですが、長年県議をやっていて、この1年ぐらい、仕分け委員会ができて県議の尊厳を傷つけられたというか、こんな腹立たしいことはなかったと思っています。本来、仕分け委員会なるものは県議会がやらなくちゃならないものを、外部に、一般県民にやってもらうということで、特にこの1年間、恥ずかしい思いをしました。またことしもその仕分け委員会なるものがされるんでしょうか。

○渡辺総務部長 今ありました事業仕分け委員会は、基本的には、知事のマニフェストの中で、

県民や民間のプロの視点を踏まえて全事業について棚卸しということが根底にありまして、それを受けまして、昨年6月末に最終的な形では行財政改革大綱2007の中で正式決定をしたものでございます。この事業仕分けのねらいというのは、県の持っている事務事業について、そもそも事業実施主体として県がやるべきものなのかどうなのかというところからスタートをするということが本来のねらいでありまして、もともと事業そのものが要らないんじゃないか、あるいは純粋に民間でやったほうがいいんじゃないか、県で残ったものについては、国がやるべきだ、市町村がやるべきだ、最終的に残ったものは県がやるべきだと、そういう段階を経て、事務事業そのものの事業の実施主体はどこがやるべきかというところを、本質的な議論をしていただくということで立ち上げたものであります。毎年度定期的にやっていくような筋合いのものではございませんので、20年度にこの事業仕分け委員会をやることは想定をしておりません。予算としても当然上げていないということでございます。

○中村委員 長年県議をやってきました、県がやっている事業というものについても理解をしているし、いわゆる武士の情けというものもありました。公社等はとっくに手を突っ込みにゃいかんかったわけだけれども、手を突っ込まなかった。これは県の思惑もあるだろうから、なれ合いだったことはいけないけど、そういうことがありました。事業仕分けをつくったとしても、県の皆さん方が、この事業について検討してみてもらえませんかということを提示した上で、これは要らないんじゃないかと決めたわけでしょうから、一般県民が自発的に相対的なことがわかるはずはなかったんですよね。それを

考えると、報道でも高く評価され、また皆さん方も高く評価しているわけだけれども、結構な予算も使ってやっているわけです。我々はこれをやれなかったということについて本当にじくじたる思いがあるんですね。だから、私は今、自民党の皆さん方にも相談したんですけど、絶対これは特別委員会をつくって仕分け委員会つくらにゃいかん。そうすると大変なことになりますよ。我々は徹底的に今度はやらにゃいかん。公社の問題についても全部手を突っ込みにゃいかんというように私は思っています。委員長にならせてくれんだろうけど、委員長になってみたいというぐらい、このことについては、本当に6月ぐらいにいきなり出てきたものだから、気がついたときはどンドン始まっていたような状況。星原会長のもとで、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決に関する条例、今回条例提案も、きのう幹事長会議で終わりましたし、条例を出すんですけれども、議会と一体になって仲よくやっていかないと、逆ねじを食らわせるようなことをすると、やっぱりこちら側も、我々の存在は何だったのということになるんですね。この条例にしても、今度は知事に対して縛りがかかりますよ。結果的には24項目上がってきています。そういう事業仕分け委員会等があったればこそ、県議会の存在意義がないということでこういうことになったわけですから、そういうことであれば、知事も県庁出身でもないし、官庁から来た人でもないし、県職員の身分にかかわる問題も手を突っ込まなくちゃならない。公社あたりも天下りはなくなりますよ。そういったことも仕分け委員会があったがために我々は目を覚まされて、ありがたかったと思わなきゃいけないことになる。そういうことで、ことはあるのかないのかわかりませんが、仕分け委

員会なるものを特別委員会で皆さんに働きかけてつくって、検証していきたいというふうに思いますから、その辺のことを十分知事にもお伝えいただいて、県議会とは協調していくようにということもちゃんとやっておいていただきたいと思います。

○外山委員 関連ですけど、今、部長もおっしゃったように、もっとも今回は仕分け委員会に自分自身がかかわった案件、予算は上げませんわね。前は、マニフェストに沿って、前任者のつくった予算であるから仕分け委員会に諮ったんだろうけども、今度自分がつくったものを、かかわった予算を仕分け委員会に諮ることはないと思うんだけど、そう思ってもいいですがね。どうですか。おかしいよね、自分がかかわったものを仕分け委員会に諮るとするのは。

○渡辺総務部長 それは知事でしか答えられないと思いますけれども、知事みずからがマニフェストの中で事業仕分けというのを提案されて、それを受けて私も実施をしたわけでありましてけれども、ただ、常に事務事業というのはいろんな視点から、多角的な視点から、もちろん県議会での御議論等も十分踏まえた上でやっていかなきゃいけないと思いますので、事務事業の見直しの視点としては、私どもは恒常的に持っていかなきゃいけないと思います。そういう中で、事業仕分けについては、先ほど申し上げましたように、これはそもそも論から立ち上げて議論する話ですので、予算を伴います話ですから、毎年やろうという気持ちは私どもは毛頭持っておりません。ただ、事業仕分け委員会のメンバーの中からは、毎年実施してはどうかという御提言等は多かったですけれども、性格論からして、私は毎年やるべきものではないと思っていますので、そういうことで整理させていただき

ます。

○中野委員長 関連してありませんか。

○川添委員 今回の関連ですけど、私も初めて予算審議させていただいて、この予算審議も一つの事業の見直しも含んでいるところがあると思うんですが、今御意見が出たように、議会とか委員会で事業の意義をしっかりと問うていくときに、予算説明資料に、算出根拠ですか、事業名と大まかな事業内容と金額だけ載っているわけです。どういう計算でこういう合計になりましたと。これはどういう人たち、どういうセクターに教示されるものかということところが、余白も結構あるんですが、予算書案自体を今後検討していくような余地はないでしょうか。

○和田財政課長 よりわかりやすい予算の説明ということになるかと思えますけれども、いつもお配りしている予算説明資料につきましては、電算等で打ち出していまして、これを変えるというのは非常に難しいのかなと思っていまして、それ以外の補足的な説明資料ということで、白パンフをつくったり、あるいは常任委員会の別途資料をつくっていますので、その中で、特に新しい新規系の事業につきましては、その積算の考え方でありましてか、法令的な根拠とか、あるいはどういうところに出すのかということころも含めて、できるだけわかりやすく示すような形については、引き続き努力をしていきたいというふうに考えております。ただ、こちらの本の資料につきましては、ある程度電算等の関係で今の様式になっていまして、これを抜本的に変えるとなかなかそれも大変ですので、そのあたりは難しいのかなというふうに思っています。

○星原委員 事業仕分け委員会は、今年度はやるかわからないということで、去年、19年度だ



けなされたという話ですね。それを見て、仕分け委員会あるいはいろんな形で検証をいろんな角度の人たちがするというのは、ある部分はいいかもしれませんけれども、今回の198事業を、委員会なるものをつくって、資料が全部渡されて、その中でチェックして、その人たちがやるというならまた別でしょうけど、執行部の皆さん方が、こういうのはどうだろうかとやるわけですから、本来は、予算編成時期とか、こういうことを今まで継続してやってきているけれども、こういう事業についてはある程度役割が終わったとか、あるいは将来的なことを考えればこういう事業は継続すべきじゃないとか、そういうものは我々議会と執行部の皆さん方との間で出てくる問題だと、私なんかから見れば思うわけです。それをどう判断するかと、今後も継続すべきなのか、廃止すべきなのかと、そういうことじゃないのかなというふうに思うんです。だから、知事がかわったからどうか、あるいは知事のマニフェストにそういうものが載っていたからそういうことをやるということ自体が、考え自体が、その辺はとらえ方としておかしいんじゃないか。継続すべきじゃないものは切らざるを得ない財政的に厳しい状況、あるいは今の社会情勢とか経済状況の中では厳しいんだということであれば、その都度、ふやしたり、減らしたりする部分はやっていくのが当たり前であって、去年まで続いていた事業はことしはこういう理由で切りましたよとか、あるいは今までであった事業にもうちょっと上乘せしてこういう形でやりましたよとか、そういうものがなされていくべきはずなのを、仕分け委員会なるものに、どうでしょうかとあって、その人たちがそう決めたから、仮にいろんな団体が予算が切られたとすると、執行部の皆さん方にははっき

り言えば責任がないような、我々じゃなくして委員会の人たちが切ったんですよというような形になってしまうわけです。そういう考え方で物を進めるというのはいかがかなと私は思うんです。いい悪いはそれぞれの立場で、あるいは団体のいろんな予算の問題でも説明して、これは今の時代に合っていないというようなもので判断すべきであって、第三者機関に預けて、そこがそう言ったからこういうふうにボツになりましたとか、そういう持っていき方というのは、ある面では私から見ると理解しにくいというふうにとらえるんですが、仕分け委員会なるものをつくる時には、どういう検討がなされてそういうことにしていかれたのか。その辺は、知事のマニフェストだからということで純粹にそうされたのか。ある程度疑問にかかっているようなものをうまく活用されたんじゃないかなというふうに思うんですが、どうなんですか。

**○渡辺総務部長** この事業仕分け委員会については、かなりマスコミでも取り上げられましたし、議会の議員の皆様方からいろんな御意見等もいただいております。私どもはあくまでも、事業仕分け委員会、確かに知事のマニフェストで明記をされたものではありませんけれども、知事のマニフェストをまつまでもなく、これまでも県内部において、毎年度の予算編成に先立って、各部局とそれこそちょうちょうはっしの議論を経て、2カ月程度かけて相当突っ込んだ議論をして、事務事業の見直しをお互いの合意のもとで進めてきたわけです。そういう中で知事のマニフェストがありまして、これも県の予算編成手法の一つとして導入してみようかということで導入したことでございまして、当然この事業仕分け委員会の結論がすべてだというふうには私ども全く思っていないわけでありまして、

これまでも議会の本会議あるいは委員会等での御指摘、それから各会派からの御提言なり御指摘なり、こういったものもたくさんいただいております。そういう中の一つとして、事業仕分け委員会の結論についても、参考意見としてお伺いをしておこうというスタンスで我々はずっと臨んできたつもりであります。結果として、事業仕分け委員会の提言した内容どおりに予算がすべてなっているのかということ、そういうことは必ずしもないわけでありまして、事業仕分け委員会でこれは廃止すべきだと仮になっても、最終的には知事が判断することでありますので、やはりそうはおっしゃっても、必要性あるいはいろんな影響等考えればこれは存続すべきだという判断に至れば、それは存続することになりますので、あくまでも予算編成上の一つの意見として仕分け委員会の結果等は受けとめたということでございますし、今後ともそういった姿勢は変わりはないというふうに私は考えております。

**○星原委員** そこで、今そういう感じで受けとめられているとすれば、今年度はあれですが、今後また、予算提案をする時期なり、あるいはその前ですね、9月議会なり、11月議会なり、そういう時点で、こういうものはこうだという判断をするもの、事業等いろんなのがあれば、そういうことも逆に我々から言う場合もあるでしょうし、皆さん方からも、こういう事業についてはこういうふうに考えがあるんだけど、どうだろうかというものが提案されてきて、それを審査するというか、協議するというか、そういう部分が生まれてくれば、より形としてはいいのかなど。先ほど中村委員が言いましたが、特別委員会なんかつくって、1つ1つを、ここはいいとか悪いとかそういう方法もあるかもし

れませんが、事前にそういったものがあれば、協議する部分というのを今後考えていけば、経費の面でもいろんな意味でよりベターじゃないかなというふうに思うので、ことしは予算にないということでありますから、今後に向けていろいろ検討をしていただくといいなというふうに思うんです。

**○中村委員** 今、星原委員がおっしゃったとおりなんですね。いつもお互いに車の両輪だと言いながら、三輪車だと、そういうことになるとね。我々は前の車を使って両輪を使っていない。繰り返しになるけど、長年議会議員をやっておって、こんなに恥かいたのは初めてだ。そういったのが出てきたときはこれを活用してとめる、この条例でとめるというところまで持っていけないと、マスコミは仕分け委員会がどうだこうだと取り上げるし、また皆さん方も仕分け委員会の努力によるとおっしゃる。当然我々がしなくちゃならなかったことをやらなかった我々の責任もあるということで、いろんなものをつくられるときは、我々が知らない間にそういうようなことをするんじゃないかと、やっぱりお互いに悪いところいいところは言い合ってやっていってほしいなど、つくづく要望いたしておきます。

**○渡辺総務部長** 中村委員から先ほどからるる御指摘のあった件については、私ども真摯に受けとめて十分対応していきたいと思っております。なお、議会と執行部は文字どおり車の両輪であります。事業仕分け委員会は、私は、いろんな意見の中の執行部の補助輪の一つだと思っておりますので、そういう意味で今後とも議会と執行部は車の両輪という基本姿勢で臨みたいと思っております。

**○鳥飼委員** 人件費のことがいろいろ出された

んですが、国庫補助等の関連でお尋ねしたいと思えます。3年前に統計課が統計調査課になりました。いろんな統計資料の分析もやられて県の施策に生かしていくというようなことでもございました。補正予算のときもいろいろと議論をしましたが、例えば就業構造基本調査が5年に一遍行われているんですけども、極めて重要な資料ですということだったんですが、県でもしっかりした分析をお願いしたいということでお願いはしたんですが、そこで、地方財政法で、地方公共団体が負担を負わないということで、統計課の職員の人件費については出しますよと、補助しますよということです。33名ということで国からの通知は来ているけれども、去年ですか、30名に削減をされているわけです。そこで、基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思うんです。国は33人ですよ。しかし、宮崎県では30名ということで実施をしておりますね。

○和田財政課長 統計調査課の補助金の積算としては33人ですけども、実質30人ということで、統計調査課に聞きますと、積算の単価が若い職員になっていまして、実際に張りついている職員は年齢が高いということで、その分で実際30人分しか張りつけていないということでもありますので、これはどちらかという、国が負担するときの単価差ですね、単価が実態に見合っていないというところが基本的な問題なのかなというふうに認識をしております。本来措置すべき単価に国の単価が、この事業に限らずいろんな事業で、本来かかるべき費用に不足しているという場合が国庫補助の場合ありますので、そういったものについては、国では総務省のほうから、地方でもそういう単価差についてはきちんと措置すべきということを言っております

ので、そういったものが仮にあれば、適宜国に対しても言っていくべきだというふうに考えております。

○鳥飼委員 30代前半というと34～35歳、行政職給料表の2級の49号だということを聞いておりますけれども、確かにそれは一つの理屈ではあるんです。しかし、統計法によると、国が数字を決めますよということで、国自体もどんどん減らしてきているという背景の一つはありますが、しかし33人ですよ。しかし、宮崎県では30人しか置きませんよとなっているわけで、一方では3年前の機構改革で、統計についても県独自の分析をしていって施策に生かしますよとなってきているというところだと思うんです。国が補助金をよこさんからうちは人数を減らすんですわというのでいいのかどうかということなんですね。それは財政課が答えることじゃないかもしれない。井手課長補佐に言っても酷かなと思うんですけど、本来、統計調査課という課になったときに、それはそれとして県の覚悟というのを我々は受け取ったわけです。今の仕分け委員会の話じゃないですけども。統計の業務だけをしっかりとやるんだということであれば統計課でもいいわけです。九州各県の統計課の職員からすると宮崎県は少ないんですね。鹿児島県からすると大分少ない。統計課だけじゃなくて、例えば国保にしても、九州のブロック会議があったときに、宮崎県の職員といたしますか、定員はぎゅっと絞られている。また、公債費の借りかえの問題も後で質問したいと思うんですけども、そういうときに判断をするのはどこかなというようにもあって、答えにくいでしょうから、答えは要りませんけれども、問題点として指摘をしておきたいと思えます。

○星原委員 この資料の21ページの行政経営課

の指定管理者制度の第二期指定ということで掲げてあって、対象予定施設の2番に宮崎県川南遊学の森と県営住宅の3団地とあるんですが、都城とか延岡とか県営団地はありますね、そういうのは導入する施設の中に今回入っていないというふうにとらえていいんですか。

**○井手行政経営課長補佐** 21ページの2の(2)制度を新たに導入する施設、県営住宅(高岡土木事務所管内)3団地と書いてあります。星原委員がおっしゃるとおり、延岡、都城についてもそれ相応の県営住宅の戸数がありまして、私もここを対象に導入の可否について検討を進めているところでございます。一部市営住宅等との共同での公募等の可能性もございまして、市のほうと今調整をしておるところで、今回の対象予定には間に合っていないという状態でございます。今後も調整を進めて、のせられるものなら早期にのせていきたいというふうに考えております。

**○星原委員** 住宅供給公社でやっているときは1億1,000万か1億2,000万だったと思うのが7,000万円台ぐらいで、4,000万ぐらい多分減額になっていたと思うんです。あと、未納者の、あれは何というんですか、収入未済ととらえるんですか、それもかなり上がったというふうに聞いているわけです。今、都城、延岡地区が量的に少ないから、そういうことで市あたりと共同でということもあるのかなというふうに思うんですが、私から見れば、県の財政が厳しいのであれば、1,000万でも2,000万でもそういう形で低くなるということであれば、せっかく検討されるのであれば、その辺を、受けるところがあるかどうかわかりませんが、県としては随時そういう形で話していったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、それについ

ては、来年度以降なのか、まだその先なのかわかりませんが、試験的にされてみて、やった結果が悪くようであれば、それはなかなか踏ん切れないかもしれませんが、結果としていいのであれば、そうやって随時やっていくことのほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどうなんですか。

**○井手行政経営課長補佐** 住宅の管理の手法は、指定管理者制度、また市町村による管理代行等幾つか方法はあろうかと思えます。指定管理者制度にのせる意味で、一定の規模を確保できるかどうかというのはあろうかと思えます。そういうところも含めて県だけでやれるものなのか、今検討をしております。おっしゃるところを踏まえて今後もうちょっと調整をしたいと思っております。

**○星原委員** 知事はスピーディーにという言葉も言っているわけで、その辺は検討いただいて前向きに進めてほしいというふうに要望しておきます。

**○鳥飼委員** 指定管理者の関連で御質問します。来年度で切れて更新の時期ですけれども、その事業の評価といいますか、3年間やってこられたわけですけれども、そういうのは何かの形で我々も見ることはできるんでしょうね。どういうふうな評価をされるのか、お尋ねします。

**○井手行政経営課長補佐** 指定管理者制度の効果につきまして、委員会でも何度か御説明を差し上げたかと思えますけれども、現段階の第一期の指定の評価といたしましては、年間約4億円程度の経費削減ができたというふうに認識しております。また、県民サービスの面においても、モニタリング等を行いました結果、サービスが向上している。先ほどお話にありましたように、県営住宅の徴収率等も上がっているとい

うような効果もあろうかというふうに考えております。

**○鳥飼委員** 全般的じゃなくて、例えば県営住宅は宅地建物協会がやっているわけですけど、委託をするときに出了のは、母子世帯とか優先入居されるという個人情報の問題も指摘をされましたし、その単体でいろいろ指摘をされた経緯がございますね。それに対してはどうだったのかというのを、指定管理者制度が第一期が終わるわけですから、それぞれで出していくべきではないかというふうに思っているんです。そこについての何か方針なり考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

**○井手行政経営課長補佐** それぞれの施設ごとに、今申し上げましたようにモニタリング調査等の結果を、所管課を通じて私どものところまで上げていただいております。確かに幾つか課題はあろうかと思えますけれども、それぞれにおいておおむね良好というような評価を利用者の方々からいただいております。

**○鳥飼委員** 例えば10月の末にまとめて公表しますよとか、そういうものがあるのでしょうかということなんです。

**○井手行政経営課長補佐** モニタリングの結果につきましては、毎年度7月に公表をしているところでございます。それぞれの施設ごとに見られるようになっているかと思えます。

**○鳥飼委員** どこで見ればいいんでしょうか。

**○井手行政経営課長補佐** 県庁のホームページでも見られるようにしてございます。

**○鳥飼委員** この場では出ないということですか。要望だけしておきます。私は、指定管理者制度については、効果なりの面で確かに経費が安くというのはありますけれども、問題点があるというふうに思っているんです。ですから、

その問題点を検証して行って、継続をするということであれば、そこも出てくる可能性もありますし、ほかのところが出てくるかもしれませんので、ぜひこういう場に、先ほどの仕分け委員会じゃないですけども、委員会に報告をするべきではないかなというふうに思っておりますので、それを要望しておきます。

**○中野委員長** ちょっと関連。いろいろ指定管理者で出していますね、学校施設とか。その年度決算書、売上げがどうのこうのとか、最終収益がどうかとか、そういうのはどうなんですか。個人経営になったわけだけど、一方では妥当な値段で出しているかという検討もあるわけだけど、今後どうですか、そこら辺の考えは。決算書。かなりもうかっているところもあると思うんですよ。

**○鳥飼委員** 私が申し上げるのは、人件費やらでいろいろとうわさを聞くんですよ。2つしておれば、こちらが最低賃金を切るとか切らんとかいう話もあったりしまして、そんな話も入ってくるものですから、そこらはやっぱりぴしゃつと明確にしておくべきではないかなというふうに思っていますので、今お話をしたわけです。

**○井手行政経営課長補佐** 公表資料の中に、会社そのものの決算書というわけではないので、その施設における、かかった経費と利用料金等の収支の状況等についてはお示しをしているところでございます。

**○中野委員長** 収支というのは、プラスマイナス利益が何ぼ出たということまで出ているわけね。

**○井手行政経営課長補佐** その施設にかかった経費、費用と収入という形で見られます。プラスマイナスがわかると。

**○川添委員** 基本的なことですけど、財政課の47

ページ、長期債利子償還金というのは、起債の返済金利分ということでしょうか。

○和田財政課長 御指摘のとおり、県で9,000億円程度借金しておりますけれども、その借金の利子の分ということでございます。

○川添委員 金利分163億というのは、国によって措置されている部分もあるんですか。

○和田財政課長 県の県債残高につきましては、おおむね6割弱程度につきましては交付税措置がされていまして、交付税措置の算定の際に基準財政需要額に算入されるということで算入されていますので、償還金の利子の分につきましても、一定割合につきましては、同じように交付税の算定上措置されているという状況でございます。

○川添委員 一般質問でも出ましたけど、高金利の起債、5%以上があると。最も高い金利は何%ぐらいの起債でしょうか。

○和田財政課長 7%を超えるものが2億円ございますけれども、それが何%かというのはただいま手元に資料がございません。

○川添委員 非常に金利の高いものが数百億残っているということですが、これを民間の金融機関の金利の低いやつに借りかえるということは、検討されてやってこられたんですか。

○和田財政課長 まず、県債の大前提になりますのは、借りるときには固定金利で借りています。金融機関の側は調達金利がありますので、うちの側から、今7%で高いので2%で借りられるかということ、そういうことはできませんで、仮に繰り上げ償還をする場合には、7%の金利で最終年度まで借りた分の金利を償還しないことには借りかえを認めてくれませんので、一般的に言いますとそういうことはなかなかできないという状況にあります。ただ、それにつきま

して、特に政府系金融機関から借りた金利のうち非常に高いものがあるって、それが市町村の財政を圧迫しているという状況がありましたので、今年度特例的に国のほうで、総務省、財務省でやりとりをされまして、政府資金の一部につきましても、補償金を免除して、一定の高金利のものについて繰り上げ償還して借りかえてもいいという制度がありますので、そういったものについては借りかえることが今可能になったという状況でございます。

○川添委員 政府系の借り入れについては、補償金が免除されて借りかえができる方向になってきたということですか。

○和田財政課長 基本的にはそういう方向で改正がなされましたけれども、ただ、対象となる金利が、その団体の財政状況でありますとか行革努力とかそういったものによりまして、どこまでを対象にするかというのは一定程度国のほうで歯どめがかかっていますので、すべてが対象になるわけではないというのが1点ございます。本県の場合で言いますと、対象となる金額が少なくなっていて、しかも償還の期限が来年度ぐらいになっていまして、実際に繰り上げ償還をして借りかえても、金利の負担低減効果が150万程度ということでしたので、それに要する手間暇を考えると割に合わないということで、本県では今回の補償金免除の繰り上げ償還は、県の一般会計についてはやっていないという状況です。ただ、病院会計につきましては今回2月補正予算で大幅増をしていますけど、病院会計につきましては非常に多額のものがありましたので、そういったものは繰り上げ償還をされたというふうに聞いております。

○川添委員 いわゆるリ・スケジューリングとか、返済期間の見直しですけれども、全般

的に借入期間が10年以内のものが多いというふうにお聞きしたんですが、借入期間の見直しですね、例えば5年とか短めでたくさん借りている分を繰り上げ償還して長くすると公債費負担も緩和されるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○和田財政課長** 起債の償還方法でありますけれども、ずっと従前につきましては、基本的に10年間で償還するという方式で考えていまして、おおむね最初の3年間は金利だけを払って、残りの7年間は元金もあわせて払う形で、10年間で返すという方式をとっておりましたけれども、非常に公債費負担が大きくなっていまして、それを順次延ばしてございまして、10年から15年償還に、現在、基本的に20年償還にしております。具体的なやり方としては、最初の3年間は金利だけを負担して、4年目からおおむね年間6%程度部分ぐらいつつ元金を返しています。したがって、10年後には42%ぐらい返っていますので58%残ります。その58%について10年後に借りかえて、それをまた10年間で6%ずつぐらいつつ返して、最終的には20年間で償還をし終えるという方式、今は原則としてそういう方法でやっているという状況であります。

**○川添委員** わかりました。それと、これは後で総合政策本部で審議されると思うんですけど、実は先日の補正予算審議の中でお聞きしたんですが、特別会計の開発事業特別資金、要するに特別会計の資産状況の視点でお尋ねしたいんですけども、九電の株を70万株保有されていて、今、九電の価格が2,600円ぐらいですが、仮に3,000円としたときに20億円ぐらいの資産価値になるということで、「宮崎県の財政」に特別会計の資産状況が出ているんですが、ここには、現金の4億9,000万円しか記載されていないくて、

保有している株が出ていないんですが、これはどういうふうにして考えればよろしいんですか。

**○和田財政課長** 直接担当していないので、責任を持った答弁ができないんですが、恐らく九電の株につきましては企業局が保有していると思いますので、そういった意味で特別会計のところに出ていないのではないかなというふうには理解しています。そこは直接所管していませんので、余り自信を持って答弁はできません。

**○川添委員** 基金の残高として出ているわけですけど、ほかの分については有価証券として計上されているんですが、これをつくったのは財政課ですね、あえて上げていないというのは、分けているというのは、何か意味があるんですか。

**○和田財政課長** 「宮崎県の財政」で示していますのは一般会計の部分だけです。企業局のほうでお持ちの部分なので、県としては、企業局の持っている株の配当だけを受け入れている形、特別会計をもらっている形、財産としては企業局の所有になりますので、そこには出てきていないという状況だと思います。

**○中野委員長** よろしいですか。それでは、以上をもちまして5課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

---

午後2時58分再開

**○中野委員長** 委員会を再開いたします。

次に、税務課、危機管理室、消防保安室の審査を行います。順次説明をお願いいたします。

**○後藤税務課長** 「平成20年度歳出予算説明資料」をお願いいたします。49ページをお開きいただきたいと思います。税務課の当初歳出予算につきまして御説明申し上げます。税務課の予

算額は267億4,890万9,000円でございます、前年度に比べまして9億4,937万3,000円の減となっております。

51ページをお願いいたします。まず、款の総務費は51億2,673万円を計上しております。前年度より8億2,000万円余の増であります。その主なものにつきまして御説明申し上げます。

中ほど下の(事項)職員費が16億2,416万8,000円、職員数218名分であります。

下の(事項)賦課徴収費であります、34億9,247万6,000円でございます。前年度より7億円余増加いたしております。賦課徴収費につきましては、県税の賦課徴収に要する経費でございます。

めくっていただきまして52ページをお願いいたします。主なものといたしまして、(1)の徴税活動経費といたしまして2億7,806万3,000円を計上いたしております。これは県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費であります。

次に、(3)の個人県民税徴収取扱費交付金といたしまして25億8,400万円を計上しております。個人県民税の賦課徴収につきましては市町村へ委任されておりますので、その市町村へ交付するものでありまして、約21億円であります。また、19年に所得税が課税されなかった方に対しましては、税源移譲による住民税の負担増の分を還付することになっております。この分を4億8,000万と見込んでおりまして、この分が20年度に増となったものであります。

次に、2の自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費であります。2億8,711万7,000円を計上いたしておりますが、その主なものは、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金であります。2億7,401万9,000円あります。これ

は軽油引取税の特別徴収義務者に対する報償金でございます。

次に、3、管理機能の充実費につきましては、2億5,292万9,000円を計上しております。主なものは、(4)の税務電算トータルシステム運営費の2億2,153万円あります。

次に、(款)諸支出金でございます。216億2,217万9,000円を計上しております。前年度に比べ17億7,000万円余の減となっておりますが、これは税込減に伴うものであります。

主な事項について御説明いたします。まず、地方消費税清算金であります。税込額を各都道府県と清算するために支出するものでございまして、83億5,679万8,000円を計上しております。

次の利子割交付金からの各種交付金につきましては、いずれも市町村に対する法定交付金でありまして、20年度の税込予算を基礎に算出したものでございます。

下の地方消費税交付金は、103億2,462万1,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして54ページをお願いいたします。中ほどの自動車取得税交付金につきましては、16億8,257万7,000円を計上しております。

歳出予算につきましては以上であります。

なお、別冊になっております「平成20年2月定例県議会提出議案」をごらんいただきたいと思っております。9ページをお願いいたします。債務負担の追加でございます。一番上の税務課の欄でございます。自動車税の納税通知書等の印字・封入封緘業務を委託するものでありまして、業務の円滑な推進を図るために、平成20年度から21年度にかけての実施をお願いするものであります。限度額といたしまして1,595万5,000円を計上いたしております。



以上でございます。よろしくお願いいたします。

○日高危機管理室長 それでは、危機管理局に関する当初予算につきまして、私と消防保安室長から、歳出予算説明資料と別冊の委員会資料で説明させていただきます。説明項目に前後するものがありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、歳出予算説明資料の61ページをお願いいたします。平成20年度当初予算の総額は9億9,870万4,000円であります。19年度当初予算に比べ1億1,658万5,000円、率にしまして13.2%の増となっております。

次に、63ページをお願いいたします。まず、一番下の欄の（事項）防災対策費5,089万2,000円ありますが、これは災害に関する情報の収集や発信、県内の防災力を向上させるための各種施策等で、ソフト面での防災対策の推進に要する経費であります。

64ページをお願いいたします。13番目の事業としまして、新規事業・災害対策本部機能強化事業を計上しておりますが、この事業は、災害対策本部、総合対策部室や、地方支部の資機材の整備を行い、本部機能の充実を図るものであります。

次に、65ページをお願いいたします。一番上の（事項）危機管理総合調整推進事業費1,036万9,000円及び次の（事項）国民保護推進事業費905万9,000円ありますが、これは危機管理に関する調整、研修及び災害監視室による24時間監視体制に要する経費と、国民保護計画の普及推進等に要する経費であり、新規事業として国民保護図上訓練を国と取り組むための事業費を計上しております。

次に、委員会資料の16ページをお願いいたし

ます。新規事業・地域防災力向上促進事業について御説明いたします。

この事業は、県内各地域における防災力の向上を図るため、各地域でモデルとなる自主防災組織の育成を図りますとともに、新たな自主防災組織の結成や、それぞれの組織において活動の活性化を図られることを目的としております。

事業の中身としましては、防災意識の高い自主防災組織に対し資機材の整備を実施する市町村に対しまして、県が事業費の一部を補助するとともに、自主防災組織が未結成である自治会や活動が低調な自主防災組織などに、地域防災力向上に重要な役割を担うところの防災士を派遣して必要な助言を行うものであります。この事業を実施することによりまして、地域の防災力がより一層向上した災害に強いまちづくりが促進されるものと考えております。

20年度の事業費は、629万8,000円を計上しております。

続きまして、委員会資料の5ページに戻っていただきたいと思っております。いずれも継続事業でありますけれども、その他の重点事業につきまして若干御説明をいたします。

自主防災組織活動強化事業についてであります。この事業は、地域における防災リーダーを年間で200名ほど養成することにより、県内各地の自主防災組織の活性化を図りますとともに、その中からさらに15名を選抜して、防災についての中核的な人材となる防災士の資格を取得していただくことによりまして、県内における共助の仕組みを促進しようとするものであります。

次の6ページをお願いいたします。「宮崎県防災の日」推進事業についてであります。この事業は、新聞広告やテレビ広告、ポスター、パンフレットの配布等により、宮崎県防災対策推進

条例に規定されております県防災の日の意義を広く県民に普及するとともに、小中学生向けの防災教育の実施等により、防災対策に関するさまざまな普及活動を行ってまいりたいと考えております。また、より広範な県民の参加を得て総合防災訓練を実施し、防災活動に関する体験をしていただくとともに、自衛隊や消防、警察など関係機関及び地域住民との連携を強化し、本県の防災力向上を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。よろしく申し上げます。

**○押川消防保安室長** 消防保安室から御説明いたします。

歳出予算説明資料の64ページにお戻りいただきたいと存じます。中ほどにあります(事項)防災行政無線管理費2億6,417万2,000円でございます。これは防災行政無線や防災情報処理システム等の防災設備の維持管理、保守委託、設備更新等に要する経費であります。20年度はこれに加え、運用管理装置更新工事や防災行政無線デジタル伝搬調査等を予定しております。

次に、その下の(事項)航空消防防災推進事業費2億3,634万1,000円ですが、これは防災救急ヘリコプターの管理運航に要する経費でございますが、20年度は、航空法で定められております5年ごとの耐空検査の年となっておりますことから、耐空検査費用とこの点検検査期間3カ月の間の代替ヘリ借受費用もあわせてお願いしております。

次に、一番下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費4,300万円でございます。これは市町村が実施する消防防災施設等の整備促進や、緊急消防援助隊の体制強化を図るために要する経費であります。

次に、65ページをごらんください。中ほどにあります消防指導費1,793万2,000円でございます。これは市町村消防指導や救急救命士の養成、消防団員の加入促進等、消防力強化に要する経費でございます。

次に、(事項)予防指導費1,845万8,000円でございます。これは消防設備士免状交付や危険物取扱者免状交付及び講習等に要する経費でございます。

次に、66ページをごらんください。一番上の(事項)消防学校費4,514万1,000円でございます。これは消防職員、消防団員等を対象に消防学校で教育訓練を実施するために要する経費でございます。

次に、(事項)火薬類取締費76万5,000円、それから、67ページにかかりますが、(事項)高压ガス取締費483万6,000円、及び次の(事項)電気保安対策費65万3,000円は、それぞれ取り締まり及び保安指導に要する経費でございます。

次に、委員会資料をお願いいたします。17ページをお開きいただきたいと思います。新規事業・消防広域化等体制強化促進事業について御説明を申し上げます。

この事業は、消防力の強化を図るために行う市町村消防の広域化や、消防本部のサービスを受けることのできない消防非常備町村の常備化を促進するとともに、市町村が実施します消防防災力強化のための資機材等の整備や、都道府県間の災害時の相互応援組織であります緊急消防援助隊の体制強化に対する支援を行うものでございます。20年度の事業は4,300万円を計上いたしております。

続きまして、その他報告事項、宮崎縣市町村消防広域化推進計画策定につきまして御説明をいたします。恐れ入りますが、お手元の委員会

資料の26ページをお願いいたします。

まず、1の計画策定の背景についてでございます。近年、災害や事故の形態が大規模化、多様化している一方で、人口減少や高齢化の進展により、地域における防災力の低下が懸念されております。市町村消防は、これらの変化に的確に対応し、今後とも、住民の生命・身体及び財産を守り、地域の安心・安全を確保していくことが求められております。このため、国におきましては、行財政上のさまざまなスケールメリットが期待できる市町村消防の広域化を推進することといたしまして、平成18年6月に消防組織法の一部を改正し、同年7月には、消防庁長官が、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定めたところでございます。消防組織法では、県が基本指針に基づき、市町村の消防の広域化を推進する必要があると認めた場合には、「自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画」（推進計画）を定めることとしており、その策定期限は平成19年度中とされております。この計画はこのような考え方にに基づき策定するものでありまして、広域化対象市町村は、この計画策定後、5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現することとされております。

次に、2の広域化についてでございます。

まず、広域化の定義でございますが、2つ以上の市町村が消防事務を共同して処理すること、または市町村が他の市町村に消防事務を委託することとされております。

次に、広域化の趣旨でございますが、広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るために行うものであり、広域化しても消防署所の数を減らすことはなく、消防力を総合的に向上させていくというものでございます。また、消防団に

つきましては、地域に密着した消防防災活動を実施していただいておりますことから、従来どおり、市町村ごとの設置を基本としておりまして、広域化の対象としないこととされております。

次に、広域化の目標となる規模でございますが、消防本部の規模は、一般論としては、消防本部の規模が大きいほど災害への対応能力が強化されることとなり、また、組織管理、財政運営等の観点からも望ましいとされております。また、このような基本認識のもと、管轄人口の観点から言えば、おおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当とされております。

次に、3の本県における広域化の必要性でございます。本県では、30市町村のうちの23市町村が、9つの消防本部によって消防、救急のサービスを受けておりますが、このうち6つの消防本部は管轄人口が10万人未満の小規模な消防本部であり、消防の広域化が進んだとは言いがたい状況でございます。小規模な消防本部におきましては、出動態勢、保有車両、専門要員の確保等に限界があることや、財政面での厳しさが増すことが懸念されております。また、本県には、消防本部のサービスが受けられない、いわゆる消防非常備町村が7町村ございますが、これらの町村では、今後、人口減少や高齢化の進展が予想される中、消防団員の減少や救急業務の高度化、需要の増大を懸念する声も多く、常備化に向けた検討が始まったところでございます。このため、非常備町村の常備化を視野に入れながら、市町村消防の広域化を積極的に推進する必要があると考えております。

次に、27ページをごらんください。4のこれまでの経過と今後のスケジュールでございます。昨年5月に、本県における市町村消防の広域化

について協議するため、県内9つの消防本部の管理者と消防長、町村会長等をメンバーとします宮崎県市町村消防広域化検討会及びその下部組織であります作業部会を設置したところがあります。その後、作業部会につきましては計4回開催をさせていただきましたが、このほか、各地域を回りましてヒアリングを実施するとともに、各首長さんたちとの意見交換も行ってきたところがございます。平成20年2月には第2回の検討会を開催しまして、検討経過の報告、広域化の組み合わせ等についてのこれまでの協議事項の取りまとめ結果につきまして御審議をいただき、また、計画案について説明をさせていただいたところがございます。

今年度の今後の予定でございますが、3月12日から26日にかけてパブリックコメントを計画しております。そして必要な検討、修正を行った上で、3月末には計画を決定したいと考えております。

それでは、計画の案につきまして説明をさせていただきます。別添資料としまして委員会資料の別冊1、宮崎県市町村消防広域化推進計画（案）と、別冊2のダイジェスト版をお配りしておりますが、本日はダイジェスト版により内容の説明をさせていただきたいと存じます。

まず、計画案の全体構成でございますが、大きく6つの章から成っております。この6つの章は、組織法により定められた項目に従って設けているものでございます。

まず、1章でございますが、ここでは、市町村の消防の現況及び将来の見通しについて記載をしております。

次に、2章の自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項でございますが、ここでは主に、広域化の基本的な考え方や広域

化の必要性について記載しております。広域化の必要性につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応していくためには、市町村消防の広域化により、本部機能統合等の効率化等による現場活動要員の増強ですとか、災害発生時における初動体制の強化など、行財政上のさまざまなスケールメリットを活用することが極めて有効と考えられます。また、県内では6消防本部が小規模消防本部であり、広域化が十分に進んだとは言いがたい状況にあります。さらに、県内の非常備町村におきましては、常備化に向けての検討が始まったところがございます。このため、非常備町村の常備化を視野に入れながら広域化を積極的に推進していく必要がございます。

次に、3章の広域化対象市町村の組み合わせでは、広域化の対象となる市町村と対象市町村の組み合わせにつきまして記載しておりますが、広域化の対象としましては、国の基本指針で示されております管轄人口30万人以上という一つの目標規模を既に上回っている消防本部として、本県では宮崎市消防局が該当しますが、ここにつきましても、県全体の消防力の強化を図る観点から、対象とする必要があると考えております。また、非常備町村におきましても、消防広域化の動きを機に常備化に向けた検討が始まっておりますことから、これらの町村も将来の常備町村としてとらえておく必要があり、したがって、県内のすべての市町村を広域化の対象とすることとしております。広域化対象市町村の組み合わせにつきましては、2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。2通りの組み合わせを記載しております。1つ目の組み合わせは、3消防本部体制でございますが、エリア1は、延岡市消防本部、日向市消防本部、

東児湯消防組合消防本部、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町としております。エリア2は、宮崎市消防局、西都市消防本部、西米良村としております。エリア3は、都城市消防局、日南市消防本部、串間市消防本部、西諸広域行政事務組合消防本部としております。国の基本指針で示されております管轄人口おおむね30万人以上という目標規模と各消防本部の消防力の実情を考慮いたしますと、この3消防本部体制でも一定の効果は得られるものと考えております。しかしながら、本県におきましては、先ほど御説明申し上げましたように、小規模な消防本部が多い上、現状では7町村が消防非常備であることなどから、県内すべての地域の安心・安全を確保していくためには、スケールメリットが最大限に働かせるだけ大きな枠組みの消防本部体制を構築していく必要があります。このため最も望ましい姿としては、県域1消防本部体制であると考えております。ただ、現時点におきましては、広域化対象市町村の組み合わせにつきまして、関係者が共通の認識を持つに至っていないところでございます。したがって、今後さらに検討を深め、できるだけ早期に合意形成を図ることとしております。そして、遅くとも本年末までには組み合わせを決定し、24年度までの広域化の実現を図ることとしております。

次に、右側の4章の自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項でございますが、ここでは、広域化を推進するための体制の整備等について記載してまいります。

5章の広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項では、広域化後の体制の整備や構成市町村間の関係等について述べており

ます。

6章の市町村との防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項では、広域化後の消防団との連携の確保や、防災・国民保護担当部局との連携の確保等について記載してまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○中野委員長 各課長の説明が終了いたしました。説明のありました議案について質疑はありますか。

○河野委員 説明資料の地域防災力向上促進事業に関連した質問ですが、県内の防災士の実態を教えてくださいませんか。また、傾向というか、年ごとにふえていっているのか。先ほどみたいに研修等仕掛けて、何名か確保してこちらが仕掛けていっているのか、そういうことをお願いします。

○日高危機管理室長 防災士の資格につきましては、阪神・淡路大震災から、防災の専門の知識技能を得た人が地域におる必要があるということから始まったわけですが、本県も16年、17年と台風14号を初め、大きな被害があったわけですが、当時は、防災士の確認をいたしましたところが、県内に20名足らずの方しかおられませんでした。そこで、現在、県では防災リーダーも養成しておるわけですが、さらに、防災リーダーよりも、そういう技能・知識を得た防災士、この人を養成しようということで始めて、18年、19年で現在やっておるわけです。今、県で養成した防災士は25名であります。それから、県内は何人かということですが、2月末現在で142名。各事業所においても、企業に関する防災ということで取られておる所もあります。ですから、今、委員のほうから言われたように、県のほうも防災士が少ないということで広報啓発をして受けられる方もおられ

ますし、防災リーダーも養成しておられますから、順次ふえておると思っております。

○中野委員長 課長、質問に的確に答えてください。

○日高危機管理室長 済みません。現在、県が養成したのは25名、県内の防災士は142名という数字であります。

○河野委員 自主防災組織、新しい組織を結成または活性化ということでこの促進事業はあるんですが、例えば延岡も幾つか結成されているんですけど、いろいろその方たちとお話すると、維持ということが非常に難しくなっている。つくったのはいいけど、維持するということがあるんですけど、それに対して支援というかそういう具体的なもの。自主防災組織活動強化事業とかあるんですけど、そこら辺でもし何か説明することがあれば。

○日高危機管理室長 今言われますとおり、自主防災組織をつくっても、活性化しないでそのまま何もしていないという組織もありますので、先ほど言いました防災リーダーを養成したり、防災士を派遣して活性化をするという事業を市町村自治体と今行っておるところであります。

○河野委員 次は、航空消防防災推進事業の「あおぞら」の運用状況の内訳。例えば、救急患者の搬送とか、災害時の応急活動とか、遭難捜索とか、林野火災とか、そういうふうな内訳等わかれば。

○押川消防保安室長 活動状況についてでございますが、19年度、2月末日の数字でございますが、救急が48件、救助が28件、その他が4件となっております。

○河野委員 一般質問でもありましたけど、ドクターヘリを運用することによって助かった命があるということですけど、例えば救急患者の

搬送で、この48件のうちに、もし「あおぞら」の運用がなければ命まで及んでいたと、そういうことはわかるでしょうか。

○押川消防保安室長 済みません、詳細なデータを持っておりませんが、いずれにしても、さっき申し上げました80件のうちの半分以上の48件が救急業務に従事しております。

○河野委員 新規事業で消防広域化体制強化促進事業と、具体的なものがあつたんですけど、この予算書を見ると、防災施設設備整備促進事業費で見ると、前年度から比べたら900万ぐらい減っていますね。広域化体制強化というのは非常に大事な視点で、特に宮崎県北は力を入れていただきたいと思うんですけど、900万も減っている説明はできるでしょうか。

○押川消防保安室長 委員おっしゃいますように、従来は、消防防災施設等の整備に基本的には補助をいたしておりまして、今手元にあります数字でいきますと、19年度の実績では4,605万円ということになっておりますので、約400万程度少なくなっております。

○中野委員長 課長、理由を聞いているんじゃないんですか。

○押川消防保安室長 従来 of 事業の見直しを行いまして、基本的には、従来行ってきました施設設備の整備事業をある程度充足してきたというような観点から、広域化ですとか常備化、または緊急消防援助隊の活動費または整備費に振り向けるということにしたところがございます。

○黒木委員 航空消防防災推進、「あおぞら」の今回点検もするというので、点検費用というのはどのくらいかかるんですか。

○押川消防保安室長 毎年通常点検を行っておりますが、これに要する経費は大体2,000万弱というふうに考えてございます。今度の5年点検

は5,700万円程度を考えておりますので、大分開きがあると思います。

○黒木委員 5年点検ということで今回要るようですけれども、今、出動回数とか聞いてみると、回数が少ないなという感じを受けたんです。総数で何回出動していましたかね。

○押川消防保安室長 19年度の2月時点で80回です。昨年度は84回となっております。

○黒木委員 1年間で出動するわけですから、余り私は多くないと思うんですね。今ドクターヘリとかいろいろ言っていますけれども、こういうものが緊急なものにもう少し使えるような方法もしないと、2億3,000～2億4,000万使うわけです。もうちょっと効率的にこれが使えないかという気がするわけですね。私は80回ぐらいじゃ多いと思わんとですよ。せっかく常備しているんだから、常備しているものはもっと活用ができるものに少しでも活用ができたらと思うんですが、部長、そこ辺はどうですか。ないほうがいいけど、活用というのは、今いろいろ言われることが……。

○渡辺総務部長 確かに「あおぞら」につきましては、出動件数としては例年80件ぐらいということでありまして、一見少ないように見えますけれども、実際に飛行する場合、現地の現場状況によって、例えば霧が立ち込めていたりして結果的に出動としてカウントできないとか、そういう事態もあります。それから、ドクターヘリについては、今回の本会議で知事が答弁されたと思いますけれども、今、黒木委員御指摘のあったように、全体的な出動件数等考えますと、仮にドクターヘリを導入する場合には広域的な共同運航的な視点も大事じゃないかと思えます。ただ、御指摘の防災ヘリの活用についてどういった活用の仕方があるかについては、現

場の意見等も十分考慮しながら、より有効な活用ということで検討していきたいと思います。

○黒木委員 今言われることはよくわかるんですが、消防が持っている救急車は非常に活用が多いですね。これは非常に大事だと皆さん思っている。だけど、こういうふうにまだ利用が足りないということになると、足りないほうがいいのか、そういうのがないほうがいいのか、それは判断のところもありますよ。でも、せっかく常備しているんだから、何かもっと方法はないのかといういろんな声も今度は出てきますね、逆に言ったら。要望だけしておきます。

○中野委員長 私のほうから。防災ヘリも、80回といっても、1回20分ぐらいかそのくらいでしょうから、一覧表、時間と救急、どこからどこまでと、一回そういう資料を出してください。

○押川消防保安室長 防災ヘリの場合、1年間に300時間以内というのが航空法上でありまして、その中で運航いたしておるわけですね。もちろん、回数的には80回でございますが、そのほかに自主訓練もやっております、時間的にはほぼ300時間に近い時間を訓練と実働と合わせると使っております。以上です。

○鳥飼委員 消防の今のところですか。防災ヘリの関連のところからお尋ねいたします。その他4件というのがありますけど、これは何ですか。

○押川消防保安室長 まず、19年度ですと、火災が1件、災害の際の出動が1件、広域応援体制を熊本、大分ととっておりますが、その出動が2件、合わせて4件でございます。

○鳥飼委員 1月の何日かに宮崎市の出初め式や県内で出初め式があつて、出初め式に行きますと、水上バイクとかあつて、ヘリコプターも来るんですが、こういうのはこの中には入ってこないのでしょうか。

○押川消防保安室長 自主訓練ですとか市町村のそういうときの出動回数は、事態訓練等の中に入れておりますので、この中には入ってございません。

○鳥飼委員 できるだけわかりやすい資料をつくって理解をしてもらおう努力をしていただいたほうがいいと思いますので、それをお願いしておきます。これは西日本何とかに委託しているんですね。

○押川消防保安室長 委託いたしております。

○鳥飼委員 委託の概要、委託先と委託費、随契なのか競争なのか、新年度ごとにやられるのか、その辺も説明をお願いします。

○押川消防保安室長 委託契約先は西日本空輸株式会社でございまして、委託方法は随意契約となっております。20年度につきましても、現在のところ、随意契約で契約を行いたいと思っております。以上です。

○鳥飼委員 金額も。

○押川消防保安室長 基本的な委託契約は4,000万円でございます。

○鳥飼委員 航空消防をやっているところというのは何社かあると思うんですけれども、随契でない、一定の年限が来たら……、今3年か4年たったと思うんですけれど、ずっと随契でいくということになるんでしょうか、そこら辺の今後の考え方について御説明をお願いします。

○押川消防保安室長 本県の場合、ベル412型という機種を使っておりますが、同型機を使っております県が、本県を除きますと5県ございます。これの18年度の委託契約額で見ますと、全国平均は8,618万8,000円となっております。先ほど申し上げましたように、本県の場合、4,000万でございますので、地方自治法第234条第2項また同施行令第167条第2項にありますように、

時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みがあるときというので、随意契約といたしております。しかしながら、5年度まではこの随意契約によりたいといたしておりますが、その後はいろんな状況を勘案した上で考えていきたいと思っております。以上です。

○鳥飼委員 5年を1つの区切りにしてやっているところもありますので、ひとつ来年度の際は、そういう視点も入れて検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、広域化の予算が上がっておりますし、広域化の説明も先ほど行われたところですが、30万消防と消防庁は言っておるんですけど、本県の実態に余り合わないんじゃないかというような気も私はするんです。余りにも面積が広過ぎると。30万消防について、都会はほんのちょっと行けば30万、50万とあるわけですから、その場合と何かそぐわないような気もするんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○押川消防保安室長 今度の広域化に際しまして、国のほうでは、30万以上の規模を一つの目標とするといっておりますが、この30万の明確な根拠ということになりますと聞いていないところでございます。ただ、消防本部の管轄人口1人当たりの予算額からいきますと、5万人の場合は約2万円、30万人になると1万1,000円というような形の予算額になっております。また、本県1人当たりの消防決算額を市町村別に見てみますと、串間市の場合2万3,000円かかっておりますが、宮崎市では1万円程度であるということがありまして、より効率的な運用ですとか合理的な活用が図られる分岐点として、30万人を一つの目標にしたと考えております。今、全国的には、長野県と千葉県が計画を策定しておりますが、当然、都会地ですから、100万人を



一つの規模として、長野県の場合は2つ、千葉県でも約90万人程度を1つのブロックとして考えられておりますので、私どもできるだけスケールメリットが活用できる大きい体制で考えていきたいと思っておりますのでございます。

**○鳥飼委員** 余り説得力はないんじゃないかと私は思うんですけど、地図を見ると広いですね。ダイジェスト版と2つ出ていますけれども、1消防本部が県としては望ましいですよというふうな書き方になっているようです。しかし、実際見てみても、3消防本部でも広いなというような気がいたします。広域化計画案の8ページに、宮崎県の消防の件数とか、消防職員の数とか充足率とかありますが、宮崎市消防局管内は、消防職員で充足率が78、署所で90、ポンプ車で93とか100とかいいんですけども、それ以外のところでは、西諸に行けば49とか、署所では100になっていますが、低いところもあったりしまして、どうかなというような気がします。例えば1消防本部にしたときの署所数は幾つにするのかとか、そんな議論はされているんでしょうか。

**○押川消防保安室長** まずは、大きい骨組みであります考え方等をことしの推進計画で整理をいたしまして、組み合わせが決定した時点で市町村計画を策定していきますので、具体的な組織のあり方ですとか人数等につきましては、今後検討されることとなります。

**○中野委員長** 鳥飼委員、この問題ですよ、現状の市町村の消防団があって、広域があって、今の組織と新しい組織を比較するような説明じゃないと、いいですかね、このまま議論してわかりますか。

**○鳥飼委員** 基本的なところをちょっと。例えば1消防本部にした場合は、東京都みたいなこ

とを考えておるんですか。宮崎はそれぞれの消防本部をつくっていますね。延岡、日向、児湯、西都とつくっていて、白いエリアの東臼杵と西臼杵、西米良が非常備ということで、これをカバーしていこうということで1消防本部にされるということなのだろうと思うんですけども、そういう基本的なところの議論がないと難しいんじゃないかなと思いますが、佐藤局長、どうですか。

**○佐藤危機管理局長** 今回の広域化というのは常備消防の広域化を言っておるわけですし、県下に9つの消防本部があってそれぞれ小さいので、それを規模拡大してスケールメリット出していこうと、体制強化しようというのがこの基本的な考え方です。宮崎県には、今、委員おっしゃられましたように、非常備のところは7町村あります。この非常備のところは今回の広域化の対象ではないんですけども、今説明ありましたように、将来常備化をしようという動きが出てきていますので、県下全体をとらえて広域化計画を考えていく必要があるということで整理をしておるところです。それと面積の広さ等につきましては、今先ほど消防保安室長からありましたけれども、長野県が、宮崎県の面積の倍、人口も倍ぐらいの県ですけども、2つの消防本部でやろうとしております。基本的には消防署とか出張所はさわらない。むしろその現場を拡充していこうとしていますので、本部機能だけを統合して、本部を統合することによって管理部門等の人が出てくるんですね。これを現場の消防署所に振り向けようという考え方ですので、できるだけ規模が大きいほうが、消防署の数は基本的にさわりませんので、浮いた人間を現場に振り向けようとするのが今回の広域化ですので、規模が大きいほうがスケールメ

リットが出てくるのではないかと。そして、現場対応も消防署あるいは出張所は充実強化をしていきます。減らすことはしませんので、消防本部を1つにしても、3つであっても、今よりは体力がついてきて、管理要員等が浮いてくるので、現場にそれを振り向けることによって体制強化になっていく。面積が広いからといって現場対応が厳しいということにはならないというふうな理解をしております。

**○鳥飼委員** 長野県と千葉県のを私は読んでいませんので、何とも言えないんですけども、そうだとすると、県がやっぱり責任を持つべきだと思うんですね。もし1消防本部でやるべきだということであれば、都道府県消防にするという覚悟がありますよというのがないと、宮崎市はこうこうしているということですけど、それは当然ですよ。県の覚悟というのは、もちろんないだろうと思うんですけど、それをどんなふうに考えていますか。

**○佐藤危機管理局長** 今回つくります計画は県の推進計画でございます。ただ、消防はあくまでも市町村消防ですので、市町村が納得しない限りは組み合わせの決定にならないわけでして、今、委員からありましたように、宮崎市は今、管轄人口は40万人ぐらいおりますので、今のままでいいというのが基本的な考え方で、やっても分割案の西都とか西米良あたりと一緒にするぐらいでいいのではないかとというのが、宮崎市の意向でございます。ただ、ほかの8つの消防本部等につきましては、すべて一本化でいきたいと思いますよと、どうせ広域化するなら一本化していきましょうというのが多くの意見でございますので、そこ辺の意見を今後整理して、どちらにするのか、それをさらに整理していく必要があります。形としては、一本化となりますと、県

警本部と一緒に感じるように考えておるんですけど、警察も13の警察署がありまして、消防本部も今13の消防署がございます。本部は1つ、署は県下に13散っておいて、本部でコントロールし、現場対応は十分できると。そういうことで、県としては、やはりスケールメリットが働くのは大きいほうがいいというふうに考えて、できれば大きいほうと思っておりますが、これはあくまでも市町村の合意が必要ですので、それを今後さらにやっていく必要があるということでございます。

**○鳥飼委員** 警察は3,000人ぐらいですね。これでいくと2,000人ぐらいですか。その辺の要員の不安というのももちろん出てきますし、私は宮崎市に住んでいますけれども、宮崎は宮崎で、委託を受けて国富の嵐田にあるんですね、国富、綾、西部をカバーしていると。その署所をどうするのかという議論も含めてやらないと、これがいいですよということで、県が1カ所がいいと言え、ほかのところは余力がないわけですから、それがいいがいいがということになるのではないかとこのように思っておりますので、慎重な議論をお願いしたいと。

**○佐藤危機管理局長** 今、一本化案と3分割案の2つの案があるんですけど、これは県が一方的にこちらにリードしてきたということではございませんで、ことし1年間かけて検討会の中で議論してきて、一本化案あるいは3分割案の2案が出てきて、その2案をどちらかにまとめなくちゃいけないんですけど、それをどちらがいいのかなというときに、県としてはできるだけ大きいほうがいいんじゃないですかということで、我々はそういうふうに考えておるところでございます。県が一方的に押しつけて一本化案を出してきておるわけではない。ただ、今

の2つの案であれば、大きいほうがスケールメリットはきくのかなと。だから、どうせなら大きいほうがいいのかなというふうな考えで計画をまとめようとしておるところです。

**○鳥飼委員** 押しつけたとは私も言いませんけど、一本化案の場合にはこういうことが想定されますよというのが見えないと、やはり不安があると思うんですね。私どもも不安がありますし。だから、署所の数は幾つぐらいにするのかと。救急車がそこから出ていくわけですから。消防職員は、それぞれの市町村の職員のところもあれば、組合の職員のところもあるわけですが、これについてはこういうことを考えていますよとか、そういうものもあわせて議論していかないとなかなか進まないんじゃないかなと思うんです。そこら辺については議論しておられないんですか。

**○佐藤危機管理局長** 署所の数については基本的には減らさない。今後場合によっては、市町村が協議をされて、もっとふやそうといったらふえることになるかもしれません。基本的には署所は減らさないということで考えております。そして、今後どうやっていくのかは、組み合わせが決定して、組み合わせが決定したその市町村で今後の消防体制をどうつくっていくか。それは今後5年間かけて市町村みずからが運営計画をつくっていくということになります。そういうことで5年後を目標に、組み合わせを県のほうで一応示して、それが決まったら、組み合わせが決まった市町村の中でどういう形でやっていくかは、それぞれ市町村のほうで検討、決定して実現に向けていくということで予定しております。

**○鳥飼委員** 次に移りたいと思いますけれども、もちろん署所の数を減らすなんてとんでもない

話だと思うんですよ。今でもやっとかつとというか、必死で頑張ってる署所ができていますから、統合して署所が減りましたよとなったら、もうこれは大変なことになると思うんですね。だから、当然署所の数をふやすという前提で議論がされていかないと何もならんとじゃないかなと、余り意味はないんじゃないかなというふうに思っております。やはり住民から見たら、救急車がいつ来てくれるのかと、火事が起きたら、いつ消防車が来てくれるのかと、そのための消防職員はおるのかと、工場があるときには、化学車があるのかとか、そんなことなんですよ。それが充実されることを望んでおるわけですから、ぜひそこは押さえておいていただきたいと思います。

もう一つだけ、65ページの国民保護推進事業費についてお聞きをしたいと思いますが、3に国民保護訓練・啓発事業ということで図上訓練をというようなお話もあったんですが、ここをもう少し詳しく説明をお願いします。

**○日高危機管理室長** 図上訓練であります。これは災害等想定しまして、想定の問題を出す班と、それを受けて対策を打つ班、両方分けまして、そして対策班については、想定の内容は教えなくてぼんと状況を見ながら与えます。そして何をすればいいかというのを図上で演習をやるというのが図上訓練であります。

**○鳥飼委員** 災害を想定してということで今御説明がありまして、想定班と対策班ということだったんですが、災害ではなくて武力攻撃事態を想定してと。どうなっているんですか、ここは。タイトルとしてはそんな説明がしてあるんですけど。

**○日高危機管理室長** 今、委員が言われましたように、私ども大きな意味での災害というたら

えをしておりますが、国民保護法では、今言われたように、ミサイル攻撃とか爆撃とかそういうのを想定して、避難させるあるいは救急活動をするというようなこととなります。

○**鳥飼委員** それは災害じゃないと思うんです。武力攻撃事態、戦争ですから、戦争が始まってしまえばもうそんなことをやっている暇はないんじゃないかなと私は思うんです。だから、誤解のないように、説明するところは説明を県民に対してもしていただきたいというふうに思っております。

○**中野委員長** きょうの予定は4時までになっていますけど、このまま継続しますか、それともあすするか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○**中野委員長** 継続ですね。

○**外山委員** 関連で1点だけ。今の事業ですね、武力攻撃に対するというやつ。突飛であるけれども、いたずらに危機をあおる必要はありませんけど、こういう平和ぼけしている日本に警鐘を鳴らす意味では、非常に意味があると思います。中国なんかも軍事力を拡大して、諸外国は考えが全然違うんですね、日本人と。そういう意味では、ある程度啓発をしておくことも大事かなと思います。

その関連で、その上ですけれども、テロ対策強化で10万6,000円。10万6,000円というのはどういう基準で出た数字でしょうか。

○**日高危機管理室長** このテロ対策協議会というのは、関係機関等含めまして警察を入れまして、宮崎空港、そういう関係機関に集まってもらって協議をする場です。どういう再発防止策をしておるかとか、それは年に1回ほどやりませぬ。

○**中野委員長** ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中野委員長** それでは、以上で、税務課、危機管理室、消防室の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後4時5分休憩

---

午後4時7分再開

○**中野委員長** 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了いたしましたので、総括質疑に移ります。委員の皆さん、総務部全般につきまして質疑はございませんでしょうか。

○**中村委員** ちょっと忘れていましたけど、決算特別委員会の委員長報告でいろんな要望があって、大分厳しい決算委員長の報告になったんですが、きょう説明がなかった部分で、今後の調査のあり方について、専門機関に委ねる等、それに取り組むべきではないかという指摘をしたんですが、専門機関ということは全然出てきませんでした。その辺はどうされるおつもりですか。

○**渡辺総務部長** 説明が漏れまして申しわけございません。さきの決算特別委員会の委員長報告におきまして、不適正な事務処理問題に関しまして、監査委員や専門調査機関等による徹底した調査を行い、報告することというふうにされております。そういった個々の指摘要望事項につきましては、私どもとしては、執行部以外の第三者の立場から対応していただくのがよろしいと思ひまして、監査委員とその後協議をいたしまして、監査委員のほうにおいて対応していただくということで整理をさせていただいたところでございます。失礼いたしました。

○**星原委員** 今回、20年度の事業、予算、いろいろ提案されているわけです。今回、県税の収

入が40億円ほど減額になってきていますね。そうなる中で、今後の宮崎の自主財源というか税収をふやしていくために何らかのことを考えていかないと、今のままでは減る一方じゃないかという予測が立つわけです。いろいろな方法はあると思うんですが、こういうふうに新年度が始まる時には、今回も3つの考え方が出てきておるわけですが、予算編成上、自主財源、歳入をふやすための政策については、私から見ると、建設業あたりの公共事業費がずっとこの何年間減ってきているので、全体的に地域の景気が落ちているんじゃないかな、そういう思いもあるわけです。そうすると、底上げをするための予算編成はどうやって組まれているのかなということを感じるんです。ずっとこのところ連続して減額できているわけですから。ことしも公共事業費37億ぐらい減額になってきていけば、その地域に金がそれだけ回っていきませんね。そうやってきたときの県内の景気という面ではどういうふうにとらえたら、あるいはどうとらえてこういう予算編成になったのか、お伺いしたいんです。

**○和田財政課長** 委員から御指摘がありましたとおり、来年度につきましては、税収の増加は非常に厳しいということで、税収を伸ばしていく、産業振興していくというのが一つの大きな課題だろうというふうに考えています。確かに委員から御指摘ございましたとおり、建設投資につきましてはここ数年ずっと減少しております、そういったものが直接的には建設業者の税収減につながる部分もありますし、それが回り回って消費の減退とか自動車税の減退、そういったものも当然あると思っております。ただ、一方で、現下の財政状況が国、地方を通じて非常に厳しい状況の中で、公共投資について

も、国におきましては3%減というような方針になっておりますので、そういった点から本県の財政状況を見ると、一定程度減らしていかなきゃいけないのはやむを得ないのかなというふうに考えております。ただ、一方で、産業振興によりまして税収をふやしていくということは非常に大きな課題だというふうに認識をしておりますので、企業誘致を初め、既存の地場産業の振興、そういったものについては、予算編成の中でもできるだけ重点的に措置していこうというつもりで予算編成をしているところでございます。

**○星原委員** 企業誘致もいいんですけど、本社機能が宮崎にないと税収にならない部分もあるわけですね。人件費の労働賃金の部分は雇用された部分であるんでしょうけれども、そういう部分がありますから、一概に企業誘致で税収がふえていくかといっても、私はある程度疑問もあるんです。そういう面もひっくるめた形での企業誘致になっていけばいいんですが、そうなるとやっぱり地場企業の育成かな。地場企業が力をつけるためにどういう形で、それぞれありますね、第1次産業の部分、第2次、第3次、そういうものをちゃんと点検して、そういうところが雇用もふやし、力もつけてきて納税もできるような体制にするためにどうするかとか、いろんな調査をされていますね、統計なんかとられたりして。そういうものを見ながらの中でどうとらえていくのかというのをどこかでやっていかないと厳しいのかなと。鹿児島県なんかは県単事業費でも建設も99.1%ぐらいでそう減らしていないわけです。うちは94%で、6%ぐらい前年度に対して減らしているわけです。その数字というのはある面では大きいと思うんです。その県で独自のやり方をやるんでしょう

けれども、宮崎県として今のままの流れで進めていって果たして大丈夫かなど。景気対策に対する取り組みの中で、地場企業の育成なら地場企業の育成でもいいですし、今言われるように誘致企業なら誘致企業で、どれぐらいのものをふやすために、どうしたらどれぐらいふえるんだという目標とか数値的なものを決めて取り組んでいかないと、ただ一生懸命、誘致企業に取り組みましたとか、地場企業の育成をやりましたといったって、最終的には、宮崎県民として県民所得がふえていっているのか、減っているのかということになると、今回でも、全国で7県ぐらいが減ってほかはふえているというような状況ですね。そうすると、40県はふえておって7県ぐらいが減っている形になるわけです。そういう意味では、宮崎をどう建て直していくか、社会資本の整備だったり、あるいは誘致企業をするためには何が必要で、どういう企業を呼ばんと税収がふえないとなれば、そういう企業を呼ぶためにはどういう方法をとるかとか、基本的にはそういうこともやらなきゃいかんでしょうし、もう一つは、地場企業の中でも、特に宮崎県は第1次産業である農林漁業がある。とれたものをそのまま県外に持っていくのか、1次加工、2次加工する工場をつくって、100円のものが500円になったり1,000円になったりする。そういうふうにして県外に出すためにはどういう方法があるかとか、あるいは加工場をつくっていくための予算を少しふやしていくとか、ちょっと考え方を考えていかないと、単純に誘致企業でとか地場企業でと言葉で言うのは簡単ですけど、こういうふうにしてやらないと税金を納めるような企業は育たない。育てるためにはどうするかというところもどこかで考えていかないと、ますます厳しい状

況になっていくんじゃないかなというふうに思うんです。そういう見方、考え方というのはどういうふうに皆さん方は考えておられるか、ちょっと披露してもらおうといいんですけども。

**○外山委員** 関連で。一般質問で中野委員長もかなり厳しいことをされましたね。私も地方財政計画と比較をしながら質問いたしました。今、日南も本当に疲弊しています。県庁に30万人来ていますが、ニシタチの夜の街も本当に疲弊している。建設業者はつぶれている。実際、宮崎県内がかなり落ち込んでいるときに、3年、4年、5年、どんどん下げているわけでしょう。どこかでカンフル剤的な、何度も言いますが、激変緩和的な処置が予算に盛り込まれたか、あるいはそろそろ宮崎独自の景気対策をする時期じゃないのかなと思うんですが、その辺はどうですか。財政的に無理なら無理でしょうがないけれども、無理な中でもちょっと何かあってもいいような気がするんだけど。今の星原委員の関連です。

**○渡辺総務部長** 星原委員、それから外山委員がおっしゃることは私もよくわかります。特に宮崎県の特長として、県内の総生産に占める公的資本の形成割合というか、公的資本投資額は恐らく全国の2倍ぐらいあると思います。そういうことで、宮崎県は民間の力がそれほど育っていない分だけ公的投資に依存する割合が高いということに、結果として数字としてなっていると思います。じゃ、民間の底力をつけるために、これは即効性はありませんけれども、やはり税源の涵養という意味でも、企業誘致とか諸産業の振興というのは当然図っていかなければなりません。そういった長期的な対策とあわせて、短期的な政策として、地域の経済雇用を支えている公共投資をなるべく減らさずに持って

いくかということも、非常に大きな命題だと思います。

そういう中で、我々としても、公共投資は気持ち的にはなるべく減らしたくないんですけども、いかんせん地方財政対策で350億円ぐらい交付税ベースでどこかと穴があいていますので、幾ら行革努力をやって、150億円ぐらい埋まっても、毎年200億円ちょっとぐらいはあいた穴が埋まらないという状況の中で、財源の工面のしようがなかなか見つからないというのが実態でございます。そういう中で、幾ばくかではありますけれども、例えば県立芸術劇場にネーミングライツを入れて2,000万円を入れたりとか、あるいは今度の特別議案の中でも入れさせてもらっていますけれども、これは職員提案の中にあつた事業でありますけれども、県営の砂防堰堤の後ろにたまっている土砂を除去するために、これまでは県が直接執行して除去して経費をかけてやっていたわけですが、これを採取料を取って申請者のほうの負担で撤去してもらつとか、そういった細々とした取り組みをやっているんですけども、いかんせん何分にも大きな穴がなかなか埋め切らないというところが実態でありまして、そういう中でも産業の振興というのはきちんとやっていかなきゃいけないと思いますので、地場産業の底上げのために、例えば、これもテレビ等でも何度か紹介をされておりますけれども、宮崎県産業支援財団の中で、ブルーベリーの葉の薬用成分等も見つかっておりますので、これを何とか起爆剤にした、これを薬品開発に結びつけて、それを宮崎県の産業として大きく育てられないかということでのいろんな意味での種まきといひましようか、そういったことはやっているつもりであります。

ただ、今言いましたような大きな構図的には、

なかなかここ2～3年では変えられないと思いますけれども、そういった努力は引き続きやっていかなきゃいけないことですし、我々財政サイドのほうとしてもそういった点に十分目配りをしながら、対応は今後ともやっていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 収入確保対策で今出たんですけど、地方交付税はやっぱり本論のところですから、これをやってもらいたいと思うんです。ふるさと納税制度で言ってもらっても結構ですけど、この間もありましたけど、暫定税率の問題でもああいう県民大会がやれるわけですから、知事が先頭に立って、地方交付税をもとに戻せという取り組みをやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、要望だけしておきます。

○中野委員長 ほかありませんか。じゃ、私から。要望ですけど、組織ですね、名前だけいろいろ変えて。工業振興課が工業振興係になったときには大分電話が来ました。何を考えているの、名前だけ変えて中身は一緒であつちやつたりこつちやつたり。今回は正常に返つたかなと思いますけど。とにかく名前を覚えるのに大変ですよ、県民も。これは各部がやったって、総務部長がうんと言わん限りできんわけだから、だれが最終的には前のときは責任があつたのかなと思うわけです。ぜひ名前なんか余りこだわらずに、中身をしっかり充実させてもらいたいと思います。

それから、もう一つ、事務処理の問題ですけど、いろいろ今対策で……、どうも今聞いていると、官製談合も、私に言わせるとあれは知事の一部取り巻きがやった話で、言い方、聞き方によつちゃ、県庁全体でという感じでとれないわけでもない。今度の不適正な事務処理もそう

です。実際出し入れした、かかわった人は県職員の中の何%だろうと思うわけ。こんなのを使ったり、事務費を使った人はみんなかもわからなくても。しっかりそこら辺は見きわめて、今、行政改革の時代ですから、逆に組織が大きくなったり、地域の人が迷惑を被ったり、事務用品なんか地域は地域で買うような方向でもらわんと、地域は今そういうところが頼りですよ。コンプライアンスの問題をいろいろ言われますけど、私はそんな問題かなと思っております。ぜひしっかり問題点を知って対処してもらいたいなと思います。

それから、予算も、金がないのも十分わかっていますけど、このままいったら、扶助費、社会保障費だけがどんどんふえていって、行政改革でそんなに出る話じゃない。どうするか。公共投資、投資的経費を減らすかという話になって、夢も希望もない話になりますから、ぜひ私はよその県並みに、負けんように、10年先の一般公募債ぐらい検討してもらって、道州制になったときに……。県道なんか広くなったり、狭くなったり、いい加減ですよ。景気浮揚策のときにいいところだけ広くなっておったりしてカーブだけ狭くなっている。ぜひいろいろ工夫して、県民目線で見えた場合は、県庁財政がしっかりしたほうがいいのか、もうちょっと地域の要望を聞いてもらったほうがいいのか、いろいろありますから、しっかり検討していただきたいと思っております。

それでは、請願の審査に移ります。請願第4号について執行部からの説明はありませんか。

**○井手行政経営課長補佐** 請願そのものについて、特に御説明する点はございません。

**○松村副委員長** 請願が継続審査になっておりますけれども、請願の内容に関しては、地域の

たくさんの団体からそれぞれの御意見をいただいていると思います。その意見に対して、県のほうで対策なり、かみ砕いてどういう今後の方針をとっていくか、あるいはそういう地域の方にどうやって県としての御意見を届けていくか、そういう手続等は今踏んでいるところですか。

**○井手行政経営課長補佐** 土木事務所の再編につきまして、今回の条例改正案に含んでおりません。これは22年4月の実施予定ということでまだしばらく時間があるということで。また、お話にございますように、地元の方々を含め、県議会の皆さん方から御意見、陳情等いただいております。地元の皆さんの御意見も加味しながら、再編後の体制、また事務所移転にかかわるさまざまな課題等を整理いたしまして、詳細を詰めた上で御説明を申し上げて御理解を賜るよう努力してまいりたいというふうに考えております。できるだけ早急に細かいデータ等もととりそろえて説明をさせていただこうと考えている次第です。

**○松村副委員長** 請願の中身としては、結構細かいことまで地域の方が再編に対する県の提案の不合理性ということを大分述べられていますので、その辺は県民の方、地域の方が納得するような形で説明をしていかないといけないと思います。私たちも地域の代表でありますから、地域の声はしっかりと理解していただかないと、それぞれの地域からの方もいらっしゃいます。それが県民の声を代表してここに届ける我々の責任でもありますので、双方納得できる形でしっかり対策をとっておいてください。要望です。

**○中野委員長** その他ありませんね。

以上をもちまして総務部の審査を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。



午後 4 時27分休憩

---

午後 4 時28分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は、10時から総合政策本部の審査を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 本日はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 4 時28分散会

平成20年 3月12日 (水曜日)

午前10時0分再開

出席委員 (9人)

委員 長	中野 廣 明
副委員 長	松村 悟 郎
委員	中村 幸 一
委員	星原 透
委員	黒木 覚 市
委員	外山 衛
委員	鳥飼 謙 二
委員	河野 哲 也
委員	川添 博

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長	村社 秀 継
総合政策本部次長	渡邊 亮 一
総合政策課長	土持 正 弘
秘書広報課長	緒方 哲
統計調査課長	井黒 学
広報企画監	高藤 和 洋

会計管理局

会計管理者	甲斐 景早文
会計管理局次長	美濃田 健
会計課長	森山 美 隆

人事委員会事務局

事務局 長	大野 俊 郎
総務課 長	福村 英 明
職員課 長	吉田 親 志

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田 渉
議事課主任主事	今村 左千夫

○中野委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○村社総合政策本部長 それでは、私のほうから提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の総務政策常任委員会説明資料をお開きいただきたいと思います。1枚お開きいただきまして目次でございます。本委員会で御審議いただきます議案でございますけれども、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」及び議案第2号「平成20年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算」の2件でございます。

右側の1ページに、平成20年度当初予算総括表を掲げてございます。中ほどの表、平成20年度当初予算一覧をごらんいただきたいと思ます。まず、上段の一般会計の表でございますけれども、総合政策本部の一般会計の予算額は、この表の一番下の計の欄でございますが、15億2,579万円をお願いいたしております。前年度当初予算と比べますと、一番右の欄にありますように、額で1,238万7,000円の減、率にしますと99.2%となっております。

次に、その下の開発事業特別資金特別会計でございますけれども、3,590万5,000円をお願いいたしております。

この結果、一般会計及び特別会計を合わせた総合政策本部の平成20年度の当初予算総額でございますけれども、一番下の総合政策本部

計の欄にありますように、15億6,169万5,000円でございます。

なお、2ページ以降に平成20年度当初予算に係る総合政策本部の主な新規・重点事業を掲載しておりますが、各事業の詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

**○土持総合政策課長** それでは、総合政策課の当初予算について御説明いたします。資料につきましては、お手元の「平成20年度歳出予算説明資料」に基づきまして御説明をいたします。

11ページをお開きいただきたいと思います。総合政策課の平成20年度の当初予算額でございますけれども、一番上の行でございますが、総額で6億6,972万6,000円をお願いいたしております。内訳は、その下の行でございますけれども、一般会計が6億3,382万1,000円、特別会計が3,590万5,000円でございます。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。1枚めくっていただきまして、13ページをごらんいただきたいと思います。下から2番目の（事項）総合企画調整費でございます。これは県政の総合企画調整を図りますとともに、九州地方行政連絡会議、全国知事会、九州地方知事会等の活動を通しまして、関係行政機関、関係団体との協議・調整等に要する経費でございます。

一番下の（事項）県外事務所費でございますけれども、1枚めくっていただきまして、東京事務所及び福岡事務所におきます各種活動費及び施設の維持管理などに要する経費でございます。

次に、その下の（事項）地域開発推進費でござ

いますけれども、これにつきましては、九州地方開発推進協議会の活動とか、東九州軸などといった県境を越えた広域的な交流・連携を進めるための経費でございます。

次に、その下の（事項）高等教育整備促進費でございます。これは県内の高等教育機関——12団体でございますけれども——の連携組織であります高等教育コンソーシアム宮崎の活動を支援することによりまして、地域に根差した魅力ある高等教育環境の創出、教育研究機能の充実及び高等教育機関によります地域貢献活動などを促進するものでございます。

次に、その下の（事項）県計画総合推進費でございますが、これは総合計画の着実な推進及び政策課題に関する調査・検討等に要する経費でございます。このうちの4、ユニバーサルデザイン普及・啓発事業につきましては、後ほど別冊の資料で御説明をさせていただきたいと思います。

次に、15ページでございますが、（事項）中山間地域活力再生支援費でございます。これは中山間地域に対します重点的、総合的な支援に要する経費でございますけれども、内容につきましては、後ほど別冊の資料で御説明させていただきたいと思います。

一般会計につきましては以上でございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。開発事業特別資金特別会計でございます。この特別会計は、九州電力からの株式配当金を主な財源としておりまして、事項といたしましては、運営費と積立金及び繰出金となっております。そのうち主なものといたしましては、一番下の（事項）繰出金の3,000万円でございますが、これは一般会計に資金を繰り出しまして、資金の使用目的に沿った事業を実施するもので

ございます。対象事業といたしましては、環境  
森林部所管の環境保全の森整備事業、県土整備  
部所管の河川パートナーシップ推進事業を予定  
しているところでございます。特別会計につ  
きましては以上でございます。

続きまして、総合政策課の新規・重点事業に  
ついて御説明いたします。先ほど本部長が使  
いました総務政策常任委員会の説明資料の2ペ  
ージをお開きいただきたいと思ひます。中山間地  
域活力再生事業についてでございます。

1の目的でございますけれども、そこに書い  
てございますとおり、過疎化、高齢化が急速に  
進む中山間地域に対しまして、各部局の事業と  
の効率的な連携を図りながら、重点的、総合  
的な支援を行ひまして、中山間地域の再生を  
図るものでございます。

2の事業概要でございますけれども、(1)か  
ら(5)までの5つの事業を各部局と連携して  
実施してまいりたいというふうにご考へてお  
ります。

まず、(1)のコミュニティビジネス応援で  
ございますけれども、地域の課題を地域の人々  
などが解決しますいわゆるコミュニティビ  
ジネスについて、創業時の初期投資に対する  
支援、専門家による経営アドバイス等を行  
うことによりまして、住民の生活支援や雇  
用の創出等を図ろうとするものでござ  
います。

次に、(2)の県民総力戦による中山間地  
域再生支援でございますが、これは県の出  
先機関で構成いたします地方連絡協  
議会と市町村、地域住民の連携のもとに、  
市町村の地域再生計画の立案・推進を  
支援するとともに、承認されました  
地域再生計画の実施に当たりまして、  
国の支援措置がない場合は、機動的に  
県単独の支援を行うことによりまして、  
効果的な計画の推進を

図ろうとするものでございます。

次に、(3)のコンパクトビレッジ宮崎  
モデル構築でございますけれども、これは  
NPOなどの連携による集落機能の維持  
充実のための短期的施策と、点在する  
小規模集落の基幹集落への再編など、  
中長期的施策のあり方につきまして、  
県内の3集落ほどを選定いたしまして  
調査研究を行い、コンパクトビレッジ  
宮崎モデルの構築を図るものでござ  
います。

次に、(4)の地域のお宝再発見～「みや  
ざき遺産」発掘でございますが、本県に  
存在いたします有形・無形の文化財、  
史跡、風習、動植物などから、次世  
代に引き継ぎたい県民全体の宝物と  
なるものを、「みやざき遺産」として  
選定いたしまして、観光メニューとか  
土産品の開発などに活用しようとし  
るものでございます。

(5)神話・伝説に彩られた「みやざ  
きの祭り」PRでございますけれども、  
県内各地で開催されております神話・  
伝説を背景とした祭りのうち、各地  
域を代表するものを「みやざきの祭  
り」として再編いたしまして、県内外  
へのPRの強化を図り、個性あふれる  
地域づくりを推進しようとするもの  
でございます。

次に、4ページをお開きいただきたい  
と思ひます。ユニバーサルデザイン  
普及・啓発事業でございます。ユニ  
バーサルデザインに関しましては、  
先般、閉会中の当委員会で御説明を  
させていただきましたけれども、本  
県の目指す姿とか、基本姿勢、分野  
別の取り組み方針などを取りまとめ  
ました宮崎県ユニバーサルデザイン  
推進指針、これを今年度中に策定予  
定でございます。本事業は、その指  
針を受けて普及啓発の展開を予定  
しているものでございます。

1の目的につきましては、ただいま  
申し上げましたとおりでございます。

2の事業概要でございますけれども、その中で、各事業の名称に使われておりますUDと書いておりますが、これをユニバーサルデザインの略称として使用しております。(1)の県職員対象のUD研修会の実施でございますけれども、これはユニバーサルデザインの取り組みを推進していく立場にあります県職員、まずそこからユニバーサルデザインに対する理解を深めるために実施をしていこうというものでございます。

(2)のUDシンポジウムの開催でございますけれども、ユニバーサルデザインの専門家によります講演とか、ユニバーサルデザインの製品の展示などを通して、県民の皆様が広くユニバーサルデザインについて学んでいくために開催をするものでございます。そのほか、(3)のUD啓発のパンフレット作成、(4)のUDアイデアコンクールの開催などを通してその普及啓発を行いまして、認知度、理解度を高めてまいりたいというふうに考えております。

総合政策課の当初予算につきましては以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○緒方秘書広報課長** 秘書広報課の当初予算について御説明いたします。

資料はもとにお返りいただきまして、「平成20年度歳出予算説明資料」の17ページをお開きいただきたいと思っております。秘書広報課の平成20年度の当初予算額は、一般会計の4億9,802万円をお願いいたしております。

それでは、主なものについて御説明いたします。19ページをお開きいただきたいと思っております。まず、一番下にございます(事項)広報活動費でございます。これは広報誌や新聞、テレビ、ラジオ、県ホームページなど、各種の広報媒体を利用いたしまして、県の重点施策など県政全

般の広報を行い、県政について県民の理解を得ることを目的といたしております。まず、1の印刷広報事業でございます。これは県の施策を県民に広く提供するために「広報みやざき」を年6回作成いたしまして、市町村の自治会組織などを通じて各世帯に配布するものでございます。3の新聞広報事業は、「県政けいじばん」といたしまして、毎月2回、地元新聞など6紙に県からのお知らせを掲載するとともに、適宜新聞紙面を購入いたしまして、県政の重点施策のPR、行事・イベントなどさまざまな情報を県民に提供するものでございます。4のテレビ・ラジオ放送事業でございますが、これはテレビやラジオによる県政番組を作成いたしまして、県政の広報を行うものであります。6の県ホームページ情報発信事業は、インターネットの普及拡大に伴いまして、ホームページが有効な広報媒体となっておりまして、県ホームページの作成及びその維持管理、並びに知事の定例記者会見の動画配信を行うものでございます。

20ページをごらんいただきたいと思っております。一番上の(事項)広聴活動費でございます。これは県民の皆様のお意見を県政に反映させるために、県民ブレイク座談会、あるいは県民の声事業等を通じまして、県政に関する意見を受け付けるものでございます。

次に、その下の(事項)県政相談費でございます。これは本庁の県民室、各総合庁舎、西臼杵支庁に設置しております県政相談室の運営のための経費でございます。

次に、(事項)県外広報対策費でございます。これは県外へ広く本県のPRを行うための経費でございます。みやざき応援隊などの人的ネットワークを活用した広報、あるいは県外向け

情報誌の発行などを行うものでございます。なお、(2)の新規事業、みやざき総合PR推進事業につきましては、広報企画監のほうから説明いたします。

私からは以上でございます。

○高藤広報企画監 それでは、みやざき総合PR推進事業につきまして、委員会資料で御説明をいたします。委員会資料の5ページをお願いいたします。

まず、1の目的であります、知事の積極的なPR活動によりまして、本県は全国的に非常に注目度の高い状況にありますので、今後は、このいわゆる宮崎ブームを一過性に終わらせることなく、高水準で維持し、さらに定番・定着化をさせるため、より効果的、戦略的な施策を推進していくことをこの事業の目的とするものでございます。

2の事業概要について御説明いたします。現在、各部局が個別に実施しているPR事業の総合調整を図りながら、短期的・中長期的な観点から、宮崎が持つさまざまな魅力やブランド産品などを効果的にアピールする戦略的なPR施策を検討していきます。また、本県の知名度向上に極めて効果の高いメディア、特にテレビとか雑誌を有効に活用するための取り組みについても企画・実施をしていきます。さらに、マスクミや本県を応援する宮崎ファンへの本県情報のさらなる発信とその拡大を図るために、みやざきPRの集いを開催するとともに、全国展開している県内企業の広報誌等を活用した広報活動の展開を図っていくこととしております。

これらのPR事業等を効果的かつ総合的に展開することによりまして、本県の知名度を定番・定着化させることをしていきたいと思っております。また、県民の自発的な情報発信活動を推

進することにより、県民総力戦の推進にも寄与するものと考えております。以上でございます。

○井黒統計調査課長 統計調査課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の21ページをお開きください。統計調査課の平成20年度の当初予算額は、一般会計の3億9,394万9,000円をお願いしております。

それでは、予算の内容につきまして、重点事項などの主なものについて御説明いたします。23ページをお開きください。上から4行目の(目)統計調査総務費としまして2億914万7,000円をお願いしております。これは(事項)職員費2億779万8,000円と、その下の(事項)統計諸費134万9,000円で、これは各種会議、講習会旅費などの事務費でございます。

次に、その下にあります(目)委託統計費についてでございます。これは国の統計調査の実施に要する経費でございまして、1億8,182万9,000円をお願いしております。以下、主なものについて御説明いたします。

一番下の(事項)労働諸統計費につきましては2,989万6,000円をお願いしております。これは国民の就業及び不就業などを調べる労働力調査と、事業所における雇用者数や賃金などを調べる毎月勤労統計調査に要する経費でございます。

次に、1枚おめくりいただき、24ページをごらんください。上から2つ目の(事項)商工統計調査費につきましては2,290万円をお願いしておりますが、これは商工業事業所における販売、生産活動並びに特定サービス産業の実態などの調査に要する経費でございます。

次の25ページをごらんください。一番上の(事項)住宅・土地統計調査費につきましては7,433

万円をお願いしております。その次の（事項）漁業センサス費につきましては1,637万1,000円をお願いしておりますが、これらの2つにつきましては、後ほど別冊の総務政策常任委員会説明資料で御説明申し上げます。

続きまして、下の段の（目）県統計費につきまして297万3,000円をお願いしております。この主なものを御説明申し上げます。

一番下の（事項）社会生活統計指標整備費といたしまして110万9,000円をお願いしております。これは各種統計資料を加工・分析して、本県経済活動の実態と動向の把握に要する経費でございます。

それでは、重点事業の概要を御説明申し上げます。常任委員会説明資料の6ページをお開きください。まず、住宅・土地統計調査についてでございます。この調査は5年ごとに実施されているものでございます。

1の目的についてでございます。住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態、並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としております。

2の事業概要についてでございます。調査は、本年10月1日現在で県内で指定抽出される2,022調査区、約3万5,000世帯を対象に実施されます。調査事項は、住宅・敷地に関する事項、世帯に関する事項、世帯主等に関する事項、住環境に関する事項、現住居以外の住宅及び土地に関する事項を調査することとしております。調査方法は、約800名の調査員が世帯へ調査票を配布し、回収する方法等により行います。

3の結果公表につきましては、速報を調査後

1年以内に公表し、その後、最終的な確報を2年以内に公表する予定でございます。

続きまして、説明資料の7ページをごらんください。2008年漁業センサスについてでございます。この調査も5年ごとに実施されているものでございます。

1の目的についてでございます。漁業の生産構造、就業構造及びその背景を明らかにし、水産行政諸施策に必要な基礎資料を得ることを目的としております。

2の事業概要についてでございます。調査は、本年11月1日現在で、沿海地区県下11市町に所在するすべての漁業経営体約1,600経営体などを対象に実施されます。調査事項は、個人事業経営体の世帯員数、従業状況、漁業従事日数、兼業日数などを調査することとしております。調査方法は、約200名の調査員が調査客体に調査票を配布し、回収する方法により行います。

3の結果公表につきましては、平成21年8月ごろに個人漁業経営体数、世帯員数、漁業従事日数などの基本的事項を公表する予定としております。その後、最終的な確報は、平成21年11月ごろに地域別などの事項を加えまして公表する予定としております。

統計調査課は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○中野委員長 議案の説明が終了しました。説明のありました議案について質疑はありませんでしょうか。

○黒木委員 統計調査ですね、住宅・土地統計、県内で今何世帯あるんですか、3万5,000世帯をするんですが、何万世帯のうちの3万5,000。今県内に何万世帯あるんですか。

○井黒統計調査課長 お答えいたします。現在のところ、県内の世帯数は約46万ほどになって

おります。

○黒木委員 その中を抽出していくんですが、抽出する方法は非常に大変だと思うんですね。その中から3万5,000、約1割弱ですけれども、どういう抽出方法をするんですか。

○井黒統計調査課長 抽出につきましては、国のほうで統計的な手法に基づいて抽出することになります。

○黒木委員 国がどんな方法ですのかちょっと私どもに見えないものですから。

○井黒統計調査課長 これはサンプル調査ということで、くじ的な手法で、国のほうで一定の割合で引いていくような形になると思います。

○黒木委員 じゃ、国が抽出して、県はそれはしないわけですね。県は抽出されたところに調査に行くだけですか。

○井黒統計調査課長 そのとおりでございます。

○黒木委員 漁業センサスも同じ抽出方法ですか。

○井黒統計調査課長 全数調査です。

○黒木委員 漁業のほうも一緒ですか、同じような抽出方法ですかということです。

○井黒統計調査課長 漁業センサスということで全数調査を行います。悉皆調査と。漁業をしているすべての方が対象ということです。

○黒木委員 漁業の場合には、漁業をされている方を全世帯、全員という形の調査という意味ですか。

○井黒統計調査課長 そのとおりです。

○黒木委員 住宅・土地のほうは5年に1回ということですが、この内容ですね、公表しているもの悪いものいろいろ出てくると思うんです。特に拒否された場合、3万5,000世帯で、抽せんになっておるけれども、例えば私のうちが該当であれば、その家庭が拒否した場合どうするん

ですか。今そういう時代でもあるじゃないですか。拒否する可能性もある。

○井黒統計調査課長 現在、統計調査する上で一番問題になっておりますのは、そういう形で調査を拒否される方が非常に多いということが一番の悩みになっております。数が少ないということは調査の精度にも響きますので、できる限り調査に答えていただくというのが基本的な姿勢でございますので、調査員等、また我々を通じて可能な限り説得して協力していただくと。なお、法律的には申告義務が課されておりますが、実際には、最近のプライバシー意識の高まり等々で答えていただけない方がいらっしゃるという実情がございます。

○黒木委員 そういう場合に、3万5,000世帯が変わるといいますか、うちは最初から受けないと、そういう場合には別な人を選定する場合もあるんですか。そういうことは絶対ないんですか。

○井黒統計調査課長 基本的には説得をしてくんですが、どうしてもだめということであれば、国のほうで抽出がえをしていただくことになろうかと思えます。

○中野委員長 関連ですけど、調査員というのはどうやって選ぶんですか。土地家屋調査員…。

○井黒統計調査課長 調査員の場合、市町村からの推薦を受けまして県のほうで任用するという形になっております。

○星原委員 総合政策課、部長でもいいんですが、これまでも言ってきたんですが、総合政策本部をつくった目的というのは、ある面では本県の進むべき方向性というのがあったと思うんです。今回、総合政策本部がなくなって県民政策部という形で、先ほど課長のほうから説明を



聞いたんですが、一般会計6億3,000万のうち職員の人件費が4億9,000万円。調整費、そういったものがずっときて、最後のところで中山間地域活力再生支援費ということで、事業費としては1,650万だけがここに新規事業として幾つか掲げてあって、そういう形で……、どういうふうにとらえたらいいのかなと私は思うんです。要するに中山間地域ということで、今抱えている課題が一番多いのが中山間地域だから、そこを重点的に事業として取り上げたというふうに見ればいいんですか。

**○村社総合政策本部長** 中山間地域の私どもの事業につきましては、これが中山間地域対策のすべての事業じゃございませんで、関係各部上げているわけでございます。その中の一つということでございますが、私ども、今回の予算編成における我々の役割ということを十分考えた上で、これまで議会のほうでも、政策誘導型の予算編成にすべきじゃないかということをやっと言われてきました。私どもの課題が、財政と連携してやっていくという形、どれだけそれが実質的に効果があるものになるかということが大事だったわけでございますけれども、初めての試みとしまして、これもお話をしたところでございますけれども、重点施策に係る新規・改善事業につきましては、1.5倍の予算要求を認めるという形をつくりました。これが1つでございます。

そういった中で、各部局から従来にとらわれない形でいろんな新しい発想が出てまいりました。中山間地域対策についても各部のいろんな発想が出てまいりましたけれども、その中で、言ってみれば狭間にあるような事業を我々がとらえるべきだろうと。狭間というよりも、総合的にやるような中山間地域の対策を我々が政策

提案すべきだろうということで、中山間地域活力再生事業、これが私どもの役割だということで今回提案させていただいたところでございます。

ついでにお話を申し上げたいと思いますけれども、私どもが出している事業はこれだけですので、私どもの役割が十分見えないところがあるかと思えます。今回、御承知のように、20年度の重点施策として3つの大きな課題を取り上げました。この中で、例えば中山間地域の対策でございますけれども、中山間地域の事業としまして、数字がまとまった形で出ておりませんが、新規事業として7件、2億3,000万の事業が出されています。改善事業として3件、2,600万でございますが、中山間地域対策につきましては、私どもの取り上げている中山間地域活力再生事業含めまして、10件の2億5,000万という事業が出てきているところでございます。

ついでに申し上げますと、例えば植栽未済地対策でも、新規5件の5億4,000万、改善事業として1件の4,000万ということで、6件の5億4,000万の事業が出ていまして、3事業全体で新規事業として出されたものが23件、15億の事業が出されてきております。実は今回の予算の中で新規事業というのは総額164億でございます。その中で大多数を占めておりますのが、20年度から発足いたします後期高齢者の医療制度の関係で、負担金が約117億ありますので、実質的な新規事業というのは47億ぐらいしかないんです。この47億のうち、重点施策につけられた新規事業が16億ということで、約3割の予算をつけることができたということで、私ども、一つの本部としての成果ではないかというふうに思っているところでございます。

**○星原委員** 今の流れの話はわかったんです。

事業をされたり、数字的な部・課ごとの調整の中でいろんな事業をされているというのはわかるんですが、宮崎県の県民所得も全国で減った7県に入っている。総合政策本部としての考え方というのは、景気対策とか、歳入をふやす、自主財源をふやすためにはどうしたらいいのか。要するに宮崎県をグレードアップさせていくためにどうするかを基準に決めて、各部の調整を図って行って、こういうことで第1次産業を活性化させていく、あるいは第2次、第3次も活性化する。そのためにそれぞれの役割を持たせていくとか何か考えていかないと、事業は、今、部長が言われるように、新規のやつもそういう形でやられているけれども、県税もどんどん減収になっていく中でどうしていくのかと。宮崎の2年後、3年後、5年後をどういうふうに仕向けていったら、県民所得もアップしていくとか、あるいは県民益も上がるとか、あるいは豊か度を感じるとか、そういうことを想定して総合政策本部としては方向性を決めていくのがいいんじゃないかなというか、そこが役割だったんじゃないかなというふうに私は思うんです。そういう意味から、20年度に向けて、総合政策本部があったけれども、今度は県民政策部という形に変わっていくわけですから、求められていたのはその辺だったような気がするわけです。ですから、景気対策とか、経済対策とか、そうやって宮崎県を浮上させていくのを基本に考えて、今言われる中山間地はどういうふうにしていく、あるいは農業はどうしていく、商工業はどうしていく、企業誘致はどうしていく、そういうことにかかわって全体を取りまとめしていく形のもので出てくるのが、総合政策の役割じゃないかなというふうにとらえているんです。今回の予算、今説明を受けたんですけれども、そ

れで果たして宮崎県の県民所得とか景気が少しは回復してくるとか、先ほど言われた3本の政策の中でも、建設と中山間地域と子育て等と、そういうものでどういう効果が出てくるのかというのが見えないんですよ。もう一つの枠に景気対策が入ってなかったというのにちょっと疑問を感じるんですが、その辺の話というのは出なかったものですか。

**○村社総合政策本部長** 本県の県民所得が44位ということで、九州では最下位という状況の中で、経済の活性化、経済の活力を高めていくというのは、やっぱり重要なテーマだろうというふうに思います。ただ、今まで、例えば公共事業等も含めて景気対策に資するような形のはあったわけでございますけれども、本会議で総務部長等も答弁していますように、現在の財政状況のもとで、私どもも予算の検討過程では入っていきまして、公共事業も含めていろいろ検討をさせていただきました。その中で今のような形にならざるを得なかったという点はございます。したがって、景気対策というような形で打ち出すものはなかったわけですが、ただ、予算全体として、これは公経済という形で5,900億ものお金が回っていくわけですから、それはそれなりの経済の活性化につながるものだろうというふうに思います。

ただ、今回テーマとして上げました中山間地域、ここの中でも、私どもの事業になっています全体的な中山間地の地域づくりだけではなくて、中山間地域の産業の振興とか、もっと細かく中山間地域の生活対策というような形で、きめ細かな事業を展開しているところでございます。それ自体は小さいかもしれませんが、いろんな形で地域の活力なり経済の活性化につながっていくものだというふうに思いますし、

小さいものから、大きな県全体の予算、全体という中での経済活力ということ、これをあわせて取り込んでいくことが必要だろうというふうに思っているところでございます。

**○星原委員** もう一つきついことを言えば、次年度に向けて、今から来年の21年度に向けて、1年ぐらいかけて、どういう方向に宮崎を持っていこうとすれば、ある程度いろんなことが考えられると思うんですね。そういうときに、総合政策本部なり、ほかの部・課をうまく使ってなり、要するに現地に飛んで行って、中山間地域を何とかせにゃいかんというなら、皆さん方が現地に飛んで、一番あえいでいる地域に1週間ぐらいおって、地域住民の声を聞いたり、出先やら、あるいは市町村やら、そういう声を聞いて、この地域を再生させるためにはどうしたらいいんだという生の声を聞きながら、その中からこういう事業が生まれてくる。そうすると、2年、3年後にはこういう成果が出るんじゃないかと。そういういろんな積み上げがあって組まれているのかどうか、その辺はわからんですが、そういったところまでやっていかないとどうなのかなというふうに考えるんですが、今度中山間地域に重点を置かれたということでもありますから、いろんな情報は入ってきたにしても、担当された方は、何カ所かの中山間地域に出かけて行って、受けている報告と自分の目、耳、体感したもので、そういったものが必要だなというふうに感じられてやったり、逆にほかの部・課に対して、あんたたちの報告はこう受けているけれども、うちで行って調査してみるとこういうところに違いがあるよとか、そういうものを持ってどうしたらいいのかというのを積み上げてきて政策ができ上がっているのかなというふうに思うものですから、その辺につい

て説明をいただけませんか。

**○村社総合政策本部長** まさに私どもが中山間地域対策については、単なる机上で物をしようということじゃなくて、もっと中山間地域に実際入り込んでいっているいろんなことをやろうということで、組織体制が、総合政策課の中に中山間・地域対策室を設けるということが1つございます。

それと、先ほど私どものほうで中山間地域活力再生事業を説明いたしましたけれども、例えば3番にありますように、コンパクトビレッジ宮崎モデル、これは集落の調査を地域振興課がしておりますけれども、非常に集落の機能維持が厳しいというところが、調査した1,243集落の中で93ございます。7%に該当するわけでございます。この中の幾つかを選びまして、現実に現地でいろんな話をしながら、その集落の維持のために、短期的にどういうことをやればいいのか、中長期的に基幹集落への再編なども含めた形で対策がとれないか、いろんな形でその集落のありようというのを調査研究してみようというような事業も入っています。

それから、地域重視ということでもあります、もう一つ、中山間地域再生支援というのがございますが、これを出先機関で構成します地方連絡協議会、言ってみれば農林振興局を中心にした出先の機関がございまして、ここと市町村と地域住民が一緒になって、当該地域の地域再生計画の立案をしていこうというような事業も入ってございます。これに国の補助事業をつけるなり、国の支援が得られないようなところについては県単独の支援を行うというような仕掛けをつくるのか、まさに現場主義のような事業展開をしようということではいろんな事業を組んでいるところでございます。

○星原委員 私のところも中山間地域ですからわかるんです。林家を守る、山を抱えている人たちを守る、そうなったとき、今の材では食えない。農業だったら農業でその地域において食えるのか。食えない。学校にしたって、子供たちが少なくなって統合を見なくちゃいけない状況に陥っている。あるいは地域に若い人がいなくなって、田んぼも荒れ、畑も荒れ、山も荒れと、こうなりつつあるんですね。そういう一つ一つをどういうふうに、要するに、若い人たちが中山間地域に住むためにはどうするのか、そこで暮らすためには、ある程度の所得が上げられるためにはどういう形が必要なのかとか、そういうことが出ていかないと、政策的にいろんな話はあるんですけども、若い夫婦がそういう地域に本当に住むのかどうか、住めるのかどうかというところまで行っているかどうかなんですかね。ここにもありますが、小規模集落のコンパクトビレッジや基幹集落への再編と言葉としては出てきますけれども、そこに本当に住んでくれるのか。私の地域でも、昔は、開拓によって我々の世代の親はそこで子供を育ててやってきましたんですが、そこに住んでいた人たちがどんどん高城に出ていたり、都城市内に移り住んで、昔開拓した畑も、今は木を植え出したり、ほっぽって荒れたりしてきているわけです。そういうところに再編ができるのかなというふうに思うんです。その地域で食っていける方法というのをどうしていくかということが出てこんど、国の事業を使います、あるいは県単で面倒見ますという話ですけども、本当にそれで集落再編に流れていくのかな。若い人に魅力を持たせるには、我々もそうですが、常々現金収入が、毎月金が出るわけですから、そういった収入がある方法をその地域ごとに、どういうふう

にしたらそういうものが生まれてくるのかとか、基本的にそこに住んでいる人たちの生の声とか、皆さん方がこういう計画を出されて、その地域に住んで自分たちが本当にやっていけるかと、そこで生活したときに、生活ができるのか、そこぐらいまで考えていくような形が出てこんど、本当に厳しいんじゃないかなというふうに思うんですが、今回出された中山間地域活力再生事業という名目で、いろんな事業で今、部長が言われた40億ぐらいの金が入ってきて、それで再生なるかどうかなんですが、していくために努力されるんですが、本当にそこら辺まで把握された上での流れで、山で食う人、農業で食う人、高齢者から子供までその地域で住めるような環境というのに考えを持って行って初めてそういうふうに言えると思うんですね。だから、話は聞いているんだけど、本当にこれで救っていいのか、再生されていくというイメージがわからないものですから、そういう話をしていますので、どうなのかわかりませんが、そういうところまで考えというか、私の考えと皆さん方と違うと言われればそれまでだけれども、そういう政策を立てる上でそういう議論というのはいっぱいあったものですか。

○土持総合政策課長 中山間地域の問題につきましては、委員おっしゃるとおりでございます。この事業についても、従来であれば総合政策のほうから出す事業ではなかったのではないかと思います。出すとしましても、3にありますコンパクトビレッジ宮崎モデル的なものを予算をお願いしていたというパターンではなかったかと思えます。ただ、この中山間地の問題が全国計画においても議論されておりますし、九州地域の問題としても取り上げられている。当然本県の問題として深刻な問題でございまして、ま

ず、総合政策課といたしましても、県土の構造のあり方というものを今後どうするんだということを議論しておりまして、宮崎への一極集中を、県内の格差の問題といいますか、どう是正していくか、そういう中で、都市のあり方、近辺の中山間地域のあり方というものは一体として考えていかなければならないということで、我々も積極的にこの問題に、地域振興課の仕事ではなくて、総合政策課としても入り込んでいなくちゃいけないというふうに考えていたところでございます。

中山間地域の問題につきましては、我々が実態を十分踏まえていろんな計画を立てようとしているのかということでございますけれども、そういうこともございまして、今回3番のコンパクトビレッジ宮崎モデルの事業を仕組んだわけでございます。これは、先ほど申し上げましたように、実際に3集落ほどを選定いたしまして、そこに調査として入っていくわけでございますけれども、その集落についてはすべて悉皆調査といいますか、直接住民の方々と会っているようなお話を伺いながら、今まさに生活として困っているもの、それから、長期的にどういう不安なり、集落の維持ができるのかとか、ある程度子供たちがいるところへの移転等も考えているのか、そういったいろんな思いを直接お聞きして、我々が聞いている範囲ではなくて、直接お聞きした範囲でいろんな施策を構築していきたいというふうに考えております。今ごろ何だと言われるかもしれませんが、そういう状況をしっかりと把握した上で、中山間地対策というものを考えていきたいというふうに思います。

**○星原委員** 端的に言えば、食えるかどうかなんです。生きられるかどうかだと思っております。要はその地域に住んで生活ができるかどうかと

ということです。我々の地域でも、猿が出てくる、イノシシが出てくる。そういったものが防げるんだったらまだそこで物をつくれるけれども、それが防げないとなると、つくっても生産したものがペアになってくる。これじゃやれんわなという感じになるわけです。だから、その地域地域、中山間地域で生活ができる、あるいは商業地域で生活ができる、あるいは企業誘致で働く場所がある。要するに何でもいいんです。生きる上で最低限の生活ができる場所が確保されるものがそこにあれば、私はいいと思うんですよ。出てくるというのは、そこに住んでいても生活ができないから町中に出てくる。あるいは宮崎県に住んでいて生活ができないから都会で生活するとか、流れとしては私は一緒じゃないかと思うんです。食える場所、生きられる場所、それなりの所得がある場所であれば、中山間地域の空気のおいしいところ、あるいは人間関係の隣はどんな関係者だということがわかっていて生活しやすい場所のほうがいいかもしれないけれども、今の社会状況の中では、子供たちを大学まで出してなると、現金収入がある程度入ってこない子供たちも大学まで出せないとなると、その地域に住んでいて所得がそれだけのものが生まれるかどうかなんです。そういうことがあって最低生活できる基準になるものを生み出すものがないと、いろいろ言っても多分住まない。今住んでいる人たちは、ほかに移っても仕方ないからということで高齢者の方が残っているような気がするんですよ、地域に住んでいて。若い人たちを地域に返そうとすれば、若い人たちがそこに住んで、家庭を守って、子供が育てられて、そこで生活ができるという方向が見えてないと、そこに住まないんじゃないかなという気がするものですから、さっき言う

ように、ある部分ではそうなってくると、景気対策とかいろんなものも出てきて、地域の中が経済が活性化されていく方向とかいろんなものが生まれてこないと厳しいのかなというふうに思うものですから、私はそういう考えでありますので、これについての答弁は要りませんが、そういうことを基本にすれば、食えるかどうかということが基本にならないと、なかなかその地域を守っていけないんじゃないかなという気がしますので、今後いろいろな政策の中ではそういうこともどこかに置いていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

**○黒木委員** 中山間地ですね、山間部はわかりますが、中間はどこ辺のどういう形で分け方がしてあるのかわかりにくいんですが、農政のほうで事業関係でやるのに、そこは入らないと思いますねという言い方をするんですよ。どういう分け方をしているんですか、ちょっと教えてくださいませんか。

**○土持総合政策課長** 中山間地域の明確な定義というものはまだないんですけれども、一般的には、平地から山地に至るといような表現でされておりますが、組織として中山間・地域対策室もできますので、中山間地域の定義を明確にするという必要が出てまいります。私個人的に思っておりますのは、おっしゃった農林漁業センサスといいますか、農林統計上で、都市的、平地、山間、中間地域という区分がございますので、その定義に沿った中山間の枠組みというものになるのではないかとこのように思います。

**○黒木委員** 私たちもそういう話をする中で、どこまでが中山間に入るのか。私どもが地域に帰ってそういう話をするときに、東郷町が日向に合併したんですが、恐らく東郷町あたりは中

山間に入るだろうと私は思っているんです。山間部ですから。

**○村社総合政策本部長** 先ほど申しましたように、農林統計上の分類というのが1つあるんです。これでいきますと、合併したりしていますから、旧町村がございませけれども、全体でいきますと、農林統計上の分類でいきますと、中山間地域というのは、24市町村の32地域になります。ですから、市の一部ですとか、旧町の区域になったりというような形になってございます。

**○黒木委員** ということは、32地域というのは全部の市町村に入っていると。日向でも一部は入るところがあるという意味ですね。32地域というと、宮崎市の中でも山間部のほうは地域の中に入っているというふうな見方でいいんですね。

**○村社総合政策本部長** 宮崎市でも旧田野町ですとか旧高岡町とかそういう形。都城でいきますと旧山之口町ですとか旧高城町とか、こういうところは中山間に入っていくというような形になります。

**○黒木委員** できましたら、今からは色分けとか少ししておかないと、あなたのところは入っています、入っていないじゃなくて、この地域までは入れているとか入っていないとか、そこあたりは総合政策のほうでつくるべきじゃないか。各部との調整はありますけど、ぜひそこ辺は。聞いたときに何か変な答弁が返ってくるものですから。

**○土持総合政策課長** おっしゃるとおりでございます。先ほど申し上げましたように、今度の新しい組織でそこらをしっかり区分するといえますか、現実に農政のほうで、事業の実施等の問題がございませますので、林野率と緩傾斜度で

厳密に線を引いております。そういったものを参考に地域を決定するということになろうかと思えます。

**○鳥飼委員** 何点かお尋ねしたいんですけど、まず、関連して今の中山間地域対策です。知事の方の予算の発表のときにも重点施策ということで上がっておりますが、総合政策課の中に中山間・地域対策室というのを持つと。地域総合調整担当と中山間・特定地域振興担当ということになっているようですけれども、中山間地の事業を見てみますと、環境森林部に属するところとか、いろいろと部にまたがっている事業があるんです。確かに限界集落の問題とかも出てきて議論をしておりますから、そういうところに焦点を当てていくというのは非常に大事なことですし、それはそれで評価をしたいと思うんですが、具体的に実施をしていく場合に、各部各課の調整もやらなくちゃいけないんですが、具体的にどういうふうなことを想定しておられますか、事業を実施していく上で。組織的な面も含めてちょっと。

**○土持総合政策課長** これまでは特定五法といいますか、過疎とか山村とかそういうくくりでの調整がやられていたわけですがけれども、それを中山間というくくりで、同じような調整になるかもしれませんが、各部の事業を調整していくと、そのための今回の組織というふうに理解しております。具体的にどういうふうにその調整をやっていくのかということにつきましては、新しい体制でも検討されると思いますけれども、現在でも、過疎に基づきますいろんな事業を各部から出していただきまして、それを庁内で調整・認知といいますか、そういうやり方をやっておりますが、同じようなことでやっていくことになろうかと思えます。ただ、先ほど申し上げ

ましたけれども、総合政策課と中山間・地域対策室との連携を図っていく中で、中山間地域という枠にとられることなく、いろんな事業のあり方、そういったものも検討していきたいというふうに思っております。

**○鳥飼委員** なかなか新しい体制が出てこないものですから、顔もわからないからイメージしにくいんですけど、例えば中山間地域対策協議会というのを庁内に設けて、ここに挙がっているような事業のところから集まってもらって、当初は事業の説明や情報交換とかあるだろうと思うんですけども、総体的に中山間地域の底上げをどう図るというようなことをイメージしていけばよろしいのでしょうか。

**○村社総合政策本部長** 庁内調整を図る上で一つのそういう協議会みたいなもの、内部の組織をつくるということもあり得るのかもしれませんが、今回、総合政策課の中に中山間・地域対策室を設けたという理由は、1つは、総合政策課が政策立案と総合調整という機能を持っています。その中に中山間・地域対策室が入り込むことによって、中山間地域対策でいろんな課題等が出てきたものを、政策立案あるいは各部との調整の中で、トータルとして政策を仕上げていたり、推進したりできるということで、この2つの部署がひつついた意味合いはそこ辺にあるかと思えます。

それと、今回の組織再編でなかなか見えづらいところがあると思いますし、私どもも事業と組織の関係が十分整理できていないんですが、今回挙げております中山間地域活力再生事業は、当然、中山間・地域対策室のほうに行く話になりますし、先ほど言いました過疎関係の五法も中山間・地域対策室が持ちます。それから、山村・木材振興課にありました国土保全関係の事

業、国土保全奨励制度というのがございましたけれども、これは中山間・地域対策室に事業そのものが編入されるといった形になります。ほかにも、地域振興課の二地域居住でやっていた「来んね、住まんね、お試し事業」とか、ひむか神話街道、こういった事業が今回商工にできますみやざきアピール課に行くとか、事業がかなり入れかわります。私ども組織全体も大きくなるわけがございますけれども、私どもの組織が14～15億の予算でございますが、地域生活部にあります事業を入れますと、地域生活部は多分100億前後の予算を持って一緒になるという形になりますので、114～115億ぐらいの予算規模になろうかというふうに思います。

**○鳥飼委員** イメージがわからないんですけれども、課の名前も、生活・協働・男女参画課とか、何と呼ぶんだらうかなと思いつながらあれなんです、ぜひそういう視点でやっていただきたいと思えます。〔中山間で関連〕と呼ぶ者あり〕

**○河野委員** 中山間特別対策で委員長をさせていただいていましたので、一言言っておかないといけないかなと思ひまして。

我々の特別委員会の最終のあれとして、喫緊の課題であると。すぐ対策が打てるということでできれば知事直属の組織をと。例えば(3)のコンパクトビレッジみやざきモデルの構築にしても、何年かけてこのモデル構築を考えているのか、そこら辺は時系列的な、スケジュール的なものはあるのでしょうか。

**○土持総合対策課長** このモデル構築につきましては、先ほど申し上げましたけれども、ことし地域のほうで集落調査をやっておりますので、その中から3集落ほどを選定するわけがございますけれども、これは単年度、20年度でこのモデル構築については取り組みたい。それでも

きたらなるべく早くやりたいというふうに考えております。

**○河野委員** 特別委員会でも出てきたのは、(2)の計画・立案とか(3)の調査とか、もうそういうときじゃないんだという議論をずっとして、短期的施策にしても具体的にどう打つのかということをもうやっていかなきゃいけないんじゃないかということで議論してきました。その中で(1)のビジネス応援というのは具体的ですけど、そういうところで、知事がスピード感を持って、総合計画にしても半年かけずに作り上げたぐらいの早さでやっていった。それぐらい喫緊の課題であるということで取り組んでいただきたいなということがあります。京都の綾部市なんかは、5集落を特定して、そこに総合的な支援を入れて動き始めているわけです。それぐらい早い施策を打っているということで、ぜひお願いしたいと思ひます。

それと、気になる点が、(5)の神話・伝説に彩られた「みやざきの祭り」PR、県主導でこういうことを行うということは、ちょっとはてな部分があるんですけど、できたら、この予算はもっと具体的なところにあるといいかなということで、ちょっと気になるということで意見として言っておきたいと思ひます。以上です。

**○土持総合政策課長** (5)の神話・伝説に彩られた「みやざきの祭り」PR事業でございますけれども、御説明申し上げましたように、各市町村で行われている祭り、いろんな時期とか形態とかございますので、それをなるべくパッケージ化しまして対外的にPRしていきたいというふうに考えておる事業でございます。神話・伝説ということを主眼といたしますが、中山間地等を考えたときに、こういうくくりで縛られれば一番いいかなと思ひておりますけれども、



県全体として打ち出していく場合に、各市町村一押しイベント、一押し祭りみたいなものを束ねていくということに結果的になろうかというふうに考えております。

○鳥飼委員 総合政策課のほうで直轄でやられるというのは、具体的にはどのような手順ですか。

○土持総合政策課長 この事業につきましては、実際の所管といいますか、動かす場合はアピール課の事業になるのかなというふうに考えておりますが、今後実施に当たって協議をしていきたいというふうに考えております。

○渡邊総合政策本部次長 中山間地域活力再生事業、5つ挙げておりますけど、これは来年の組織に関連する……、先ほど御説明しましたみやざき総合PR推進事業もそうでございますが、例えばこの祭りなんかは、観光のほうで一緒にやるということも考えられます。総合政策課は、各部に予算を流しながら各部に事業をやらせるという側面もありますし、中山間・地域対策室は地域振興課の事業もあります。そういうのも入ってきますし、そのあたりどこで具体的に執行するかは今まだはっきりしていない。来年度の組織の絡みで今条例で上げておりますけど、そういうものが成立した段階で、新年度に向けて各部と具体的な調整に入るんだろうと思います。

○鳥飼委員 そうしますと、5つ事業がありますが、一番上のコミュニティビジネス応援というのは、五ヶ瀬に夕日の里で今一生懸命やっておられる方がおられますが、あれがスタートするときだったらこれの対象になるのかなと思ったりするんですけど、どこで事業実施していくかというのは、総合政策課ではない可能性もありますということによろしいですかね。

○渡邊総合政策本部次長 コミュニティビジネスというのは、18年度までやった類似の事業がありまして、これは総合政策課でやりました。したがって、具体的にどこでやるかというのは、今のところは総合政策課になるんじゃないかと思いますが、中山間・地域対策室というのが今度できますので、その室のほうで具体的にやるということになるかもしれませんし、そこは今ははっきり言えない。少なくともコミュニティビジネスについては、過去類似の事業を総合政策課でやった経緯があります。

○鳥飼委員 わかりました。わかりましたと言わざるを得ないようなわかりましたですが、予算説明資料で簡単にお尋ねします。13ページに政策調整研究費ということで1,000万、これは総合的なものをするということで、総務課でしたら300万というふうになっているようですが、部の再編とかあって、現状どのようなことを想定をしておられるんでしょうか。

○土持総合政策課長 この政策調整研究費につきましては、現時点で具体的なものを定めて予算を組んでいるということではございませんで、適宜その政策課題に対応するための予算でございますので、今から具体的な調査研究というものに入っていきます。それと、部が統合することによりまして、この金額が、単純に足しますと、新しい部としては1,300万になるかもしれませんが、執行の段階で財政との協議が必要になってこようというふうに思っております。

○鳥飼委員 総合政策本部だけではなくて、部の統合なり、課の再編成とかあっていますから、そういうふうにして見るということで理解をしておきたいというふうに思います。

次に、秘書広報課にお尋ねをいたします。19ページです。秘書業務費は前年とほぼ同額、減

額が30万ぐらいですけれども、内容について御説明をお願いいたします。

**○緒方秘書広報課長** 秘書業務費につきましては、基本的には知事、副知事の活動経費あるいは秘書業務等がその内容となっていて、主なところを申し上げますと、知事公舎の維持管理のために非常勤職員を1名配置しておりますが、その非常勤職員の人件費ですとか、あるいは知事、副知事が、例えば企業誘致の上京の場合は企業誘致のほうで予算手当してありますけれども、それ以外の各部に直接絡まないよう形で上京する必要がある場合の経費ですとか、あるいは知事、副知事の交際費、その他各種資料等の購入費、こういったものがその主な内容となっております。

**○鳥飼委員** 大体は知事、副知事の旅費なりそういうものだというふうに理解をいたしますが、知事がテレビにたくさん出られているんですけど、こういうテレビに出るのはいかがなものかなと思ったりするテレビが多々あります。そういう場合の旅費なりというのは支出はどんなふうになっていくんでしょうか。

**○緒方秘書広報課長** 公務で出張します場合には公務で旅費手当いたしておりますけれども、テレビ出演で、公務としてサポートする、公務として経費を見るという場合に、県民の皆様からちょっと理解が難しいような場合については、政務という形で整理をさせていただいて、それは公費からは支出いたしておりません。

**○鳥飼委員** そうしますと、例えばテレビ朝日とかいろんなもので、きのうも道路特定財源でずらっと並んだところをやっていたんですが、知事の動勢を見ているときのうは宮崎におったようですから、あれは録画なのかなと。例えばヘッドランドの調査に行きますね。テレビの

そういう番組に出られると。そういう場合は2分の1になるんでしょうか。どんな区分をしておられますか。

**○緒方秘書広報課長** ヘッドランドの場合は公務ということで整理させていただきましたけれども、当日、朝、出発が早いということもありまして、前日から行ったと記憶しておるんですが、ヘッドランドを視察いたしました。通常は夕方の便で帰るケースもありますけれども、そういったケースのときに、夜またテレビ取材が入っている場合については、その宿泊については公費からは支出しないということで整理いたしております。

**○鳥飼委員** 余り細かいことは言いたくないんですけれども、これはどうしたものかなというふうなテレビに出られて、そして頭をたたかれてという場面もあるんですね。これは県民としても、職員の皆さん方もそうでしょうけど、見たくない。それについて秘書課長のほうから、これはやめなさいということもなかなか言えない状況だろうと思っているんです。部長が言っても言うこときかんと。言うこときかんもんはしょうがないわというようなことになっているのかなと思うんですけど、常識的に判断していただかないと困るなど。その場合は旅費は出しませんと。自分で行ってくださいというぐらいのことをやっていただきたいなというふうに思っております。大体わかりました。

次に行きます。その下の広報活動ですけど、「広報みやぎ」年6回というのが印刷広報ですね。新聞広報が「県政けいじばん」月に2回ということですが、従前は「県政けいじばん」というのはなかったんですね。前知事の時代にこういうふうにしてやったほうがいいのではないかとのことですけれども、その効果ですね、

冊子といたしますか、宮崎市の広報と同じような形で来る場合と新聞で見る場合の費用と効果の関係です。そこ辺はどんなふうに見ておられるんですか。

**○高藤広報企画監** 「広報みやざき」は、原稿をつくって各家庭に配布するまでに非常に時間がかかっております。タイムリーな情報を提供するために新聞にけいじばんという形で、平成17年度からだだったと思いますが、掲載するようになっております。それですと、締め切りから掲載まで2週間程度でできるということで、月2回掲載をしておるんですが、そのときに年12回だった「広報みやざき」を6回に減らしたということで対応しております。「広報みやざき」は印刷物でございますが、県のホームページとか見られない方が県内には多数いらっしゃいますので、印刷物として県の施策を広報することは非常に大事ななと思っております。葉書とか県民の方からいただきますけれども、それで見ても、主な読者層は中高年の女性の方が多いのかなというふうな印象を持っております。県政けいじばんにつきましては、特に葉書とかいただいているわけではありませんが、募集物とかお知らせとかタイムリーなものをできるだけ選んでそのときに提供するというので、これが始まる前は月1回「県庁だより」というのを新聞には出しておりましたので、現在のほうが機動的な広報ができるようになってきておるのだろうと思っております。

**○鳥飼委員** これは県政の広告ですけども、大体広告というのは余り見ないんですね。チラシも、見る人は見るでしょうけど、どっと入ってきてぼんとそのまま捨てるんです。だから、十分検証をしていただきたいと思っております。

みやざき総合PR推進事業とか県外広報活動

費が入っておりますけど、まず、(1)のみやざきPRネットワーク強化事業720万、みやざき応援隊と先ほど言われたんですけど、これを御説明いただけますか。

**○高藤広報企画監** みやざきPRネットワーク強化事業についてでございますが、これは19年度の新規事業として6月補正でつけていただきました。それまで、秘書広報課で県外広報特派員という事業を持っていたしまして、観光・リゾート課がほっとみやざき観光大使という事業を持っていたしまして、県外向けに人的ネットワークを使ったPRをするという事業をそれぞれ持っていたしまして、これを今年度一本化いたしまして、事業としてみやざき大使とみやざき応援隊と。応援隊のほうは公募で募集をいたしまして、大使のほうは、宮崎出身のスポーツ選手ですとか芸能関係の方を中心にお願いをしております。6月補正でお願いした関係で発足したのは11月ぐらいですが、情報の提供、「J a j a」とか「速報観光みやざき」とか、移住誘致関係のパンフレットとか、観光関係のパンフレット、そういうものをお送りしております。口コミで広げていただきたいということを考えております。それから、応援隊とか大使になっていた方々に宮崎の産品を実際に体験していただくというような取り組みとして、東京と大阪と福岡でそれぞれそういう方々に集まっていただいて、完熟キンカンですとかそういうものを食べていただくような催しもしております。

**○鳥飼委員** みやざき大使はスポーツとか芸能人、大体何人ぐらいで、2～3人でも御紹介いただけますか。

**○高藤広報企画監** みやざき大使のほうは現在115名です。例えば、斉藤慶子さんとか、井上康生さん、田中幸雄さんとか、そのほか会社の

重役の方もいらっしゃいます。みやざき応援隊は公募の方ですので、皆さんが御存じの方は余りいらっしゃらないと思うんですけど、県出身の方とか県外の方で宮崎のファンになっていただいている方。これは作文をいただきましてそういう方をお願いをしております。人数は274名です。

○鳥飼委員 みやざき大使はいわゆる著名人ですね。ですから広告塔みたいなことで宣伝してもらおうということで。応援隊のほうは、一般の人が、宮崎出身ですと手を挙げたところに何か送って、これで宣伝をしてくださいというようなことだろうと思うんですが、応援隊のほうの説明をもうちょっとお願いします。具体的にどういうふうなことをやっているのか。

○高藤広報企画監 応援隊の方は、宮崎のファンだということで応募されている方が多いんですが、そういう方にはいろいろ宮崎の情報を大使と同じようにお送りしているんですが、どういことをしていただいているかという、例えば社内旅行を宮崎にさせていただくとか、会社の研修ツアーを宮崎にさせていただいているとか、そういう方もありますし、中にはチャリティーゴルフ大会を宮崎でやっていただいた方もいらっしゃいます。そういうふうな流れで、特に会社の方がいらっしゃって、具体的に口コミで広げられている方がどれぐらいいらっしゃるかというのは正確に把握しておりませんが、中にはそういう方がいらっしゃるということでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、例えば秘書広報課に電話があって、私の会社でゴルフをやろうと思っているんですがといったら、こうこうというそういうお世話も当然出てくるということですか。

○高藤広報企画監 おっしゃるとおりでございます。

○鳥飼委員 それと、先ほど「J a j a」とか出たんですが、この3番のほうではないんですね。

○高藤広報企画監 3番が「J a j a」でございます。情報発信マガジンです。

○鳥飼委員 「J a j a」だけで1,700万。あれは年に何回か出しているんですね。

○高藤広報企画監 これは「J a j a」だけでございまして、年4回出しております。

○鳥飼委員 何部出しているんですか。

○高藤広報企画監 19年度は3万部でしたけれども、20年度から2万部に減らす予定でございます。1回が2万部でございます。

○鳥飼委員 装丁とか中身も立派なものだから、十分生かしていただければ効果があるかなと思いつながりを見せていただいておりますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○中野委員長 その応援隊の話、いろいろ宮崎のPRをする、コンベンションの話、観光協会のPR事業とのすみ分けというのはどう整理しているのかなと思うんですね。今いろんな冊子が来るけど、観光PR事業とどこが違うかなと思うんです。よくわからんのだけど、そこ辺のすみ分けはどう考えているんですか。渡邊次長、観光担当者として。

○渡邊総合政策本部次長 今御説明したものでは今度の組織がまた関連するわけですけど、観光交流推進局を設置するようになっています。観光部門とアピール課という2つですけども、ここの中に、応援隊とか、先ほどお話ししました「J a j a」も全部移そうかと、今そういう考えでおります。そして、今おっしゃった事業のダブリ感ですね、あるいは総合的にやる必要

があるということで、そういう効率化も図りまして今検討しているところでございます、予算上は、今、秘書広報課でやっているものから、とりあえず上げざるを得なかったんですけども、新しい組織関連でそのあたりも今考えているところでございます。

○中野委員長 ぜひちゃんと整理してください。

○鳥飼委員 予算書を組みかえたやつで見せていただくということになるんですかね。これは総合政策本部ではないんですけど、そういうことになるんでしょうね。

統計調査課、23ページ、人件費が30人ということになっていて、総務部のときに、地方自治法なり、いただいた資料で、宮崎県は33名置くようにと言われているということで話はしておきました。削られた人員の中でやっておられるんですが、25ページの一番下、社会生活統計指標整備費、これは各種統計資料を加工分析して本県の経済活動の実態をということで、非常に大事なところだと思うんです。産業連関表をつくったりというようなことで、位置づけについてお聞かせをいただきたいと思います。

○井黒統計調査課長 この事業では、1次統計でつくった資料を集めてきまして、国の統計資料を集めてきまして、まさしく加工するという形になっておりまして、課の中では分析的な業務を担っているものだというふうに思っております。

○鳥飼委員 ぜひしっかりしたものをつくってください。終わります。

○中野委員長 ほかに。

○川添委員 先ほどの知事のマスコミ出演で、政務の部分については自費で宿泊ということですが、政務の場合でも、一緒に同伴してお供で行かれる職員の方が宿泊した場合はどういう形

になっているんですか。

○緒方秘書広報課長 政務で整理したものにつきましては、公設の秘書は随行いたさない形をとっております。あとは私設の秘書のほうがつくという形です。

○川添委員 統計調査の事業はほとんど国の事業を中心にやっております。先ほどもお話が出ましたけれども、県単でやっている中で、県の景気対策の事業を打ち出すために一つの分析をしている事業ということになると、どんな事業になるんでしょうか。今の好調・不調の業種を分析したり、今後の産業構造を考えたりというようなところを考える事業というのがあるんでしょうか。

○渡邊総合政策本部次長 統計のいろんなデータと総合政策本部あるいは総合政策課との連携といいますか、それを政策に反映していこうという一つの考え方ですね、本部が一番問題だったのはそこもちょっと弱かったというのがあります。先ほど星原委員のほうから県民所得の話が出ました。県民所得については、再三意見が出ていますように全国で44位ということでございますが、10年前との分析をずっとやっているわけです。この間出たのは平成17年でございまして、平成8年とどれぐらい県内総生産（GDP）が伸びたかという、300億しか伸びていないんです。3兆5,300億が10年間で3兆5,600億にしかならない。それを配分するわけですね。先ほど出ました県内所得、県民所得に配分するんですけど、これが220万だったんですが、10年前は230万なんです。この10年のスパンで見ますと10万ぐらい落ちているんです。これは九州各県ほとんど落ちているんです。全国的にもほとんど落ちています。このトレンドというのは宮崎県だけじゃないんですが、その中で

伸びているのが東京なんですね。都市部と地方との格差という問題が最近出ておりますけれども、統計上そういうのが出ているわけです。

宮崎県がたった300億しか伸びていないという中で、何が問題があったのか。農業も伸びていません。製造業も伸びていないんです。サービス業は伸びているんです。経済政策あるいは所得政策というのを今後打っていくということであれば、こういう統計のデータをもうちょっと分析して我々は政策を打ち出さないといかんというのは、確かに言われるとおりでございまして、今後、統計調査課と総合政策、このあたりがいかにかうまく連携して政策に反映していくか、これは大きな問題だろうと思うんです。今そのあたりの10年ぐらいのトレンドでいろいろ統計調査課と勉強会をやっているんですけど、このあたりを見ますと、宮崎県の構造的な問題とか、まだまだ宮崎はこのあたりに手をつけないといかんとか、全体的な産業ビジョンですね、所得を伸ばすための産業ビジョンをどういう形で打ち出さにかいのか、そういう問題が統計から出てきますので、ぜひそのあたりは今後やりたいというふうに思っています。そういうことで統計調査課と連携してやるということでございます。

**○川添委員** 特に、製造業とか弱くなっている部分、例えば農業でも、好調な畜産とかあれば不調なたばことかあるわけです。そういったところでどこら辺に力を入れていくべきかというのを、知事のシンクタンクというか、そういう分析をする、さっき職員の人員の問題もありましたけれども、少し人員をふやしてでも県単でしっかりと、将来のシミュレーションも含めてやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○松村副委員長** 簡単なことですが、東京事務所、福岡事務所ということで、大阪事務所は入っていないというのは、商工のほうがということだったんですけど、今度商工から外れて、トータルでこちらと同じような形で見るということでしたけれども、それでよろしいのでしょうか。

**○土持総合政策課長** 組織につきましては、ことし4月から県民政策部の総合政策課の所管ということになります。

**○松村副委員長** 大学連携コンソーシアム支援事業ということをお聞きしたいんですけども、総合政策課で高等教育に関する政策部門を扱っているということで、その内容について確認をしたいんです。

**○土持総合政策課長** これは冒頭申し上げましたけれども、県内の高等教育機関12、大学が7、短大3、高専と放送大学という12の機関がございしますが、そこで大学連携コンソーシアムというものを結成しております。いろいろな相互の事業をやっております。例えば単位互換の問題とか、共同での県内高等教育機関と地域社会との交流・連携ということで、インターンシップの関係とか、公開講座とか、そういうものを連携しながらやっておるんですが、そういったコンソーシアムが行います事業の2分の1を補助している事業でございます。

**○松村副委員長** 2分の1の補助というか、補助金を出しているだけと考えていいんですか。それともこのコンソーシアム事業に対して何か政策部でやっているか、それともお金は教育系の県庁内のどこかの部署でこれを活用しているのか。

**○土持総合政策課長** これはコンソーシアムに対する補助金でございます。

○松村副委員長 お金を出しているだけということですか。

○土持総合政策課長 そういうことです。

○中野委員長 関連ですけど、私、いつも思うんですけど、コンソーシアム事業というのは、中身は産学官連携で工業振興課でやっているような事業で、ただこれだけを科学技術という関連でぽこんと、前は企画だったけど。何かそこ辺が私はよく理解できんだけけど。中身はそういうことですよ。実際やっているところは産学官連携で工業振興課でやってた。これだけ予算をとって、実際は中身はこっちでやっているという事業で、いいとこどりしているわけよ、これは。

○土持総合政策課長 これは若干趣旨が違っていて、大学連携のコンソーシアムにつきましては、専ら12の高等教育機関の活動に対する支援でございまして、科学技術の関係につきましては別でございまして。

○松村副委員長 大きいか少ないかわかりませんが、225万ぐらいの補助ということで、お金だけを出していることなんでしょうけれども、大学連携コンソーシアムという、公立大学も私立大学もいろいろあるんですけど、高等教育の中での整備充実、彼らがどうやって高等教育の中で連携していくかということをやっているわけで、それを支援するところも、高等教育とか高等学校も含めて、全体の教育を理解している皆さんがこのことに支援していくことが本当は大事じゃないかと。お金を出すためにここのポジションで出すんじゃなくて、本当は教育関係のところでも扱っていく必要があるんじゃないかと思うんです。こういうところでぽんと名前を出して中身がないというよりも、もっと深く入っていったほうがいいんじゃないかと思います。

○土持総合政策課長 これにつきましては歴史がございまして、当初は高等教育機関の連携と申しますか、そういうものがなされていないという現状がございまして、どちらかといいますと、県が県費で丸抱えする形で高等教育機関の連携を図ってきたといういきさつがございまして。そういう中で、おっしゃるとおり、大学みずからが高等教育のあり方について自分たちで考えていかなければならないということで、こうしたコンソーシアムを結成していただきまして、みずからで事業をやっていただく。そのうち今事業の半分をとりあえずは県が支援しながら高等教育機関の連携を図っているという状況でございまして、おっしゃるとおり、将来的にはここが独立していただくということが一番望ましい姿であろうというふうに思っております。

○松村副委員長 あと、みやざき総合PR推進事業についてお聞きしたいんですけど、これは所管がみやざきアピール課に変わりますよということでしたけれども、宮崎のPRのために広報活動を展開するということですから、今までたくさんの広報活動があったと思うんですけども、それを一元化というか、ある程度この推進事業の中で統一した考えの中で進めていくための事業ですよというふうに考えてよろしいんですか。

○高藤広報企画監 今度できるみやざきアピール課そのものがそういう趣旨であろうと私は思っておりますので、そのための事業として考えております。

○松村副委員長 PRしている中には、観光もありますし、あるいは農産物もあるし、あるいは歴史とか文化、環境になるか文化になるかわからないんですけど、そういうところもあるし、それも含めたという形でよろしいんですか。

○高藤広報企画監 私はそのように理解しております。宮崎をアピールするというふうに理解をしております。

○松村副委員長 これは宣伝ですから、最近、知事のイラストという形が方向がちょっと変わりつつあるんですけれども、選管の問題とかいろいろ報道に出ていますけれども、イラストの掲載について、広報に対しての考え方というのはどういうふうになるんですか。

○高藤広報企画監 イラストについては、広報には使わないということになると思います。基本的にイラストについては、御存じのとおりだと思いますけれども、知事が管理するものでもないし、県が管理するものでもございませんので、県としては関与しないということになるのかと思います。

○松村副委員長 使うかもしれないけれども、使わないかもしれないじゃなくて、もう使わないということですか。

○高藤広報企画監 使わないということになると思います。

○中野委員長 では、その他。

○黒木委員 ちょうど今イラストの話が出ましたので。夕べ、どこのテレビだったかな、知事が出て、自民党と民主党が道路の問題あるいは年金の問題、油の問題を議論して、その中で知事が、ハマコーさんも一緒に出ていましたかね、宮崎県のPR、宮崎県の道路の必要性、あるいは椎葉村が出たり、非常に宮崎県が全国に注目をされているような番組だったんですよ。そういうものには知事には旅費ぐらい出してもいいなという感じはしたんです。考え方は先ほど課長のほうから聞きましたからいいんですが、そのイラストの問題、私も一般質問をして、工業試験場の中に特許等の申請する指導とかそうい

うところがあるんですよ、指導機関が。そこに行ったときに、私も特許関係のことがあったもんですから、昨年11月ぐらいだったと思いますが、そこに行って話をしておりましたら、知事が特許申請、似顔絵といますか、イラストといますか、されていますよというから、知事の考え方は、自由に使わせて、さっき言いましたように県も関知しないということだったのに、私が見たのは1社だったんです。2社らしいんですけれども、1社見て、これはそういう考え方と特許というのは全く違うがなど。特許というのは知事本人が知っているはずですよ、特許を取るためには何かをしているということなんです。ごめんなさい、商標登録する場合には、知事本人も了解していないとそういうことはできないがなど思っていたんですよ。そういうことでこの前、ちょっと質問したんですが、知事は取り下げる方向でということでそのときに答弁があったんですが、その後どのようにされているのか、状況を教えてください。

○高藤広報企画監 知事からは、その2社については取り下げを承諾いただいたというふうに聞いております。

○黒木委員 いただいただけですか。

○緒方秘書広報課長 知事のほうから、商標登録をしている2社について取り下げのお願いをされたようでして、その2社もそれを了解されたということです。聞くところによりますと、来週にでもそういう手続をされるというふうに聞いております。

○黒木委員 安藤前知事は、御承知のように、金銭の問題があつて、やっぱり見返りですよ、見返りで仕事させたということになるんです、あれは。だから、私が今回一番心配して早くそういうふうに話をしたのは、一つの企業、2社



ですから、2社、この企業に特権をもってそういうふうに許可をしたということになると大きな問題が起こる。そこだけに特権を与えるわけです。その企業だけに特権を与えてしまう。裏を返してしまうともっとあるんです。その企業が知事をどういう形で今まで支援してきたのか。選挙のときに支援したのかと。支援したということは、現金じゃないけれども、見返りになるんですよ。だから、私は一番そこを心配している。見返りというのはいろんな形があるわけです。選管の事務局長も答弁をされたときに、そういう問題は問題があるというふうに答弁されているわけです。だから、今回早目に取り下げた、取り下げるということであれば、それ以上はいきませんけれども、非常にそこを心配しておったものですから、現状をお聞きしました。

**○中野委員長** ちょっと関連で。商標登録をどうするかということですけど、今の2社が、例えばそれを最初は5万とか2万とか、自由にお使くださいという中で、その似顔絵でもって業をなしているという行為についてはどうなんですか、それも自由ですよということかな。

**○緒方秘書広報課長** 今回の取り下げの件につきましては、あくまで商標登録を取り下げるというふうなことだと聞いております。イラストにつきましては、その2社の作成したイラスト以外にもたくさんの種類のイラストがつけられておまして、それにつきましては、従来どおり、知事の肖像権に関連させることなく自由に使っていただいても構わないというスタンスのもとで、県が推奨した、あるいは知事が推奨したものではありませんという形でこれからも対応していくことになろうかと思っております。今までどおりの形で自由に使っていただいても構わないという形になります。

**○中野委員長** 自由に使ってもいいけど、シールを売って商行為をするという行為についても自由ですよということになるわけかな。

**○黒木委員** もう一つ言っておかないと。2年8カ月後には選挙があるわけですね。選挙前には必ずイラストとかそういうものは禁止されますので、早目にどこかでとめないといかんという時期が来ると思うんです。我々でもそうなんです。イラストでもどっかに張ったら違反だと言われるんですから。選挙を受ける者は必ず半年前、公職選挙法の中で半年前は絶対だめですよとなっているんです。そこあたりは知事は早目に、半年になったら使えませんよということは事前に今使っている人たちにも言わないといけないというふうに思うんです。そこ辺はどうなんですか。

**○緒方秘書広報課長** 今の御質問につきまして私のほうからお答えしづらい部分があるんですけども、委員が御心配されますとおおり、今後、公職選挙法の問題等々が将来懸念される事態もあろうかというようなことで、今回商標登録につきましては、登録を承諾した過去のいきさつは私も詳細はわかりませんが、今後のそういう心配なものを今の時点でなくしておくということで今回のような形に至ったものというふうに理解しております。

**○鳥飼委員** ちょっと教えてください。商標登録を2社しているということですけども、2社の登録した商標を使用する場合に、使用料というのを2社ともとっていたということなんですか。

**○緒方秘書広報課長** その2社については、有償なのか無償なのかというところは正確に把握しておりませんが、聞くところによりますと、自分のところで使う商品にイラストを貼付した

り、あるいは取引のあるところに無償で提供しているという話も聞いております。すべて有償なのか無償なのかということろまでは、私どものほうでは把握はいたしておりません。

○鳥飼委員 その2社について、1社は自由に使っていていいですよと、もう一つのほうも、登録はしているけれども、そういう費用の請求はしていないと聞いていいんですか。

○緒方秘書広報課長 その2社につきましては、委員が想定されている者とはちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、1社は食品加工業者でございまして、自分のところで使ったり、取引企業の方に使ってもらっているというふうな形で、それは有償なのか無償なのか、私たちは無償というふうに当初聞いておりますけれども、そういう形が1社あります。もう1社は、自分のところの加工品に専らつけることを目的につくられて、それを商標登録されていたというふうに理解しております。

○鳥飼委員 よくわかりませんが、どちらにしても、商標登録をして費用徴収をするということも、質問が出るまでは明らかにならなかったわけですから、そこで知事にはしっかりそれを公にしていくという義務があると思っていらっしゃるんですね。そういうふうに言われてから発表するということじゃなくて、いろんな経緯があるわけですから、それは公明正大に出していきますよということが必要だろうというふうに思いますので、それはそれでしっかり伝えていただきたいと思います。

○中野委員長 ほかに、よろしいですか。

以上をもって総合政策本部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時0分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○甲斐会計管理者 それでは、会計管理局の平成20年度当初予算につきまして御説明申し上げます。歳出予算説明資料に基づきましてお願いをしたいと思います。

予算説明資料の437ページをお開きいただきたいと思います。会計管理局の予算は、一番上の段にございますけれども、総額で5億6,805万6,000円でございます。前年度の当初予算に比べますと、金額で1,674万3,000円、率にしまして3%の増ということになっております。

その内容でございますが、441ページをお開きいただきたいと思います。まず、上の段でございますが、(目)一般管理費の職員費でございます。これは職員の人件費でございます。2億9,759万8,000円でございます。右のほうにございますように職員数38名の人件費でございます。昨年が37名で措置しておりましたので、主な増加要因といいますか、ここにあるかと存じます。

それから、中ほどの会計管理費の(事項)出納事務費でございます。1億6,233万7,000円でございます。ここにございますように、主なものといたしましては、一番上の出納事務執行に要する経費、あるいは3番目に掲げておりますように、財務会計システム運営管理費でございます。

それから、その下でございますが、(事項)証紙収入事務費でございます。1億812万1,000円でございます。これはここにございますように証紙売りさばきに要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○中野委員長 以上、説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○星原委員 職員数ですが、昨年37名が次年度は38名と1名ふえたようであります。このふえた理由は何かあったんですか。

○甲斐会計管理者 御案内のように、平成18年4月に新しい財務会計システムとなりました。これによりまして、方法と申しますが、この財務会計事務あたりを、技術職員を含めまして全職員が会計事務の入力関係に携わることになりました。それに加えまして、財務会計に詳しい職員と申しますか、ベテラン職員の退職によりまして、特に出先機関におきます執行のあり方ということについてさらに指導を強化しながら、より一層公正な会計事務の執行に対応する必要があるということもございまして、多分組織の中でお話があったかと思っておりますけれども、会計課内に特別指導検査班というのが設けられましたから、そういったところに対応できるような形をお願いをしているものでございます。

○星原委員 もう一点、出納事務費の財務会計システム、この前も補正のときだったですか、出ましたが、これは基本的には、継続ですとやっている関係でソフト自体がそういう形になっている形にとらえればいいんですか。

○甲斐会計管理者 御指摘のとおりでございます。今の新しい財務システムと申しますが18年4月からでございますが、その機器類を17年から措置しております。御案内のとおり、地方自治法が改正になりまして、こういった経費につきましては、長期継続という形でできることになったわけでございますが、その直前にこういう契約をしている関係もございまして、1年

更新にしております、予算の議決を前提に自動更新という形でやっているものでございまして、そういうことで年々経費のほうは節減しておりますけれども、そういう形で契約をしようというものでございます。

○黒木委員 証紙の売りさばきに要する経費、ここあたりをもうちょっと詳しく説明してください。

○森山会計課長 証紙につきましては、売りさばき人に対して、売りさばいた額に対して何%かの金を支払うというようなことになっております。

○黒木委員 県内何カ所でやっているか。1カ所だけですか。

○森山会計課長 売りさばき箇所につきましては、県内195カ所でやっております。

○中野委員長 関連ですけど、手数料は何%引くわけですか。

○森山会計課長 証紙購入実績額の3.15%になっております。

○鳥飼委員 財務会計システムが18年の4月からということですけど、このときの変更内容ですね、実際に現場で処理をしていく場合の変更はどういうふうなものがあったのか、教えてください。

○甲斐会計管理者 概要だけ御説明申し上げます。旧システムというのは18年の決算までやりましたけれども、新しくなりまして、それまでは専用の端末機が各部局にございました。新しいシステムになりまして、1人1台パソコンを活用することになりましたから、その入力の方法と申しますか、それぞれ自分の機で入力できるようになったと。それまでは215台でございますので、それぞれの部局で設置されている端末機のあるところに行って入力する必要があった

ということになります。それから、物品管理システムも財務会計システムに統合いたしました。それから、処理対象範囲を、予算執行伺いですとか旅行命令事務もシステム化いたしましたし、収入証紙あるいは資金管理事務もシステム化したということでございます。この結果、非常に効率的な運用ができることになりましたし、これによりまして相当の経費も節約になったという経緯がございます。

**○鳥飼委員** 専用端末が事務所にあったのを個人の机にそれぞれ持ってきた。それから、物品も入れて、予算執行伺いとか、旅行命令なども入れたということですがけれども、今までは取りまとめる人がおったわけですね。それも個人がすべてやるということになって。不評というか、非常に評判が悪いという話が出てきているんですけども、そういう点はどんなふう聞いておられますか。

**○甲斐会計管理者** 今ようやく2年たちましたけれども、確かに今まではどちらかといいますと職員が専門化しておりましたので、非常にスピーディーに対応できておりました。せっかく1人1台パソコンを割り当てたわけですから、そういったことの有効活用を図りながら、できるだけ庶務・経理関係の事務を簡素化しながらやっていこうということでやっておりますので、そういう面では、今はこれが十分機能する過渡期にあるんじゃないかという気がいたしております。できるだけ皆さんたちに対する指導といったものをやり、あるいは職員の皆さんに対しても熟知してもらって、できるだけなれていただいて、それに要する時間というものができるだけ簡潔にやれるようにしたいというのが1点でございます。

それと、財務のシステムといいますか、でき

るだけ熟知していただく必要がありますから、いろいろな研修の機会に細かな説明をしながらやっていこうということに加えて、できるだけ使い勝手がいいシステムにしようということで、全体のシステムを常に見直しをしながら改善したいということで対応しているところで

**○鳥飼委員** 例えば決裁文書を回すにしても、旅行命令書回すにしても、画面で回す。局長見ましたかと言わないと、ということなんです。そういうことに実際上はなっている。今まででしたら、回ってくるわけですから、それを見て、ああだこうだ、出張だな、どういう物品の払いだなというようなことがわかるんですけども、決裁をする人は画面をしょっちゅう見ておかないといかんという、不都合というか、なかなか難しいところも出てくるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどんなですか。

**○甲斐会計管理者** 今、委員が御指摘のようなことも確かに最初のうちはありました。今でも私なんか非常にふなれといいますか、ありますから、そういうのがあるんです。しかしながら、今、電子県庁といいますか、電子行政ということで、こういう部分を少しでも省力化しながら、非常に重要なといいますか、そういう政策のほうにできるだけ手間をかけていこうというような動きもあるものですから、やはりこれはどうしてもなれていかないといけないのかなと、私、個人的な意見を持っております。それと、電子県庁、文書の電子化というのは、所管が総務部のほうで対応しておりますので、基本的な考え方というのはむしろ私が申し上げるべきではなくて、そういう大きな方針が出ているものから、私どものほうとしても、財務会計を担う分野といたしましては、そういう大きな命題の

もとに取り組んでおりますので、とりあえずこの過渡期を何とか乗り切って大きな目標に向かってやっていく必要があるのかなという気持ちでいるところでございます。

○鳥飼委員 時間外命令もこれで処理をするんですか。

○森山会計課長 時間外につきましては、人給システムとってそちらのほうで処理されております。

○鳥飼委員 ということは、これではないということですか。

○森山会計課長 財務会計システムとは違います。

○鳥飼委員 非常に使い勝手が悪いと。この辺におる人はみんなかもしれないんですけど。退職者が、定年が400名で、600名ぐらい退職をしているということで報告があったんですけど、なかなかそれに適応できない人というのがおられて、それも結構影響しているんじゃないかなというふうに思っていますので、できるだけ使いやすいように運用なり含めてしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

○中野委員長 関連だけど、財務システムと決裁システム、今聞いておってわからんようになったんですけど、各課からは、庶務が、いわゆる係長1人か庶務係で、スキャンか何かでする決裁を会計課に送るようになっているんですか、今、システムとして。

○甲斐会計管理者 通常の支出負担行為の関係につきましては、全部文書によりまして、決裁文書がずっと回ってきますので、支出負担行為の調書がございませけれども、そういったものについてはそれぞれでやっております。

○中野委員長 従来どおり。

○甲斐会計管理者 そうですね。ただ、出張命

令とかそういったものはそれぞれ書面上でやっております。

それと今、鳥飼委員からございました点につきましては、私もそれは十分踏まえながら、2つの面、1つは、今2年たちましたので、年々、初年度よりも19年度のほうが改善要望というのは少なくなってきております。しかし、組織が変わり、いろいろやり方が、特に補助事業あたりはやり方も変わってまいりますから、毎年その辺は耳を傾けながらできるだけ使い勝手がよくすることが1つと、もう一つは、大きな方向としては、今の情報化社会ですから、電子県庁はますます推進されるだろうと思うんです。そういう意味では、それぞれ全階層がなれていくことが先決じゃないかなと思っております。そういう面で今が一番の過渡期と思っておりますので、十分な研修をやりながら両面から取り組んでいきたいと考えております。

○中野委員長 従来のシステムでパソコンを通じて、前は支出調書を持って行ってしていた。直接今各課から会計課でパソコン使って決裁というか、送れる種類というのはどのくらいあるんですか。

○森山会計課長 財務会計システムにつきましては紙ベースで現在もやっております。委員長の言われた話は、人事給与関係の休暇処理とかそういう関係の決裁じゃないかと。

○中野委員長 物品購入なんかは。

○森山会計課長 物品購入につきましても紙ベースでやっております。

○中野委員長 ほかにございませんか。

それでは、以上をもちまして会計管理局を終了いたします。執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 17 分休憩

午後 1 時 18 分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○大野人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成20年度当初予算について御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料、517ページをお開きください。表の一番上の当初予算額の欄でございしますが、人事委員会事務局の予算額は1億5,599万8,000円でありまして、対前年度比3.1%の減となっております。

次に、各事項ごとに御説明を申し上げます。

521ページをお開きください。521ページの上から6段目の(事項)委員報酬672万6,000円は、人事委員3名に対する報酬であります。

次の(事項)委員会運営費94万3,000円は、人事委員会の開催等に要する経費であります。

次の(事項)職員費1億2,287万3,000円は、事務局職員15名の人件費であります。

次の(事項)事務局運営費491万6,000円は、事務局運営に要する経費であります。

次の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費1,393万7,000円は、採用試験の実施等に要する経費であります。内容につきましては次のページをごらんください。まず、1の県職員採用試験に要する経費は、試験問題の印刷、試験会場の借り上げ、パンフレットの作成等に要する経費であります。2の任用制度等に関する調査研究に要する経費は、人事行政の調査研究や採点処理等に要する経費であります。

次の(事項)警察官採用共同試験実施費232

万7,000円は、警視庁、大阪府、滋賀県との共同で採用試験を実施する経費でございまして、試験案内や試験問題の印刷等の事務的経費であります。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費217万8,000円は、人事委員会勧告等に要する経費であります。内容につきましては、まず、1の給与報告及び勧告に必要な調査研究に要する経費は、民間給与実態調査、給与報告・勧告などに要する経費であります。2の給与その他の勤務条件の調査研究に要する経費は、勤務条件に関する調査、給与の支払い管理等に要する事務的経費であります。

最後に、(事項)審査監督費209万8,000円は、勤務条件に関する措置要求や不服申し立ての審査等に要する経費及び労働基準監督関係に要する経費であります。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中野委員長 以上、執行部の説明が終了いたしました。質疑はありますか。

○鳥飼委員 522ページ、警察官採用共同試験実施費というのがあるんですけど、これは警視庁、大阪府、滋賀県の共同試験の費用で、通常の宮崎県の警察職員はここでやるんじゃないかなかったですかね。

○大野人事委員会事務局長 試験は一緒にやるんですけども、1次志望を宮崎県と、第2希望があれば、警視庁とか大阪府警とか滋賀県警ということでやっております。宮崎県警の試験にクリアできなかった人が、第2志望で警視庁とか大阪府警を希望していれば、そちらのほうにこちらから名簿を送りまして、先方で採用するかどうか決めるわけです。何人かの受験生が宮崎県警に落ちて警視庁とか大阪府警に行つて

おります。

○鳥飼委員 通常の警察職員、宮崎県警の職員の採用試験というのは、この項目に入ってくるんですか。

○大野人事委員会事務局長 採用試験を受けるときに一緒にやるんですが、今の共同経費というのは、そのためにほかの3つの県警からこちらが予算をもらうわけです。共同経費というのはほかの県から私たちのほうに予算をもらうということになります。

○鳥飼委員 県職員の採用試験があるでしょう、それは前のページだろうと思うんです。警察官は警察のほうでやるんですか、実質、試験というのは。

○大野人事委員会事務局長 試験は人事委員会がやります。

○鳥飼委員 試験は、警察官Aとか何かあって、人事委員会がやるんですね。その中の一部、2次で東京へ行ったり大阪へ行ったりするのがこの中に上がってくるということですね。

○大野人事委員会事務局長 そうです。

○星原委員 人事委員の報酬というのは、これは3名で割るだけの数字でいいということですか。これは均等割でいいんですか。

○大野人事委員会事務局長 委員長が月額21万2,800円、2人の委員さんは17万3,850円でございます。

○星原委員 それと委員会運営費となっているわけですが、報酬は月額で出されているようですが、定期的に何回かということを決めて出席されているんですか。

○大野人事委員会事務局長 毎月2回定例会があります。それから、時期によっては臨時会、例えば人事委員会勧告とか、あるいは不服申し立てなんか出てきた場合、そういう場合がござ

います。委員長が高くなっていますのは、委員長の場合は、例えば議会の開会日、閉会日に出席いたします。それから、いろいろ打ち合わせをする場合に、委員長に来てもらって打ち合わせを人事委員会の事務局のほうでやります。そういう点では委員長が県のほうに50回前後見えることになっておりますので、報酬も高いということでございます。

○星原委員 委員の選任基準というのは何かあるんですか。

○大野人事委員会事務局長 人格・識見の豊かな方ということでございます。ただ、慣例といいますか、やはり審査請求とかありますので、弁護士さんが1人入っております。それから、もう一人は民間の方ということで、現在は女性の民間の方が入っておられます。あと一人は、これまでは県庁のOBの方が入っておられまして、そういう3人体制というふうになっております。

○川添委員 職員の給与は、人事委員会のほうで原案を決められて、人事課のほうで決めていく形でしょうか。

○吉田職員課長 先ほど民間給与実態調査というのがありましたけれども、今現在の県職員の給料と民間の給料を比べまして、どちらが多いか少ないかということをお勘案しまして、民間のほうが高ければ民間に合わせてくださいよということで勧告しますし、低ければ、ちょっと高過ぎますよということで勧告をするということになります。

○川添委員 ということは、勧告に基づいて総務部のほうでそれを受け入れながら決めていかれるというわけですね。

○吉田職員課長 そういうことになります。

○川添委員 人件費の削減が一つのテーマに

なっていて、人員体制の削減、組織改正とか行われているわけですが、一方で、職員の給与が、ここ数年昇給をとめているという話を聞いているわけですが、何年ぐらい、どの程度今抑えられているのでしょうか。

○吉田職員課長 平成18年に給料表の見直しをしまして、そのときに給料表のレベルを下げたものですから、そのときにもらっていた給料を現給保証という形でやっています、要するに年齢の高い職員は、18年にもらっていた給料を今もらっているんですけど、給料表自体は低いレベルの給料表になっていて、その差額を上乘せしてもらっているという形になっております。

○川添委員 もっと詳しく説明してもらえませんか。

○吉田職員課長 ことしの人事委員会勧告では、35歳から下ぐらいの職員については若干の上がりがありましたし、扶養手当なんかもつきましたので、若い職員については今回は上がったということですが、それ以上の職員については据え置きみたいな形になっております。

○川添委員 18年から。

○吉田職員課長 そうです。

○中野委員長 結局見直した給料表がそこに上がってくるから、それから言えばまた上がってくるわけですか。

○吉田職員課長 給料表自体が一たんがたっと下がったわけです。それに該当する者、私でしたら、私はもらっていますけど、18年3月までにもらっていた金額とこれに差額がありますので、この差額を乗せて我々はいただいているという形になります。全体の金額は据え置きというか、ずっと上がっていないという形になります。

○川添委員 ということは、出来高ベースでいっ

たら課長とか主幹レベルで毎月どれぐらいの変動が、この1年で、手取りで。

○吉田職員課長 平均給与ということになりますか。

○川添委員 そうですね。

○吉田職員課長 平均給与は、年齢43歳ということで……、行政職でいきますけれども、平均年齢43歳で624万6,000円ということになっております。

○中野委員長 ちなみに今、宮崎県の給料はよその県と比べてどんな状況ですか。

○吉田職員課長 九州各県と比べまして、大体同じ給料表を使っているような状況です。ただ、鹿児島県とか佐賀県は、御存じのとおり給料カットということをやっておりますので、その辺を比べるとうちのほうがちょっと高いかなという感じはします。

○黒木委員 職員の退職金も人事委員会で決めていくんですか。例えば何カ月分と決めていくじゃないですか、今、50何カ月と。これは人事委員会で決めていくんですか。

○吉田職員課長 人事委員会というか、要するに条例で決めておりまして、それに対する規則を人事委員会規則ということで決めております。ですから、状況を変えたいということになれば、任命権者のほうからこういうふうにしたいという形も出てきたりとか、退職手当がほかの県と違うとか民間とちょっとあるということになれば、こちらで勧告することもあります。すみません、退職手当はないそうでございます。

○黒木委員 ということは、知事が今、58から59カ月もらっているけれども、これをどうしてもカットしたいという場合には、50何カ月という相談ならば、これは知事が言うんですか。

○吉田職員課長 条例意見を議会に出す場合に、



こういうふうにしたという事で人事委員会に来まして、それに対して、それは適当だとか、それはちょっとどうかという形で、意見として人事委員会が知事に申し上げるという形になります。

○黒木委員 それが議会上がるんですね。

○吉田職員課長 すみません、議会上げます。条例が出たときには、人事委員会のほうから議会上げるといふ形ですね。議会の議長さんに対して。

○鳥飼委員 今に関連してですけど、民間給与実態調査、国は国税庁がやっていますね、県の場合は人事委員会ということで、平均給与とかありますね、100万とか200万とか300万とか数字が出ていて。人事院の調査とはちょっと違うのかもしれませんが、今度は100人の事業所から50人以上になったんですかね。事業所数としてどれくらいあるんですか。

○吉田職員課長 事業所数の前に、国の場合は国税庁じゃなくて人事院がやっております。それと各県の人事委員会と一緒に民間給与実態調査をやっております。事業所数は去年は103業者でした。

○鳥飼委員 105の前ですよ、前は100人規模でしたね、国の全体でいくと100人でしたら約4割から上のところになると思うんですけども、50人になったら3割5分ぐらいから上のところの調査ということになるようですけど、前とするとどうですか、105と今度の50人以上というところの変化は。前は、調査先……、覚えていないですか、それならいいです。先ほどの民間給与実態調査は国税庁もやっているんですよ。人事院は人事院勧告のための調査をやっているんですけど、私が言ったのが、この場とは別の民間給与実態調査というのを国税庁がやっ

して、これはかなり正確に、事業形態とか人数とか規模とか出していますので、私がいろいろ資料で聞いたりするときはそれを使っているんです。人事院勧告ですから、もちろん人事院が同じように調査をするわけですね。

○中野委員長 今、県のラスパイレス指数というのはどれぐらいですか。

○吉田職員課長 99.2です。

○中野委員長 よろしいですか。それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆さん大変御苦労さまでした。

○中野委員長 以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後1時37分散会

平成20年 3月13日（木曜日）

---

午前10時1分再開

---

出席委員（9人）

委 員 長	中 野 廣 明
副 委 員 長	松 村 悟 郎
委 員	中 村 幸 一
委 員	星 原 透
委 員	黒 木 覚 市
委 員	外 山 衛
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	河 野 哲 也
委 員	川 添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

監査事務局

事 務 局 長	長 友 秀 隆
監 査 第 一 課 長	福 島 順 二
監 査 第 二 課 長	川 越 長 敏

議会事務局

事 務 局 長	石野田 幸 蔵
事 務 局 次 長	弓 削 孝 幸
総 務 課 長	馬 原 日出人
議 事 課 長	四 本 孝
政 策 調 査 課 長	富 永 博 章

---

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	黒 田 涉
議 事 課 主 任 主 事	今 村 左 千 夫

---

○中野委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○長友監査事務局長 おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、監査事務局の平成20年度一般会計の当初予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の511ページをお開き願います。一番上の欄でございます。監査事務局、平成20年度当初予算額、2億2,790万2,000円をお願いしております。これは0.1%増でございますけど、前年度並みということでございます。

それでは、この内容につきまして、おめくりいただきまして515ページをお願いいたします。まず、上から、総務管理費でございます。1,768万3,000円でございます。これは包括外部監査の実施に要する経費でございます。本契約の分と需用費等を合わせた分でございます。これにつきましては、別途、契約の締結ということで議案のほうで後ほど御説明を申し上げます。

次に、その下、真ん中あたりでございますけれども、(項)監査委員費についてでございます。総額が2億1,000万余でございます。

まず、(目)の委員費でございます。3,040万7,000円をお願いしております。この内訳でございますが、(事項)委員報酬でございます。これは監査委員4名の給与、報酬等でございます。2,772万4,000円でございます。その下の運営費でございます。これは旅費など監査委員の監査活動に要する経費268万3,000円でございます。

次に、下から3段目の(目)事務局費でございます。これは総額1億7,981万2,000円をお願いしております。この内訳でございます。(事項)

職員費でございますが、これは事務局職員17名の  
人件費1億6,783万8,000円でございます。また、  
次のページの516ページ、(事項)運営費でござい  
ます。1,197万4,000円でございます。これ  
は事務局職員の旅費等の監査活動や、需用費  
等事務局の運営に要する経費でございます。

一般会計の当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案のほうに移らせていただき  
ます。今回、監査事務局からは2件議案をお願  
いしております。1件は、「宮崎県監査委員条例  
の一部を改正する条例について」でございます。  
提出議案書(平成20年当初分)の105ページのと  
おりでございますけれども、総務政策常任委員  
会資料によりまして御説明をさせていただき  
たいと思いますので、その資料をお願いいたし  
たいと思います。

1枚表紙をおめくりいただきますと、左のほ  
うに目次が出てまいります。33号「宮崎県監査  
委員条例の一部を改正する条例」、対照表、それ  
から、第34号といたしまして「包括外部監査契  
約の締結について」、それから、報告事項で不適  
正な事務処理に対する監査の対応、この項目を  
ただいまから御説明を申し上げます。

まず、1ページでございます。宮崎県監査委  
員条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由でございます。昨年6月に「地方公  
共団体の財政の健全化に関する法律」が施行さ  
れております。これは御承知のとおり、夕張市  
等々の財政破綻をきっかけに、こういう動きで  
国のほうでつくられた法律でございます。これ  
の第3条に、地方公共団体の長は、財政健全化  
判断比率という4つの指標をつくって、監査委  
員に審査をお願いして、その結果をもとに議会  
に提出して報告を求めるといった条項がござい

ます。今申し上げましたように、地方自治体の長  
は、監査委員に健全化比率の判断を求めないとい  
けないものですから、長のほうから監査委員  
に書類が届くわけですけれども、その着手を15  
日以内にこなさいというものを規定するもので  
ございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。  
2ページに監査委員条例の新旧対照表がござい  
ます。下のほうが現行でございます。第8条に  
決算及び証書類等の審査というのがござい  
ます。これは今、一般会計の決算、公営企業の決算に  
つきまして、私どもの方に地方自治法上あるい  
は地方公営企業法上、審査を委ねられまして、  
知事は監査委員の意見を付して議会のほうに審  
査をお願いするという手順になっておりますけ  
れども、今回いわゆる健全化法ができて、  
これも決算審査と同じように監査委員の審査を  
経るということになりましたので、上の改正案  
でございますけれども、第8条で、その審査を  
監査委員は15日以内に始めなさいということ  
で規定をしております。あわせまして、今度、健  
全化法につきましても同じように15日以内に着  
手をこなさいと。これはほうっておいてはだめ  
ですよという内容の規定でございます。こうい  
う新たな1項を8条の中に加えるという趣旨で  
ございます。説明は以上でございます。

それから、3ページでございます。議案第34  
号でございます。「包括外部監査契約の締結につ  
いて」というものでございます。

まず、提案の理由でございます。包括外部監  
査契約の締結については、地方自治法によりま  
して議会の議決に付すものとなっております。  
毎年この2月議会に契約の締結についてという  
議案をお願いしているものでございます。

契約の目的は、包括外部監査契約に基づく監

査の実施及び監査結果の報告に関するものでございます。

契約の金額は、1,711万1,000円を上限とする額ということで契約をすることになっております。したがって、後日精算をするということでございます。精算をした場合でも、多くなっても上限ということですので、この額で打ち止めということでございます。

契約の相手方でございますが、宮崎市内で後任会計士をしておられます安樂健一さんという55歳の方でございます。この方をお願いをしたいと思っているところでございます。実は、現在、包括外部監査契約をしていただいておりますのは、同じく公認会計士の竹之内さんという方ですけれども、この方がことしで丸3年になります。地方自治法上、続けて4年はできないという規定がございますので、今回新たに安樂さんをお願いをするものでございます。安樂さんは公認会計士として多年の実績を有しておられます。それと、公認会計士の宮崎県の部会から推薦をいただいて人選を図ったところでございます。

それから、契約の期間でございますけれども、ことしの4月1日から向こう1年間ということでお願いをしておるところでございます。

第34号の説明は以上でございます。

それから、1件報告事項でございます。おめくりいただきまして4ページでございます。この資料は前回の11月議会でも御説明いたしましたので、中身につきましては説明を省きますが、右側の監査の方策といたしまして、不適正な事務処理が発生いたしましたので、平成20年度の監査の方策ということで、私どもといたしましても、1番から10番までの項目につきまして、知事部局あるいはその他の部局で今回の問題に

ついでいろいろな改善がなされておりますので、それらにつきまして検証をしたり、あるいはこちら独自でそういうものが発生していないかどうかというのを定期監査の中でやろうというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○中野委員長** 以上、説明が終了しました。説明にありました議案、その他報告事項も含めて質疑はありませんか。

**○星原委員** 説明がありました不適正な事務処理に対する監査の対応ですが、今回裏金のことが出て、このように改めてといいますか、今まで以上にチェックといいますか、監査の範囲を広げられたみたいな形が掲げられているんですが、検証の仕方ですね。そこで、指摘事項等が出されていきますね。今回監査して指摘事項があれば指摘事項をなされる。そのことがどこかで次年度あたり、再度ぴしとなされたのかどうかということも常に追っかけていかないとどうなのかな。あるいは学校なんかだと3年に1回ぐらい出ますね。毎年やるところはいいんですが、そうじゃないところで何年かに1回回るところは、こういう問題がどこかで生じる、そのことはすべて関連のところには同じようなことのないようにということで指摘をしていっているものなんですか、どうなんでしょうか。

**○長友監査事務局長** 3つの点でそれをフォローしております。まず第1点は、これは法律上あるんですけれども、監査で指摘されたものにつきましては、措置を講じた場合には監査委員に報告をすることになっております。これが制度上のものです。ただし、これは会計検査院法と違わして強制力がないものですから、措置を講じなければ報告は要らないといいますか、

しないということになります。報告が来たら、私どもは県の公報に載せて、こういうことに措置がされましたということを県民の皆様知らせるというものでございます。

それから、もう一つは、監査調書の中に、前年度指摘されたものにつきましてどのような措置を講じたか、あるいはどういう考えでいるのかというのを書かせる欄がございます。これでフォローするというので、改善がなされなければ監査委員から指摘を追及していただくということがあります。

それから、3番目ですけれども、一部今年度から始めましたけれども、監査の結果を年に3回ぐらい公表するんですけれども、その後すぐに連絡調整課の会議を開きまして、そちらの部局には、出先も含めてこういう指摘をやりましたので、改善を徹底してくださいということをするようにいたしました。そういう3つの監査結果のフォローを今しているところでございます。以上でございます。

**○星原委員** そういうことで監査の範囲が広がったり、細かくチェックするようになりますと、今17名で20年度の職員の予算が上げてあるわけですが、その陣容ですね、体制として、今求められているものからいったときに十分な監査ができる陣容としてとらえられているかどうかをお聞かせください。

**○長友監査事務局長** その点につきましては、前回中村委員のほうから体制の強化の話が出ました。委託という話も出ました。監査アドバイザー制度というのを従来から私どもの県はとっておったんですけれども、いわゆる専門家、公認会計士とか、技術屋さんであれば技術士の方に、私たちが監査に行くのとあわせてアドバイスをいただくという措置をとっていたんですけ

れども、今回、実際に公認会計士の方あるいは技術士の方に幾つかの所属に直接行ってもらって、監査委員の補助者と同じような形、つまり私たちと同じような形で監査をしてもらって、それを監査委員につないでいただいて監査結果報告をするというような形にしまして、そういう緻密なものを、私どものお手本になるようなものを実際に見せていただくというもので、ピンポイントで監査できるような体制にしていくということが1つでございます。

もう一つは、今回、不適正な事務処理を契機にいたしまして、不適正な事務処理の発生した原因の私どもの反省点の中の一つに、言葉は悪いんですけれども、広く浅くやっていたものですから、監査項目と監査対象所属を20年度からは絞ってみようかと、ピンポイントで、この所属はこれがこれまでの経験からしてちょっとおかしいかもしれないので、これを重点化してやろうということで、現体制で20年度はやってみようというふうな考えであります。その2点でございます。以上でございます。

**○星原委員** それと、国からの会計検査というんですか、来るときは、我々が土木事務所とか振興局に行くと、かなり緊張して、書類もチェックして待ち構えているような感じがあるんですが、県の監査でいくと、皆さん方も執行部から来ていますね、全然別個の形で監査体制があるのと違って、そういう中であると、どこら辺まで踏み込んで、数字のチェックは当然ですが、もうちょっとチェックを厳しくといいますか、中身について深く突き進んでいけるぐらい皆さん方に与えられてはいると思うんですが、いずれ何年かたったらそれぞれの部署に帰っていきますから、その辺の部分はないと思っているんですけれども、何らかの強い、権限じゃないけ

ど、権限は与えられているわけですがけれども、そういう形で臨んでいって、相手も国からの検査と同じぐらい緊張感を持っているものなんではないかと、どうなんですか、その辺について何かありませんか。

**○長友監査事務局長** 現場は緊張感はあります。といいますのは、監査指摘されますと、その所属なり職員のメンツもでございますので、指摘されないような事務処理をしないといけないというふうな、受ける立場はそういう緊張感はあります。もう一つは、こちらの監査する立場ですがけれども、もちろん私どもは何かないかなという姿勢で行きます。いわゆる警察官ではないんですけれども、泥棒をつかまえないと警察官の役割はないと一面言われておりますので、私どももやっぱり、細かいことでもいいから、何かないかという気持ちで監査をしておりますので、それはお互いに真剣勝負でやっております。以上でございます。

**○星原委員** 最後に、包括外部監査の方々は毎年どこかに目標を置きますね、病院局だったり、企業局だったり。20年度は外部監査の方々はどのようなところを中心に監査の予定に入っているわけですか。それはまだ決まっていないんですか。

**○長友監査事務局長** それは、契約が終わってこの方が県の行政をつぶさに見られて、これをしてほしいという、これからでございます。以上でございます。

**○黒木委員** 監査委員の報酬の割合を教えてください。

**○長友監査事務局長** 識見委員が年間手当等通じましておおよそ1,000万でございます。それから議選の委員がおおよそ150万でございます。これは非常勤でございます。おおよそでございま

す。丸めてでございます。

**○黒木委員** この4名の方ですね、交通費、自宅からここに来るまで。ここであれば、河野委員は延岡です。延岡から本庁まで来る、そういうものは出ているんでしょうか。

**○長友監査事務局長** ここを起点に行っていた場合には、普通の一般職員と同じような旅費の規程の……。

**○黒木委員** いや、そうじゃないのよ。じゃ、年間どれぐらいの監査日数があるんですか。

**○長友監査事務局長** 識見委員でおおよそ70日ぐらいでございます。それから、議選の委員で、ことしはちょっと少ないですが、25日前後でございます。通常は、識見委員が100日前後、議選の委員が45日前後でございます。なぜことし減ったかといいますと、20年度から決算監査に絞ります。今までは現年監査といたしまして、1月から3月までも19年度分の監査を前どりしてやっていたものですから、ことしはそれをやめまして全部20年度決算監査にしましたものですから、19年度はちょっと少なくなっております。以上でございます。

**○黒木委員** その年によって違うようですがけれども、例えば70日間都城からここまで出てきますね。それから出ていく分については旅費は組んであるようですがけれども、都城から本庁までのは出るんですか。

**○長友監査事務局長** 私の説明がちょっと悪かったです。それは全部出ます。御自宅から宮崎まで、宮崎から監査対象所属まで、それはすべて旅費計算の中に入れております。

**○鳥飼委員** 先ほど星原委員から出ました包括外部監査契約ですけど、竹之内委員が3カ年やられたんですけど、何をやってこられたのかお尋ねします。

○長友監査事務局長 3年間やっていただきました。17年度が、平成16年度、前年度分の補助金全般について見ていただきました。18年度が貸付金について見ていただきました。今年度が宮崎県公社等改革指針に基づく改革実績の評価についてというテーマで見ていただきました。以上でございます。

○鳥飼委員 先ほどの御説明では、補助金全般とか貸付金も竹之内さんがこれをやろうということで決められたと。事務局でこういうのがいいんだろうなということではないわけですね。

○長友監査事務局長 これは独立性が保たれておりますので、御自身で選定されたテーマでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 余りおもしろくないのかなと思ったりしたものですから、これは余分な話ですが。公社等改革と言われましたね、これは報告書というものは出ているんですか。

○長友監査事務局長 18日の監査委員協議会に提出していただきまして、19日に議長、副議長に、議会に御説明をするという予定になっております。

○鳥飼委員 そうしますとそれが終わってからということですね。大体こういうことですかということを局長から言うわけにはいかないんですよ。

○長友監査事務局長 そのとおりでございます。

○黒木委員 今言う外部監査ですね、公認会計士さんあたりの希望といたしますか、やってみたいという皆さん方は多いんですか。

○長友監査事務局長 宮崎県内に公認会計士さんが20名前後いらっしゃいます。手を挙げる方は実際いらっしゃいません。といいますのは、かなりこれは手間と時間を食います。今1,711万1,000円お願いしておりますけれども、とても

これではペイしないということで、本業もお忙しいこともございますけれども、なかなか希望者がなくて、それで公認会計士会の会長さんに御推薦をいただいて、持ち回りでやっていただくというような状況でございます。以上でございます。

○中村委員 今、星原委員から出たんですが、監査に行かれるとき、受ける側として、先ほど所詮同僚になるんじゃないかという話でしたね。私も皆さんが一生懸命やっていらっしゃることを高く評価するんですけど、今、監査事務局は総務部の所管ですね、違うんですか。〔「独立」と呼ぶ者あり〕失礼しました。別格な所管の中にあつて、監査事務局が、何というんですか、今までのものじゃなくて別格のものだよということの位置づけがあつていくと、また受け取り方が違うんでしょうけど。

○長友監査事務局長 まさに、今、中村委員がおっしゃいました疑問点がいろいろなところで話に出ておまして、実は、昨年7月に、総理の諮問機関であります第29次地方制度調査会でこの監査委員制度の改革が議題に上っております。その中で今いろいろな議題が討論されているんですけども、まさにその議題もありまして、この監査委員という制度を、例えば、独立性をさらに強化するために議会のもとに置いたらどうかという案とか、まだまだ独立性が足りないということで、今、実はさまざまな案が検討されているところです。昨年の7月でしたから、これは2カ年間の計画で協議がされる予定ですので、あと1年後か2年後ぐらいには新たな監査委員制度が発足するものと考えております。その中で独立性も新しい視点で制度がつくられるものと思っております。まさに御指摘のとおりだと思います。以上でございます。

○中村委員 例えば県の職員の身分ですね、これが、どこかの機関があって、3年間なら3年間は県職員の身分じゃなくて出向するような形でその機関があれば、我々は県職員じゃありませんよということがアピールできるでしょうし、そういう特別な機関があると強く物が言えるのかなという気がします。これはまた今から検討されるでしょうけど。

○星原委員 昔、私も監査委員をしたときに、全国の研修もあるし、九州でもあるんですよ。そのときに、九州各県同士でお互いに違う県を見ることで勉強になる部分と、違う県だったら、自分たちがねらった部分をこういう指摘でこうじゃないですかということが強く言えるんじゃないかということで、交流人事の監査委員をやったらどうかと、一緒に集まった中でそんな話も出たところでしたが、いろいろ難しい部分があってできないんですけど、今言われた独立性の部分をどういうふうにとらえていくかということが今後は問われるのかなというふうに、そのときから我々も思っていて自分でもそういう話をしたところだったんです。そういう考えみたいなのは難しいんでしょうけど、そういう思いはみんな持っているような気がするんです。

○長友監査事務局長 県のいろいろな行政あるいは事務につきまして、これだけ県民の皆様が目が厳しい状況においては、頼れるものの一つとしてやっぱり監査委員制度というのがあると思います。私たち事務局、補助職員も、監査委員も含めまして事務職員も、独立性なり、ちゃんと県民の負託にこたえているかというのを考えて監査をしなければならないと思っておりますので、制度も改革する必要がありますけれども、私たちの気持ちもそういう立場でやらないといけないと肝に銘じておるところでございます。

す。以上でございます。

○鳥飼委員 お願いといたしますか、新年度に新しい体制で監査に入られると思うんですが、不適正な事務処理の措置の中で県税・総務事務所というのができます。総務部のときにもいろいろやりとりしたんですけど、各所属の物品を総務事務所、県税のどこに置かれるかわかりませんが、宮崎は品目が1万700あるんだそうです。現場は悲鳴を上げていますよということで、例えばこういうものだったらいいと思うんですけど、集めて発注してもらって配布をするということでいいと思うんですが、例えば、病院とかで注射針とか医薬品とか脱脂綿とか、保健所もありますし、タミフルとかいろんなものがありますし、学生のいるところとか、試験研究機関とか、通常の行政事務所、行政機関ではないところ、特別なところがあると思うんです。そこも一律にやろうというふうに聞いておるんです。確かに、物品によっては、こちらで事務的なものだけやって直送というのもやりますということも言っておられますけど、かなり混乱して業務がストップすることが予想されるんです。そういうことも総務事務センターのほうにお話をしました。ですから、始まった段階で、そこら辺のところもうまいぐあいについているのかどうか、事務を改善していくといたしますか、業務がしっかり転がっていくことが大事ですから、そこを一定程度重点的に見ていただきたいなということを要望しておきたいと思っております。

○中野委員長 常勤監査ですね、一般的に課長を中心に事務監査が終わった後に常勤監査が入って公表とか、どういうシステムになっていきますか。

○長友監査事務局長 まず、私どもの補助職員、事務局職員が1～2カ月前に監査をいたします。



その事務局の監査結果を委員につなぎます。そして委員が事務局の監査結果をもとに独自でいろいろお考えを決められまして、数週間後あるいは1カ月後に所属に入ります。そこで監査委員が独自の立場から意見を述べられるという簡単に述べるとシステムになっております。

**○川添委員** これから監査のやり方もいろいろ検討されて絞り込んでいくとか、監査事務局の位置づけも検討されてくるということですけど、監査項目で、今話題になっています事業効果については、不適正な事務処理とは別に、今後どういったスタンスで見えていかれるのでしょうか。

**○長友監査事務局長** 年度ごとに監査の基本方針というのを立てるんですけども、その中で、20年度も、いろんな事務が法律上適正に執行されているか、正確に執行されているかももとより見るんですけども、それとあわせて、経済性とか、有効性とか、効果があるのかどうかという、専門用語で3E監査と言っておりますけれども、効果があるのかどうかということも監査の視点の中に入れて監査をしていく予定にしております。以上でございます。

**○川添委員** ぜひそこあたりのウエートも高めていただいて、監査委員独自の立場で、本当にこの事業は成果が上がっているのかといったところを見ていただきたいのと、それから財政の監査を行うに当たって、今、予算の中でも、今議会でも、基金の取り崩しが計画との差が出てきつつあるというところで、行財政改革大綱に基づいて財政の再建を今行っているわけですが、私が監査報告を読ませていただいたところでは、計画との差、進行状況という視点で今後どういうふうに取り組んでいかれるか、お願いします。

**○長友監査事務局長** ただいまの御発言の件につきましても、平成20年度の監査方針の中に、

宮崎県行政改革大綱2007を後押しするようなやり方で監査をするということをはっきり位置づけたと思っております。それと、先ほど条例の改正でも申し上げましたように、このたびの健全化法、新しい法律で健全化判断比率というのを地方自治体の長がつくりまして、それを監査委員も審査しなければならないという非常に大きな役割が回ってまいりました。私どもの仕事のやり方も大変大事なことになってきていると思いますので、その点に注意してやりたいと思っております。以上でございます。

**○星原委員** 確認しておきたいんですが、昔の経験で、今、監査のほうから各部資料を要求すればすべて出てきておりますね。

**○長友監査事務局長** 一部提出していただけないこともありました。

**○星原委員** 実は、以前しているときに、土木部の経営事項審査のクラス分け、資料を出さないとやったわけです。出せないとくるわけです。何で出せないのかなと出して出させたいんですが、過去そういうことがあったものですが、さっき言うような本当にその辺がある程度厳しくどこまでできるのか。事務局の職員皆さん方に頼んで準備するように言っておったのでは、だめですと返ってきたわけですね。直接土木部に電話して行かにかんかった。それで出させた経緯があるんです。そういう部分が強く言えなかったり、どこかにそういうのがあるんじゃないかなということがあつたものですが、さっきから出ているような独立性の部分とか、あるいは職員の皆さん方がどこまで突っ込んでいけるのかなという部分があつたものですが、

**○長友監査事務局長** ただいまの件につきまして、先ほど第29次地方制度調査会で討議されて

いるという話をしましたけれども、実はきょう午後には、その担当主管課であります総務省の自治行政局の行政課の職員が2人来て、うちのほうの監査制度なり、あるいは意見を聞くという場があります。そこで私、言おうと思っているのは、ただいま委員が言われたようなことを法制度上でやってくれということで言おうと思っております。というのは、会計検査院法では強制力があるわけです。資料を出しなさいと言えば出さざるを得ないわけです。ところが、地方自治法上、地方公共団体の監査ではそれは強制力がありません。ですから、私は、きょうは、地方自治法でもうちょっと強制力のある条項を入れてもらえないでしょうかということをおっしゃっております。以上でございます。

○**星原委員** ぜひ今の話をやってもらわんと、我々もその当時、自分になってみて、何だという思いがあったものですから、ぜひそれぐらいは法整備をしていただくようお願いをしていただけじゃいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○**長友監査事務局長** 全く同じ気持ちでございます。

○**黒木委員** 第一課長と第二課長はどんな分類で分けてあるんですか。全部を監査した人はわかるが、我々は全然わからんのです。

○**長友監査事務局長** 基本的には業務分担というのがありまして、監査する部署で分けております。それ以外の、包括外部監査は一課でやるとか、行政監査は二課でやるとか、特別の業務はありますけれども、大方の業務は部で分けているということでございます。以上でございます。

○**中野委員長** 課長さん方も各部を覚えているから、何でもよく知っているわな。

○**中村委員** 県庁のバッジじゃなくて。

○**黒木委員** 監査委員会のバッジをつけたらいいかもしれんね。

○**長友監査事務局長** 職員の場合もあるにはあります。委員ももちろんですけども、職員も独自のバッジがあります。

○**中野委員長** 基本的には国と一緒に独立したものじゃないと、みんな知り合いだからそんなに言えません。

よろしいですか。それでは、以上をもって監査事務局を終了いたします。執行部の皆様は御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

---

午前10時45分再開

○**中野委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、事務局の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**石野田議会事務局長** それでは、議会事務局の平成20年度当初予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の1ページでございます。議会事務局の当初予算は、12億3,917万7,000円でございます。前年度に比べまして0.9%の減ということでございます。

それでは、5ページをお開きください。上から4行目の(目)議会費でございます。8億4,891万4,000円でございます。以下事項ごとに御説明を申し上げます。

まず、(事項)議員報酬でございます。議員の報酬、期末手当等の経費で、6億169万5,000円を計上いたしております。

次に、(事項)本会議運営費でございます。本

会議及び議会運営委員会の開催に要する経費で、4,513万8,000円を計上しております。

次に、(事項) 常任委員会運営費でございます。常任委員会の開催、県内外の調査活動等の運営に要する経費で、1,463万5,000円を計上しております。

次に、(事項) 議会一般運営費でございますが、各種行事への出席や政務調査費に係る交付金等で、1億7,737万8,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして、6ページでございます。(事項) 特別委員会運営費でございます。特別委員会の開催、県内外の調査活動等の運営に要する経費で、1,006万8,000円を計上いたしております。

続きまして、(目) 事務局費でございます。3億9,026万3,000円でございます。以下事項ごとに御説明いたします。

まず、(事項) 職員費でございます。職員32名の給与等で、2億7,621万6,000円を計上しております。

次に、(事項) 本会議運営費でございます。本会議の記録や会議録の印刷等に要する経費で、1,499万1,000円を計上いたしております。

次に、(事項) 常任委員会運営費でございますが、常任委員会調査活動における職員の随行等に要する経費で、356万円を計上いたしております。

次に、(事項) 図書室運営費でございます。議員の調査活動に供するための図書購入などの図書室の運営に要する経費で、625万5,000円を計上いたしております。

次に、7ページでございます。(事項) 議員寮運営費でございますが、議員寮の維持管理に要する経費で、1,005万9,000円を計上いたしてお

ります。

次に、(事項) 議会一般運営費でございます。議会広報活動等の議会一般運営に要する経費といたしまして、7,658万7,000円を計上しております。このうち、議会棟の経年劣化調査に要する経費といたしまして940万9,000円を計上いたしておりますけれども、議会棟が建設時から永年経過をしておりますことから、今年度、平成19年度におきまして経年劣化調査を実施いたしましたが、引き続き実施設計に要する経費として計上したものでございます。

次に、(事項) 議会史編さん費でございます。議会史の編さん作業に従事する非常勤職員の報酬等に要する経費で、180万円を計上しております。今回は第21集ということで、平成7年度から平成10年度分を編さんするものでございます。

最後に、(事項) 特別委員会運営費でございます。特別委員会調査活動の職員の随行等に要する経費で、79万5,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中野委員長 以上、説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○黒木委員 議員寮の運営費はあるんですが、議長公舎は何もないんですか。〔「7ページ」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員 12億ということですが、県予算に占める割合は幾らでしたか。

○馬原総務課長 20年度当初予算でいきますと0.22%でございます。19年度当初予算との比較で0.22%。県全体が19年度が5,648億円で、議会費が12億4,900万ということで、それに占める割合が0.22%。

○鳥飼委員 ことしも一緒ですか。

○馬原総務課長 ことしは0.20%。

○鳥飼委員 全体に占める比率は下がったということですが、九州だけでいいんですけど、傾向的にはどういうことでしょうか。

○馬原総務課長 九州各県見てみますと大体同じような感じですけども、19年度で見ますと、一番高い佐賀県が0.27%でございます。一番低い鹿児島県が0.18%ということで、宮崎県は佐賀県、沖縄県に次いで3番目ということでございます。

○黒木委員 もう一遍、議員寮の収入は18、19年度でどのくらいですか。

○馬原総務課長 収入でございますが、19年度でよろしいでしょうか。1月末現在で、宿泊と朝食代と合わせまして293万6,000円となっております。今年度見込みで、2月、3月ございますが、365万1,000円を見込んでおります。

○鳥飼委員 幹事長会で議論されたと思うんですけど、議場内のディスプレイとか、あれは新年度どういうふうにしていくということで結論は出たんでしたかね。

○馬原総務課長 先ほど局長のほうで御説明いたしましたけれども、この建物が昭和36年度建設ということで、非常に古くなって……。

○四本議事課長 議会改革等検討委員会の中で検討されておられまして、その検討委員会の中の結論といたしましては、ディスプレイについては当面設置しないと。いろいろ御議論はあったんですが、費用がかなり高くなるというあたりで当面は置かないということでございます。

○鳥飼委員 傍聴席の横に置くとか何とかいうのもあったけど、あれも消えてしまったんですか。

○四本議事課長 最終的にはそれもなしということに検討委員会の中ではなっております。

○鳥飼委員 それと36年度の話ですけど、これ

をもうちょっと詳しく説明してください。

○馬原総務課長 この建物が36年度に建設ということで、それから46～47年たっております。それで、あちこちで雨漏りしたり、しみになったりしているところもあります。それから、給排水管がかなり劣化しているというようなところも見られます。それから、あちこちで柱とか壁のひび割れ等がございますので、経年劣化調査ということで、今年度営繕課を通して委託でやっておりますけれども、中間報告と申しますか、経過報告の中では、やはり給排水管の全面改修とか、屋上の塗膜防水とか、何カ所か耐震壁の補強も必要だというようなお話がありましたので、来年度に向けて実際にどういうふうにするのかということ調査していただくということで計画をしております。実際の工事は21年度ぐらいから行おうかなという計画をしております。

○鳥飼委員 何日か前に地震がありましたけど、通常の耐震ですよ、斜めに入れたりというのはこの議会棟も済んでいるんですか。

○馬原総務課長 ここは1号館と言うんですけども、平成7年度に1号館とあわせて耐震診断をしまして、そのときは問題なしということで結論が出ているということでございます。

○中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。事務局の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時1分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

採決については今決まりました14日の午後1時30分からであります。

その他何かありませんか。

○鳥飼委員 この際、お願いなり、検討をということでお話をしておきたいと思うんですけど、今回の予算審査でも、総務部と関係のところの分については審査ができたんですけど、例えば指定管理者のところでも20ぐらい出てきたんですけども、行政経営課はそこまでは見れませんという返事だったんですね。土木のところとかいろんなところがありますから、部署部署で。そうしますと、実質その中身ができなくて、いろんな苦情やらも聞いているわけです。向こうでは担当のほうに言っておると思うんですけども、横断的に見ることはできないというもどかしさというのがあって、何とか改善をすべきではないかなと思うんです。総務政策常任委員会はどちらかといったら全体を見ていくという、予算も見ていくわけですから、そういう意味で、これは幹事長会議での議論にということになるんでしょうけど、予算委員会を設置して知事も顔をそろえてもらってやっていく。例えば黒木委員が言われた知事のシールの問題とか、属人的なものも一つあるわけですけども、しかし、彼は政治家であると同時に行政の長だから、行政官ですから、行政と切り離して対応するわけですね、それは県には関係ありませんと言うけど、行政官の長の問題だからということで、そういう議論する場というのがどうもないものですから、私としては悔しいといいますか、これで終わったなという感じがしないものですから。機会を見つけてそういう場をつくっていただくように、それぞれのところで議論していただくとうれしいなという私からのお願いでございます。

○中野委員長 私は思うんだけど、今の指定管理者制度、行政経営課は取りまとめているだけなんですよ。だから今のような問題。やっぱり取りまとめる課・部については中身までしっかりやらんと。ただ取りまとめて1枚のペーパーを流すだけの話ですね。

暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

---

午前11時29分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

午前11時29分散会

平成20年3月14日（金曜日）

---

午後1時38分再開

---

出席委員（9人）

委員	長	中野	廣明
副委員	長	松村	悟郎
委員		中村	幸一
委員		星原	透
委員		黒木	覚市
委員		外山	衛
委員		鳥飼	謙二
委員		河野	哲也
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田	渉
議事課主任主事	今村	左千夫

---

○中野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、一括で採決いたします。本委員会に付託を受けました議案第1号、第2号、第19号から第21号、第28号、第33号及び第34号につきましては、原案どおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、本委員会に付託を受けました議案第1号、第2号、第19号から第21号、第28号、第33号及び第34

号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第4号についてであります。この請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、請願第4号につきましては、継続審査とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○中野委員長 挙手多数、よって、請願第4号につきましては、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はございませんでしょうか。

○中村委員 事業仕分け委員会は本来なら県議会議員の役割であったと。じくじたる思いであるということを入れてください。

○中野委員長 当然、仕分け委員会も入ると思いますけれども、どういう文言になるか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 議員の役割だったということ、今までしてなかったからああいうことをしたのかと言われてもいかなと思ったりするんですよ。そこは正副委員長に一任ということによろしいですね。ほかにぜひ入れたいという項目はあり

ますか。皆さんそれでいいですね。

○中村委員 どのようとは言いませんが、特別委員会の委員長ということになって、不適切なあれでやかましく言ってきたんです。きょう、確認をしますということで確認しましたね。あなた方は第三者の監査委員会に委ねたいということだったのでは。

○中野委員長 意味がわからんですけど、もう一回最初から。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 休憩いたします。

午後1時43分休憩

---

午後1時47分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。ありませんね。

それでは、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様には長時間お疲れさまでした。

午後1時47分閉会